

栃木県公報

令和 7 (2025) 年
3 月 31 日 (月)
号 外
第 24 号

目 次

監 査 委 員

○包括外部監査の結果に関する報告の公表..... 1

監 査 委 員

栃木県監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定に基づき、江原照雄包括外部監査人から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 （2025） 年 3 月 31 日

栃木県監査委員	森 澤 隆
同	鎌 形 俊 之
同	佐 藤 良
同	渡 辺 幸 子

令和6(2024)年度

包括外部監査報告書

債権管理に係る事務の執行について

栃木県包括外部監査人

江原 照雄

(本報告書における記載内容の注意事項)

- 端数処理について

報告書の数値は、原則として単位未満の端数を切り捨てて表示しております。そのため、表中の総額と内訳の合計とが一致していない場合があります。公表されている統計資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用しております。そのため、端数処理が不明確な場合もあります。

目次

目次

I 監査の概要.....	1
第1章 監査の種類.....	1
第2章 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
第3章 監査の対象期間.....	1
第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由.....	1
第5章 監査の対象.....	1
第6章 実施した監査の方法.....	1
第1節 監査要点.....	1
第2節 監査手続.....	2
第7章 外部監査人及び補助者.....	2
第8章 監査の実施期間.....	2
第9章 監査の結果.....	2
第10章 利害関係.....	3
II 監査対象の概要.....	4
第1章 債権管理の概要.....	4
第1節 債権の意義.....	4
第2節 債権管理事務.....	4
第3節 債権管理に関する取組.....	13
第2章 収入未済額及び不納付欠損額の推移.....	15
第1節 一般会計収入未済額の推移.....	15
第2節 特別会計収入未済額の推移.....	15
第3節 部局別収入未済額（県税収入を除く）の推移.....	16
第4節 一般会計不納欠損額の推移.....	17
第5節 特別会計不納欠損額の推移.....	18
III 監査の結果（総括的事項）.....	19
第1章 債権管理全般.....	19
第1節 督促・催告手続の遅延.....	19
第2節 債務者等の状況把握.....	19
第3節 債権の免除.....	19
第4節 債権回収事業者.....	20
第2章 債権回収専門部署.....	23
第1節 債権回収業務の困難性.....	23
第2節 債権管理専門部署の必要性.....	23
IV 監査の結果（個別的事項）.....	25
第1章 経営管理部.....	25
第1節 税務課.....	25
第2章 生活文化スポーツ部.....	57
第1節 くらし安全安心課.....	57
第3章 保健福祉部.....	60
第1節 保健福祉課.....	60

第2節	医療政策課	69
第3節	高齢対策課	77
第4節	感染症対策課	82
第5節	障害福祉課	85
第6節	こども政策課	101
第4章	環境森林部	140
第1節	資源循環推進課	140
第2節	林業木材産業課	146
第5章	産業労働観光部	149
第1節	経営支援課	149
第6章	農政部	163
第1節	経済流通課	163
第7章	県土整備部	166
第1節	河川課	166
第2節	住宅課	169
第8章	教育委員会事務局	173
第1節	教育政策課	173
第2節	学校安全課	184
第3節	高校教育課	188
第9章	警察本部	198
第1節	会計課	198
第2節	交通指導課	201

I 監査の概要

第1章 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

第2章 選定した特定の事件（テーマ）

債権管理に係る事務の執行について

第3章 監査の対象期間

原則として令和5(2023)年度（令和5(2023)年4月1日から令和6(2024)年3月31日まで）としたが、必要に応じて令和4(2022)年度以前及び令和6(2024)年度も対象とした。

第4章 特定の事件（テーマ）を選定した理由

県税や貸付金、使用料、負担金等の栃木県（以下「県」という。）が有する債権は、県民の重要な財産であり、その適正な管理については、県が取り組むべき重要課題の一つである。

令和4(2022)年度末の一般会計の収入未済額は31億7,494万円、特別会計の収入未済額は6億8,665万円となっている。また、同年度に一般会計で4億4,348万円、特別会計で5億5,519万円の不納欠損処理が行われている。

県では、平成21(2009)年に債権管理に係る全庁的な指針となる「債権管理の適正化のための取組方針」を策定し収入未済額の縮減に取り組み、平成28(2016)年以降は「とちぎ行革プラン2016」及び「とちぎ行革プラン2021」に基づき未収債権対策を継続してきている。

県の債権管理に係る事務について、回収の公平性・公正性の確保の状況、回収不能債権の有無等の観点から、合規性を中心として経済性・効率性・有効性を追求して執行されているかについて監査を実施することは有用であると判断し令和6(2024)年度特定の事件（テーマ）として選定した。

第5章 監査の対象

令和4(2022)年度決算又は令和5(2023)年度決算において、収入未済額及び不納欠損額（100万円未満は除く。）のある所管課。

第6章 実施した監査の方法

第1節 監査要点

包括外部監査の根拠法規である地方自治法第252条の37第2項によると、包括外部監査人は、監査に当たって監査対象団体の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」が、第2条第14項（住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果）及び

第 15 項（組織及び運営の合理化、規模の適正化）に則ってなされているかどうかに意を用いなければならないとされる。この規定を受けて包括外部監査における監査要点としては、次の 2 つにまとめることができる。

- ・ 財務事務執行の合规性
- ・ 行政の管理視点（住民福祉の増進等上記第 2 条第 14 項及び第 15 項）に基づいて、行政の経営管理制度である予算統制制度及び P D C A 循環サイクルが整備運用されているか否か

第 2 節 監査手続

- ・ 関係法令、条例、規則等の根拠規定を確認し、関係書類・帳票類の閲覧、突合、関係者への質問等を実施した。
- ・ その他包括外部監査人が準拠性監査を実施するため及び監査要点を検証する上で必要と認めた監査手続を実施した。

第 7 章 外部監査人及び補助者

包括外部監査人	公認会計士	江	原	照	雄
補 助 者	公認会計士	福	田	栄	
	公認会計士	針	谷	和	弘
	公認会計士	坂	田	智	幸
	公認会計士	最	首	克	也
	公認会計士	岸		大	路

第 8 章 監査の実施期間

令和 6（2024）年 6 月 27 日から令和 6（2024）年 11 月 25 日まで監査を実施し、令和 7（2025）年 3 月 21 日に最終的な意見をまとめたものである。

第 9 章 監査の結果

この監査報告書では、地方自治法第 252 条の 37 第 2 項に基づき、監査の結果を以下のように 2 つに区分している。また、監査の結果、特に問題となる事項がなかった場合は、その旨を記載している。

①指摘事項

- ・ 予算執行に関する合规性違反の事実
- ・ 事業の「有効性」、「効率性」等の観点から予算統制が著しく不適切であるの事実

②意見

- ・ 事業の「有効性」、「効率性」等に対する判断
- ・ 指摘事項に対する改善提案
- ・ 事業の管理に対する改善提案

第 10 章 利害関係

監査の対象とした事件につき、私は、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ 監査対象の概要

第1章 債権管理の概要

第1節 債権の意義

債権とは、一般的には特定の人が他の特定の人に対して、一定の行為をするようにできる権利であるが、地方自治法では債権の対象は、金銭の給付を目的とする県の権利に限定されている(地方自治法(以下「法」という。)第240条①)。

金銭の給付を目的とする県の権利には、地方税、分担金、使用料、手数料等のいわゆる公法上の収入金に係る債権、物件の売払代金、貸付料等の私法上の収入金に係る債権のほか、歳出の誤払い又は過渡しに基づく返納金に係る債権等、県が県以外の者に請求できる金銭の給付すべてが含まれている。

第2節 債権管理事務

債権の管理に関する事務としては、債権者として行うべき督促、滞納整理、滞納処分強制執行等に関する事務があり、財務会計事務マニュアルでは以下のように定めている。

1 債権管理の基本

(1) 債権発生時の留意点

債務者が債務を履行しない場合に対処するため、担保や保証人の設定の必要性を検討します。資金を貸し付ける場合、一般的には先ず返済能力が重要な審査項目となりますが、特に、金額の大きい貸付金にあつては、貸付審査の時点において、提出書類の厳格なチェックを行います。この場合、収入状況や資産状況だけでなく負債の状況についてもよく確認します。さらに、債務者や保証人に対し、「債務不履行となった場合には、保証人に対しても請求するとともに、財産調査を実施し強制執行等の手続きに着手する」ことを書面において周知徹底します。

(2) 管理・点検

債権管理の第一歩は、記録の整備です。滞納金整理手票(運用通知様式第17号)などによる記録の整備は、債権を適正に管理し、効率的な事務処理を行うために必要不可欠なものです。したがって、滞納金整理手票などには、必要な事項を調査し、確認のうえ記載します。また、記載した事項に変更が生じたときにも同様とします。

(3) 債務者等の状況の捕捉

貸付金など、債権の発生から履行までに一定の期間がある債権については、

経済情勢の影響などから、債務の履行期限までに債務者が破産等の状況に陥り、債務の履行が危ぶまれることもありますので、債務者の状況を把握するよう努めます。特に、多額の債権などについては、償還の可能性を見極め、債権の保全を確保するためにも、年に1回以上、登記簿謄本、財務諸表だけでなく、税務申告書の写し（付属明細書明細、勘定科目明細書を含む。）等の提出を求めるなど、必要な情報収集を行います。

2 督促

課長又は公所の長は、納入の通知をした後、納付期限を経過しても納付されない債権について、納付期限後20日以内に督促状を債務者に送付しなければなりません。その際、督促状を発行する日から10日後の日（例：3月1日督促状発行→3月11日）を期限として指定します（栃木県財務規則（以下「規則」という。）第60条）。ただし、他の法令（道路法、河川法等）に督促の規定がある場合は、それらの法令の規定により督促を行います。

3 滞納整理

課長又は公所の長は、督促状に指定した期限を経過してもなお納付されない債権について、滞納整理に努めなければなりません（規則第61条①）。滞納整理とは、債務者に対して文書、電話等により滞納金の納付を促したり、直接債務者に会い滞納金を徴収したりするなど、滞納となった債権を回収するために行う事務をいいます。滞納整理に従事する職員は、栃木県税外収入徴収職員証を携帯し、債務者からの請求があったときは、これを提示しなければなりません（規則第61条②）。

4 滞納処分

滞納処分とは、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の公法上の収入を債務者が滞納した場合に、地方税法により行う行政上の強制執行、すなわち、債務者の財産を差し押え、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいいます。課長又は公所の長は、地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）について、督促を受けた者が、その指定期限までに納付しないときは、地方税の滞納処分の例により処分することができます。「地方税の滞納処分の例による」とは、地方税法に定める地方税の滞納処分に関する規定を包括的に税外収入の滞納処分の場合にも適用するということです。

5 強制執行等

課長又は公所の長は、強制徴収により徴収する債権以外の債権については、督促をした後相当の期間を経過してもなお納付されないときは、次のような措置をとらなければなりません。ただし、徴収停止又は履行延期の特約等を行う場合その他特別の事情があると認められる場合は、これらの措置をとらなくてもよいとされています（令第171条の2）。

（1）担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）

担保の付されている債権については、当該担保の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとります。保証人の保証がある債権については、保証債務履行請求書（運用通知様式第21号）及び納入書を保証人に送付して保証債務の履行を請求します。

（2）債務名義のある債権（（3）により債務名義を取得したものを含む。）

債務名義のある債権については、強制執行の手続をとります。債務名義とは、一定の私法上の給付請求権（対応する給付義務）の存在を証明し、かつ、国の強制力によってその請求権の内容を実現できる執行力が法律によって付与された公正証書等（例えば、確定判決、仮執行の宣言を付した判決など＜民事執行法第22条参照＞）のことをいいます。強制執行とは、債権者からの申立てにより債務名義に表示された給付請求権を執行機関（執行裁判所又は執行官）が強制的に実現する手続をいいます。強制執行の手続は、執行機関（執行官又は執行裁判所）が行うもので、強制執行するには、その旨を執行機関に申し出ます。

（3）担保若しくは債務名義のない債権又は担保権を実行しても履行されない債権

この債権については、裁判所に対して訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）による履行の請求を求めます。

6 履行期限の繰上げ

期限の利益は、債務者のために存在するものと推定されているので（民法第136条①）、履行期限の到来前に、債権者が債務者に対し履行を請求することができないのが原則です。しかし、法令又は契約の定めにより債務者が期限の利益を失ったときは、債権者として損失を被ること（たとえば、債務者が破産宣告を受けたときに期限未到来の場合、配当の要求ができず弁済が受けられなくなること。）が無いように履行期限を繰り上げます。

課長又は公所の長は、債権について次のア～カのいずれかの事由が生じたことを知った場合には、履行期限を繰り上げなければなりません。ただし、履行延期の特約等を行うことができる要件を備えている場合その他特に支障があると認める場合は、繰り上げなくてもよいとされています（令第 171 条の 3、規則第 63 条①）。

- ア 債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
- イ 債務者が担保をき損し、又はこれを減少したとき。
- ウ 債務者が担保を供する義務を負う場合に、これを供しないとき。
- エ 債務者である法人が解散したとき。
- オ 債務者について相続の開始があった場合において、相続人が限定承認した。
- カ 履行期限を繰り上げる旨の特約に該当する事由が生じたとき。

7 債権の保全

債権の申出とは、債務者が強制執行を受けるなどその責任財産が危うくなった場合や、債務者の総財産について清算が開始された場合等において、債務者の財産の分配にあたって不利益を被ることがないように、県が債権者として、その債権の存在を主張することをいいます。課長又は公所の長は、次のア～クのいずれかの事由が生じたことを知った場合に、法令の規定により県が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちにそのための措置をとらなければなりません（令第 171 条の 4①、規則第 64 条）。

- ア 債務者が強制執行を受けたこと（民事執行法第 51 条、第 133 条等）
- イ 債務者が租税その他の公課について滞納処分を受けたこと
(国税徴収法第 130 条等)
- ウ 債務者の財産について競売の開始があったこと
(民事執行法第 188 条、第 192 条等)
- エ 債務者が破産手続開始の決定を受けたこと（破産法第 111 条）
- オ 債務者の財産について企業担保権の実行手続の開始があったこと
(企業担保法第 51 条の 2)
- カ 債務者である法人が解散したこと（民法第 79 条、会社法第 499 条 等）
- キ 債務者について相続の開始があった場合に相続人が限定承認をしたこと
(民法第 927 条)
- ク 上記エ～キ以外の場合で、債務者の総財産についての清算が開始されたこと
 - ・ 会社更生手続開始の決定（会社更生法第 41 条）
 - ・ 民事再生手続開始の決定（民事再生法第 33 条）

- ・相続財産の分離（民法第 941 条）等

課長又は公所の長は、債権を保全するため必要と認めるときは、債務者に対し担保の提供（保証人の保証を含む。）を求めます（令第 171 条の 4 ②、規則第 64 条）。

8 徴収停止

徴収停止とは、履行が遅滞している債権について、債権管理上の明らかな費用倒れを避けるために、以後、その債権について積極的な管理を行わないこととする県の内部的な整理のことです。徴収停止は、単に県の内部においてする整理に過ぎず、債権の効力になんら影響を及ぼすものではありません（時効は進行を続け、債権は消滅しない。）。したがって、徴収停止をした旨を債務者に通知する必要はなく、債務者が自発的に債務の履行をするときは、その弁済を受領することができます。なお、徴収停止をした後、債務者の資産状態が好転したときなど、事情が変わった場合は、徴収停止の措置を取り止めなければなりません。

課長又は公所の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次のア～オのいずれかの事由に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立をしないことができます（令第 171 条の 5、規則第 65 条）。

ア 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

イ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるとき。

ウ 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えると認められる場合において、他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利（以下「優先債権等」という。）がその超えると認められる額の全部の弁済を受けるべきとき。

エ 債務者が死亡した場合において、相続人のあることが明らかでなく、かつ、相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額

を超えないと見込まれるとき。

オ 債権金額が少額で取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

9 履行延期の特約等

課長又は公所の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の（１）に該当する場合には、履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができます。この場合、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることもできます。また、履行期限を経過した後においても履行延期の特約等を行うことができますが、この場合には、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金に係る債権は、徴収しなければなりません。履行期限を延長する目的は、債務者の資力の回復を待つて債権を確保すること、又は経済力に応じた分割納付を認めることにより債権の全額徴収を確保するためです。

（１）履行延期の特約等を行うことができる場合（令第 171 条の 6 ①）

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

イ 債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利と認められるとき。

ウ 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

エ 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

オ 貸付金に係る債権について、債務者がその貸付金の使途に従って第三者に貸付を行った場合、その第三者の貸付金に関し、ア～ウまでのいずれかの理由があることその他特別の事情により、その第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であると認められるとき。

(2) 履行期限を延長する期間（規則第 67 条）

課長又は公所の長は、履行延期の特約等をする場合は、履行期限（履行期限後に履行延期の特約等をする場合には、履行延期の特約等をする日）から 5 年以内において、延長に係る履行期限を定めます。ただし、前記(1)のア又はオに該当するものは 10 年以内で定めます。なお、履行延期の特約等は一回限りではなく、更新することができます。

10 債権の免除

(1) 債権を免除することができる場合

課長又は公所の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次のア又はイに該当する場合には、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができます。

ア 債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約等をした場合には、最初に履行延期の特約等をした日）から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき（令第 171 条の 7 ①）。

イ 第三者に対する貸付けを目的とする貸付金に係る債権で、当該第三者が無資力又はこれに近い状態であることに基いて履行延期の特約をした場合で、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約をした場合には、最初に履行延期の特約をした日）から 10 年を経過した後において、なお、当該第三者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときで、債務者が当該第三者に対するその貸付金を免除することを条件とするとき（令第 171 条の 7 ②）。

(2) 債権免除の手続（規則第 69 条）

課長又は公所の長は、債務者から債務免除申請書（運用通知様式第 30 号）を提出させ、債権免除決議書（運用通知様式第 31 号）により幹事課長に協議の上、債権の免除を決定します。債権の免除を決定したときは、債務免除通知書（運用通知様式第 32 号）を作成し、債務者に送付します。

県の権利を放棄することは議会の議決によらなければならないものですが、上記(1)のア又はイにより債権を免除した場合には、議会の議決を必要としません（令第 171 条の 7 ③）。

11 権利の放棄

地方自治法施行令第 171 条の 7 に基づく免除、条例で貸付金につき一定の条件のもとに返還義務を免除している場合、時効により権利が消滅する場合等を除き、権利を消滅させるには、権利の放棄の議決が必要です。債権管理については、債権を確実に確保するため、法的処理を含めた回収の取組みを徹底することが基本ですが、著しい生活困窮の状態にあるなど、法令に規定する要件に該当する場合には、債務者の資産状況や債権管理に要する費用等も鑑み、徴収停止等の措置をとる必要があります。しかし、そのような措置をとってもなお、債務者が将来においても資力の回復が困難と認められるとき、破産法その他の法令の規定により、債務者が当該債務につきその責任を免れたとき、所在調査を行っても債務者や保証人が所在不明で時効が経過しているときなどについては、当該債権及びこれに係る損害賠償金請求権等の放棄を議会の議決を経て行います。

12 不納欠損の整理

課長又は公所の長は、債権について次の①～⑦のいずれかに該当する場合には、当該債権に係る歳入について不納欠損として整理します（規則第 70 条）。

- ① 債権の消滅時効が完成したとき。
- ② 強制徴収により徴収する債権で滞納処分の執行停止が 3 年間継続したとき。
- ③ 債務者である法人の清算が終了したとき（その法人の債務について弁済の責任を負う者があり、その者が①～④の事由に該当しないときを除く。）。
- ④ 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用及び優先債権等の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- ⑤ 破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- ⑥ 議会の議決を経て債権を放棄したとき。
- ⑦ 地方自治法施行令第 171 条の 7 の規定による債権の免除をしたとき。

13 金銭債権の消滅時効

金銭の給付を目的とする県の権利及び県に対する権利で金銭の給付を目的とするもの（以下「県を当事者とする債権」という。）は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から 5 年間行使しないときは、時効によって消滅します（法第 236 条①）。したがって、法第 236 条第 1 項の規定が適用されるものには、分担金、使用料、加入金、手数料、過料そ

の他の公法上の収入金及び補助金、交付金等の公法上の支払金が考えられます。また、「時効に関し他の法律に定めがあるもの」には、地方税法、土地区画整理法、国民健康保険法、道路法、労働基準法、民法、手形法、小切手法等があります。一方、物件の売払代金や貸付料等の私法上の債権については民法が適用され、債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しないとき、又は、債権を行使することができる時から10年間行使しないときのいずれか早い方の経過により時効は完成します（民法第166条①）。ただし、個々の債権については、地方自治法を適用するのか、他の法律を適用するのか必ずしも明確でないものがあるので、注意が必要です。

歳入に係る金銭債権の消滅時効一覧

科目(款)	内容	時効期間	根拠法令
1 県税		5年	地方税法 18
7 分担金負担金		5年	法 236①、 道路法 73⑤等
8 使用料手数料		5年	法 236①、 道路法 73⑤等
9 国庫支出金		5年	会計法 30
10 財産収入	財産貸付収入	5 (10) 年	民法 166①
	利子及び配当金		
	財産売払収入		
	不用品売払収入		
14 諸収入	延滞金・加算金・過料 ・ 県税 ・ 分担金、負担金、 使用料等	5年 5年	地方税法 18 法 236①、 道路法 73⑤
	貸付金元利収入	5 (10) 年	民法 166①
	雑入 ・ 滞納処分費 ・ 弁償金(職員賠償等)	5年 5年	地方税法 18 法 236①

第3節 債権管理に関する取組

1 債権管理に関する取組方針

県では、平成21(2009)年2月に債権管理に係る全庁的な指針となる「債権管理の適正化のための取組方針」を作成し未収債権対策を行っており、同方針は令和3(2021)年3月に改定されている。

(1) 基本方針

ア 滞納の未然防止（期限内回収まで）

滞納を未然に防止するためには、事案の決定前の準備が何よりも重要であることから、審査の強化、債務者等に対する制度の周知、債務者の状況調査を適切に行う。また、期限内回収を確実にするため、債務者等への納付案内や窓口指導を適切に行うとともに、管理台帳の整備など内部管理体制の強化を図る。

イ 債権回収の強化（滞納債権の発生）

適正な督促、迅速な納付指導により早期の回収に努めることを基本としつつ、資力がありながら納付意思がない、いわゆる悪質滞納者に対しては、支払督促の申立て・訴訟の提起・強制執行等の法的処理や民間活力の活用等も検討し、債権回収の強化を図る。

ウ 債権の適切な整理（滞納債権の把握）

滞納債権については、内容・滞納者の実態に応じて適切に整理・区分する。また、滞納が長期化し、かつ、行方不明等により回収が見込めない状況にある場合、回収可能性を再度精査の上、不納欠損処理すべき債権は適切に処理する。

エ 制度運用の徹底（債権管理体制における実効性の確保）

滞納防止のためには、制度そのものの見直しやマニュアルの作成が必要なこともあることから、必要に応じ検討していく。さらには管理体制の強化を図るため、担当職員の研修や取組の進行管理を行う。

(2) 目標

各年度末において、県全体の

ア 未収債権額を前年度よりも減少させる。（とちぎ行革プラン2021の目標）

イ 新規滞納発生額を前年度よりも減少させる。（滞納の未然防止）

ウ 滞納債権の回収額を前年度よりも増加させる。（債権回収の強化）

(3) 期間

とちぎ行革プラン 2021 の推進期間に合わせ、令和 3 (2021) 年度から令和 7 (2025) 年度まで。

2 栃木県債権管理連絡会議

県が有する債権について、滞納の未然防止などの適正な管理及び債権回収の強化等による収入未済額の縮減に向けた取組を全庁的に推進するため、栃木県債権管理連絡会議(以下、「連絡会議」という。)が設置されている。

(1) 連絡会議の概要

ア 所管する事務

(ア) 県が有する債権に関する状況把握及び情報交換

(イ) 「債権管理に関する取組方針」に基づく取組の促進及び進行管理

(ウ) その他債権管理適正化の推進に係る事項

イ 会議の構成員

連絡会議は経営管理部長を議長として、総合政策部、生活文化スポーツ部、保健福祉部、環境森林部、産業労働観光部、農政部、県土整備部、危機管理防災局、会計局、企業局、教育委員会事務局、警察本部の所管課長等が構成員となっている。

(2) 連絡会議の内容

連絡会議は、年に 1 度開催されており、前年度の未収債権額の状況と各部局の取組結果についての情報交換を行っている。令和 6 (2024) 年 9 月 19 日の連絡議での「債権管理に関する取組方針」における目標の達成状況以下のとおりである。

ア 未収債権額を前年度よりも減少させる→未達成

イ 新規滞納発生額を前年度よりも減少させる→未達成

ウ 滞納債権の回収額を前年度よりも増加させる→未達成

第2章 収入未済額及び不納付欠損額の推移

第1節 一般会計収入未済額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県 税	2,889,611	3,510,250	2,412,705	2,523,674	2,166,863
分担金・負担金	99,302	94,598	88,363	89,844	96,068
使用料・手数料	150,773	141,985	140,641	126,283	114,652
国 庫 支 出 金	-	-	2,727	-	-
諸 収 入	655,525	420,962	414,942	435,137	533,037
計	3,795,213	4,167,797	3,059,380	3,174,940	2,910,622

令和5(2023)年度末の収入未済額のうち主なものは、県税では、個人県民税 1,881,681 千円、法人事業税 98,814 千円、不動産取得税 41,478 千円となっている。

また、分担金及び負担金で主なものは、児童養護費負担金 62,057 千円、使用料及び手数料では、県営住宅使用料 103,478 千円となっている。

さらに、諸収入の収入未済額では、生活保護費返還金 188,434 千円、原状回復事業費弁償金 115,768 千円、新型コロナウイルス PCR 等検査無料化事業交付金返還金 83,845 千円となっている。

第2節 特別会計収入未済額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業	449,156	442,687	429,356	419,175	402,673
栃木県心身障害者扶養共済事業	1,059	1,059	1,093	1,089	1,190
栃木県中小企業高度化等資金貸付事業	844,640	825,088	812,118	247,266	235,266
栃木県就農支援資金貸付事業	7,811	6,321	5,261	3,831	5,778
栃木県林業・木材産業改善資金貸付事業	12,058	15,757	15,545	15,295	15,027
特別会計 計	1,314,724	1,290,912	1,263,373	686,656	659,934

特別会計の収入未済額では、栃木県中小企業高度化等資金貸付事業の収入未済額が令和4(2022)年度以降大きく減少している。これは、令和4(2022)年度に協同組合に対する債権放棄による不納欠損処理を行ったことによるものである。

第3節 部局別収入未済額(県税収入を除く。)の推移

(単位：千円)

		令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末
経営管理部	(一般会計)	171	171	739
生活文化 スポーツ部	(一般会計)	1,068		
保健福祉部	(一般会計)	291,701	298,137	391,176
	(特別会計)	430,450	420,264	403,863
	計	739,941	718,402	795,040
環境森林部	(一般会計)	92,094	116,609	116,369
	(特別会計)	15,545	15,295	15,027
	計	107,639	131,904	131,396
産業労働 観光部	(一般会計)		3,129	971
	(特別会計)	812,118	247,266	235,266
	計	812,118	250,395	236,237
農政部	(一般会計)	1,001	551	251
	(特別会計)	5,261	3,831	5,778
	計	6,262	4,382	6,030
県土整備部	(一般会計)	146,058	131,477	119,525
教育委員会 事務局	(一般会計)	98,350	83,270	83,220
警察本部	(一般会計)	5,091	4,795	4,630
合 計	(一般会計)	635,537	638,142	716,884
	(特別会計)	1,263,375	686,657	659,935
	計	1,898,913	1,324,800	1,376,819

令和5(2023)年度一般会計収入未済額のうち主なものは、保健福祉部では生活保護費返還金 188,434 千円、児童養護費負担金 62,057 千円、新型コロナウイルス PCR 等検査無料化事業交付金返還金 83,845 千円となっている。その他、環境森林部では、原状回復事業費弁償金 115,768 千円、県土整備部では、県営住宅使用料 103,478 千円、教育委員会事務局では、高等学校等修学資金返還金(元金・延滞金)55,829 千円となっている。

また、同年度の特別会計収入未済額のうち主なものは、保健福祉部では栃木県母子父子寡婦福祉資金貸付事業 402,673 千円となっている。その他、産業労働観光部では栃木県中小企業高度化等資金貸付事業が 235,266 千円となっている。

第4節 一般会計不納欠損額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
県 税	347,146	360,997	276,840	374,800	604,215
分担金・負担金	14,077	15,330	16,005	15,669	15,519
使用料・手数料	298	2,202	2,534	6,242	3,632
諸 収 入	18,837	22,130	26,566	46,767	31,291
一般会計 計	380,359	400,660	321,946	443,480	654,658

令和5(2023)年度の不納欠損額のうち主なものは、県税では、法人事業税 290,327 千円、個人県民税 281,341 千円であり、収入未済額の時効が完成したことによるものである。

また、分担金及び負担金では、児童養護費負担金が 11,102 千円、使用料及び手数料では、県営住宅使用料等が 2,866 千円、諸収入では、生活保護費返還金 16,975 千円となっている。

第5節 特別会計不納欠損額の推移

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
栃木県母子父子 寡婦福祉資金貸 付事業	220	277	865	2,411	1,159
栃木県心身障害 者扶養共済事業					
栃木県中小企業 高度化等資金貸 付事業				552,784	
栃木県就農支援 資金貸付事業					
栃木県林業・木 材産業改善資金 貸付事業					
特別会計 計	220	277	865	555,195	1,159

栃木県中小企業高度化等資金貸付事業の令和4(2022)年度の不納付欠損額は、協同組合の経営破綻に伴う債権放棄によるものである。

Ⅲ 監査の結果(総括的事項)

第1章 債権管理全般

第1節 督促・催告手続の遅延

「財務会計事務マニュアル」では、納入の通知をした後、納付期限を経過しても納付されない債権について、納付期限後 20 日以内に督促状を債務者に送付すること、さらに督促の指定期限までに納付がない場合は、債務者に納付を促すため、速やかに文書・電話・訪問等による催告（口頭や請求書による裁判所外の履行の請求）及び、交渉に着手することが定められている。しかしながら、納付期限を経過しても放置されているケースや数年間も督促が行われていないケースが見られた。

第2節 債務者等の状況把握

「財務会計事務マニュアル」では、強制徴収できない債権については、回収の前提となる財産調査について法令上の制約が多いことから、交渉の初期段階において、住所、勤務先、取引金融機関や保有財産等を再確認すること、住所変更届出をしない滞納者もいることから、所在不明となり連絡もとれなくなることを防ぐため、催告、交渉の早い段階で滞納者の住民票を入手するとともに、勤務先などの連絡先を把握することを求めている。

財産調査は、滞納のある債権について、履行期限の延期や徴収停止、債権免除の措置を相当とする場合にその適否を判断するためや、債権について法的措置（強制徴収・強制執行等）を相当とする場合に強制徴収等の対象物を探すために、必要不可欠であるため、滞納（債務不履行） から 6 か月以内を目安に行うことを求めている。

債務者や連帯保証人の状況把握が長期間実施されていないケースが見受けられた。

第3節 債権の免除

債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、履行延期の特約等をした債権について、当初の履行期限から 10 年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるとき、その債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる（令第 171 条の 7 ①）旨規定されている。

しかしながら、債権管理業務を専門に携わっていない担当者にとって債務者の資産状況の把握や債権の回収可能性の判断は難しく、債権の免除の運用はほとんど実施されていない現状にある。債権の免除の運用を活用し債権管理業務の効率化を図ってゆくべきである。

第4節 債権回収事業者

1 業務の委託可能範囲

債権の管理及び回収業務については、弁護士法によって規制される法律事務が含まれるため、その委託先としては、法律事務を独占している弁護士（法人）や、特別法によって当該業務を許可されているサービス、認定司法書士（法人）が考えられる。

委託可能な業務は、「（督促や自力執行等の）公権力の行使」に当たらない、請求回収・担保処分・民事訴訟・強制執行等の法律事務（サービスに関しては「特定金銭債権」に限られ、認定司法書士（法人）に関しては債権額の制限がある）であり、加えて、係争性が生じていない債権については自主的納付の呼び掛け等の非法律事務を委託することも可能である。また「公権力の行使」に該当する業務に関しても、督促状の印刷・発送や弁済金の受領などの「補助業務」を委託することは可能であり、比較的委託可能な債権や業務の範囲は広い。

2 債権回収事業者の利用状況

（1）県営住宅使用料等

退去者向けの回収困難債権について、令和元（2019）年度から従来のサービスから変更して弁護士法人に債権回収を委託している。その回収状況は以下のとおりである。

（金額単位：千円）

委託年度	委託債権額	回収金額	回収率
令和元年度	58,295	15,593	26.7%
令和2年度	13,141	4,008	30.5%
令和3年度	9,542	2,652	27.8%
令和4年度	57,771	9,079	15.7%
令和5年度	59,067	2,223	3.8%

回収率は下がってきているが、この5年間で回収が進み、年度末収入未済の合計が大きく減少（約1.6億円→約1.1億円）し、内容も回収が見込みにくい長期未回収債権等が増加してきていることの結果によるものである。

住宅課は法的措置対象者に注力して速やかな対応が取れており、適切な役割分担のもとに効果的かつ効率的な債権管理ができている。

(2) 母子寡婦福祉資金貸付金

平成 22(2010)年度より債権回収会社へ債権回収業務の一部を委託している。債権回収会社へ回収委託した債権（元金、違約金、利子合計）の過去 5 年間の回収状況等は以下のとおりである。

(金額単位：円)

委託年度	委託債権金額	回収金額	回収率
令和元年度	100,096,050	7,851,116	7.8%
令和2年度	106,110,009	9,367,257	8.8%
令和3年度	106,821,157	13,422,280	12.6%
令和4年度	115,209,592	13,778,111	12.0%
令和5年度	116,611,756	13,338,880	11.4%

令和 4 (2022)年度末の元金、利子、違約金合計は 419 百万円であるが、令和 5 (2023)年度の委託債権額は 116 百万円と委託率は 27.8%である。

債権回収会社への委託については基準を設けており、新規で委託する債権は 1 年以上入金のないものとしている。なお、令和 5 (2023)年度において管理システム上 1 年以上滞納している債権（元金、違約金）は計 297 件であるが、委託決定した債権は 45 件である。

(3) 栃木県高等学校等修学資金返還金

委託する債権は主に概ね 6 カ月以上滞納となった債権である。債権回収会社へ回収委託した債権の過去 5 年間の回収状況等は以下のとおりである。

(金額単位：円)

委託年度	委託債権金額	回収金額	回収率
令和元年度	25,088,841	6,363,920	25.4%
令和2年度	25,546,273	3,585,100	14.0%
令和3年度	28,652,543	4,118,956	14.4%
令和4年度	35,747,775	5,231,700	14.6%
令和5年度	40,976,731	6,543,296	16.0%

債権回収会社へ委託した初年度である令和元(2019)年度の回収率は

25.4%であったが、その後は14.0%から16.0%となっている。

3 債権回収事業者の利用

債権回収事業者を利用当初は回収が大幅に改善するが、委託期間が長くなるにつれて回収困難な債権が累積して回収率は減少してゆく傾向が見られる。

しかし、債権回収事業者を利用することで所管課は法的措置対象者など対応が困難な案件に注力することが可能となるなど、適切な役割分担のもとに効果的かつ効率的な債権管理が行われている例もある。

総務省の公共サービス改革推進室公表の「地方公共団体の公共サービス改革『公金の債権回収業務』～官民連携にむけて～」においても、民間への外部委託を活用して有効かつ効率的な債権回収業務を進めるべき方向性は示されており、管理・回収すべき債権の性質に合わせた施策が求められていると言える。

第2章 債権回収専門部署

第1節 債権回収業務の困難性

1 業務の専門性

債権回収業務は、各種の金銭債権を実際に債務者に支払わせるための活動をいい、都道府県においては、自主的納付の呼び掛け、督促、催告（納付の請求）、納付相談、（自力執行できる場合には）財産調査や強制徴収、（自力執行できない場合には）訴訟や強制執行など、多岐にわたる活動を実施している。これらの業務の遂行は、その性質上、時間や労力の点のみならず、特に調査・徴収といった段階では関連する法律実務の知識や実務的なノウハウも必要となるなど専門性が必要となる業務であると言える。

2 個別部署における対応の困難性

この点、地方自治体においては、数年おきに人事異動があるところ、未回収の債権が日常的に多数生じない部署において、担当課員が十分な知識や経験を集積していくことは容易ではない。また、現在債権を管理している所管部署と県民との関係は、元々は支援的な関係からスタートしていることも多く、そのような業務に引き続いての債権回収業務となった場合には、関係や役割の切り替えが難しく、担当者が回収業務に消極的になる傾向があることもある程度やむを得ないといえる。

第2節 債権管理専門部署の必要性

1 個別部署における知識や経験の不足

県における各部署の債権管理状況を監査したところ、未回収の債権が日常的・定型的に生じる部署（税務課や県営住宅等の使用料を所管する県土整備部住宅課や違法駐車車両に対する処分を行う警察本部等）においては、日常的に多数件を処理することのできる効率的な処理手順や管理システム、外部委託先を活用した業務体制が確立しており、債権管理業務について問題は生じていなかった。

しかし、未回収の債権が日常的に多数生じることのない部署においては、納付の呼びかけや催告、財産調査や時効管理といった債権回収業務について、県の財務会計事務マニュアルを参考にしつつ、担当者が手探りで業務を行っている実情が見受けられ、その実施状況には非効率な点や不備も見受けられた。その理由としては、専門性が必要となる債権管理業務に必要な経験を積む機会も少ないため、そもそも担当者が当該業務に不慣れであって、同様の事情で上位の管理職においても指導、決裁のために十分な知識・ノウハウを有していないという事情があるものと考えられる。

特に、執行停止や不納欠損といった要件判断を伴う処理の実行については極めて消極的になる傾向が見受けられ、債権回収の見込みが低い場合にも長期にわたる回

収努力を重ねるなど非効率な業務実態が確認された。

2 専門知識と全庁横断的視点をもつ専門部署の必要性

前述のとおり、債権回収業務を効果的・効率的に行うためには、組織として、専門的知識や実務経験の集積が必要になるほか、執行停止や不納欠損といった要件判断を伴う業務については全庁的な視点も必要となる。

そのため、現状のように個別部門に債権回収業務を担わせるやり方では、未回収債権の発生頻度の低い部署を中心として業務の質に問題を生じやすく、また、消極的な判断に流れて業務の効率性が低下することが不可避である。

よって、債権管理業務については、専門部署に業務を集約して知識やノウハウの集積を図ることが必要であり、仮にその一部を各部署に担わせる場合においても、専門部署の指導的関与が必須である。

総務省における地方公共サービス小委員会報告書で問題要因として指摘されている「所管部署毎での債権回収の実施」をしている現状の体制は改善すべきである。報告書で示されているとおり、より有効かつ効率的な債権管理を行うべく、債権管理の専門性を持つ部署を立ち上げる他、民間への外部委託等の検討も行うなどして早急に取り組み体制を見直すべきである。

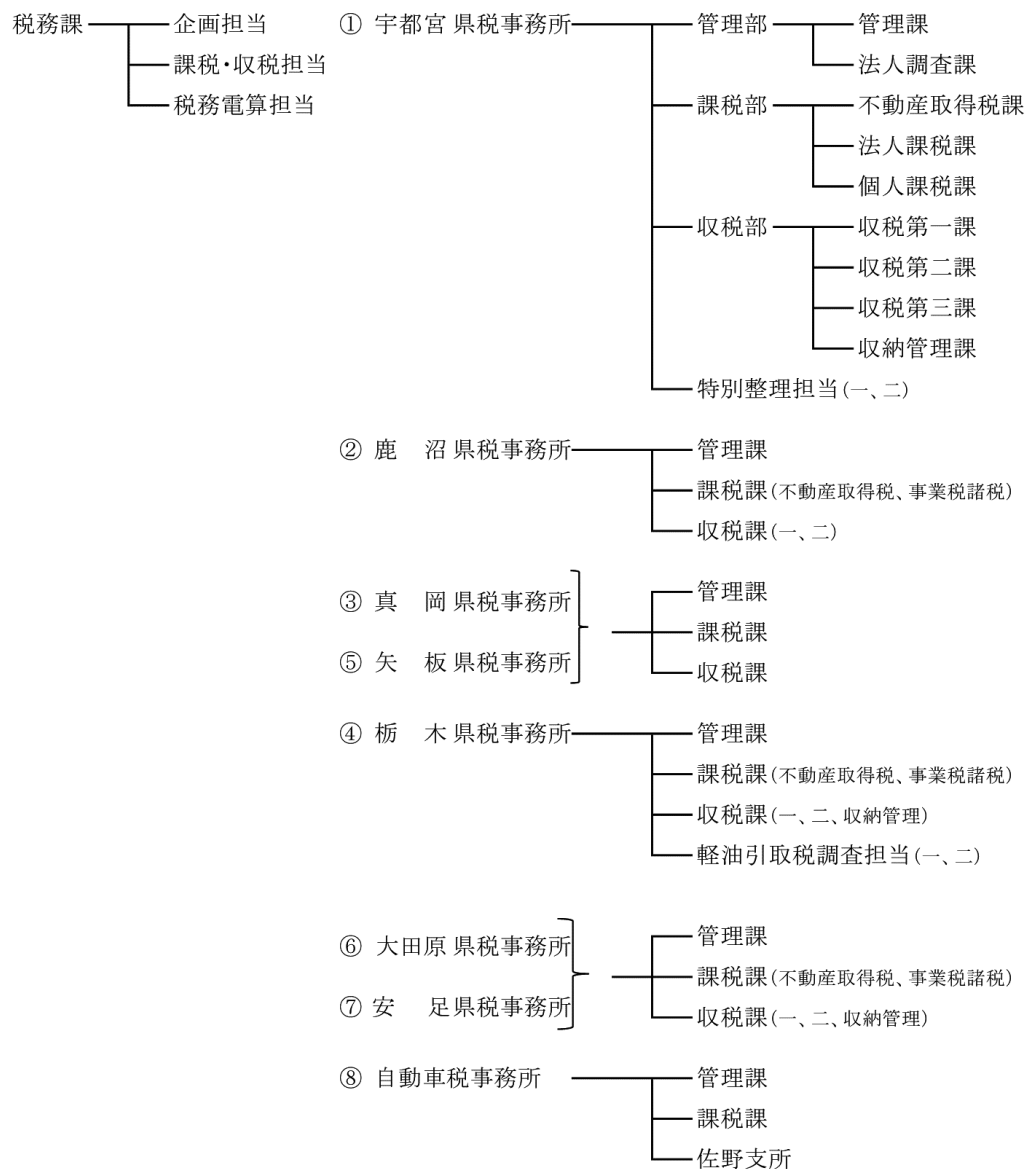
IV 監査の結果(個別的事項)

第1章 経営管理部

第1節 税務課

1 税務組織の概要

○ 令和6(2024)年～



2 滞納整理事務の流れ

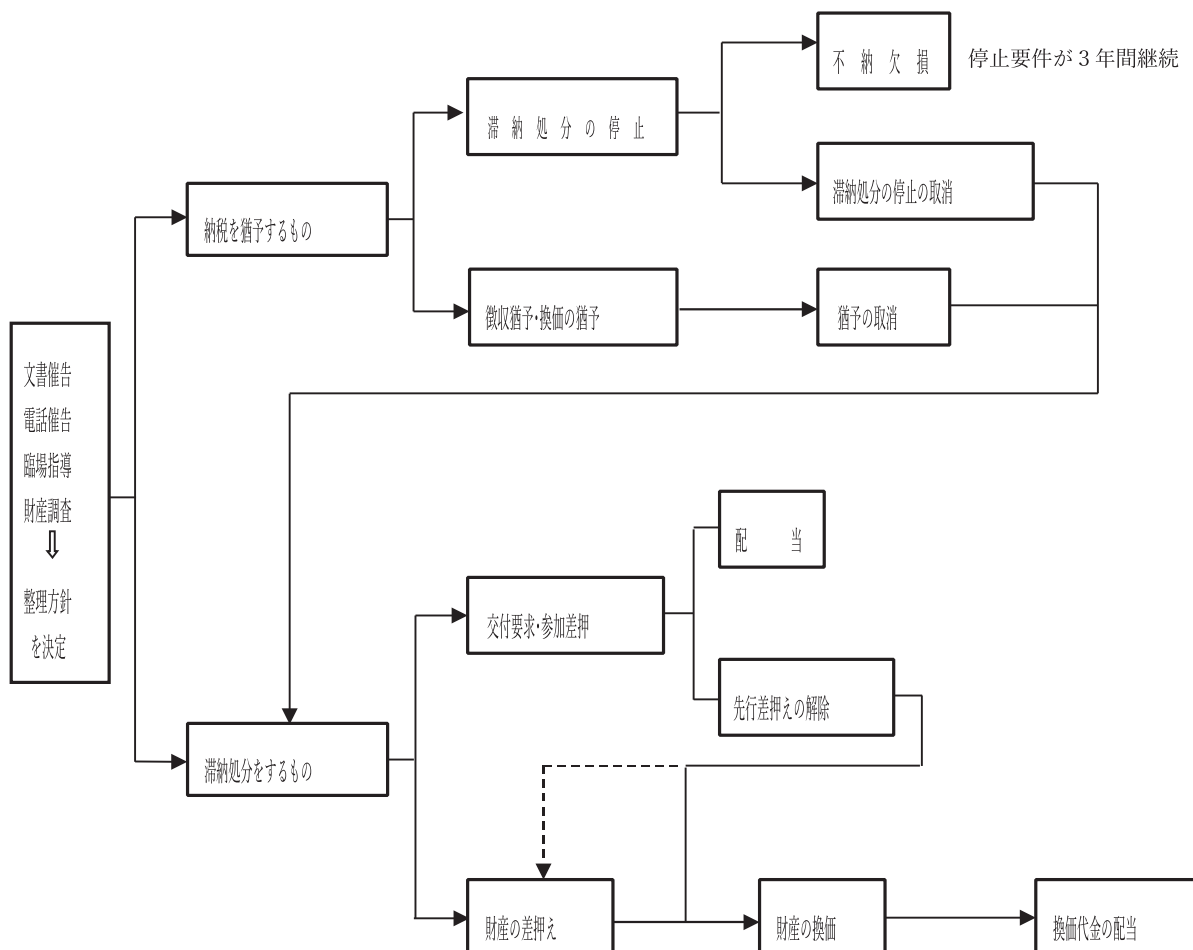
納期限後、一定の期間を過ぎても納付がない場合、督促状を送付する。同時に「滞納金整理票」が徴収担当課に引き継がれ、滞納整理事務が始まる。

徴税吏員は、文書・電話による催告、臨場指導や財産調査などを行い、その経過を滞納金整理票に記録する。催告の結果、未納となっていた税金が納付された場合には、収納の事実が記入され、完結となる。

一方、納税催告によっても納付されない場合には、差押えなどの滞納処分が行われる。債権などは取立て、換価、配当のうえ、滞納税に充当し、動産や不動産などは、公売などによって換価し、換価・配当のうえ税金に充当される。

また、納税者に特別な事情（災害や生活困窮など）がある場合には、徴収猶予などの徴収の緩和措置をとる。

「滞納整理事務の流れの図」



※ 滞納者の生活状況、財産保有状況等から滞納整理の方向性を決め、完結になるまで繰り返し上記滞納整理事務を行うことになる。

3 研修会の実施状況(令和5(2023)年度実績)

	主催	会議・研修名	開催時期	概要
1	税務課	実務研修(対人折衝技術向上研修)	6月27日	徴収職員が無用のトラブルに巻き込まれたり、引き起こしたりするのを未然に防ぎ「必要なトラブル」に敢然と対処できるようにすることを目指す。(初任者職員対象)
2		徴収新任者研修 (市町村課「初任者研修」内)	6月15日	徴収部門新任者を対象にした、徴収の基礎に関する講義。 (市町村課が実施する「初任者研修」の中で徴収の内容に特化し実施)
3		実務研修(滞納整理の実務研修①)	7月12日	外部講師による滞納整理の実務に係る講義(初任者職員対象)
4		実務研修(滞納整理の実務研修②)	8月7日	外部講師による滞納整理の実務に係る講義(2年目以降職員対象)
5	地方税 共同機構	ブロック別徴収事務研修(関東)	9月27日～29日	基調講義の他、他自治体との班別情報交換、事例研究、ロールプレイング (2年目以降職員対象)
6		特別研修(税務マネジメント研修)	11月30日	徴収事務のマネジメントに関する基調講義(滞納整理事務の管理監督者対象)
7	自治大学 校	税務専門課程 税務・徴収コース	10月6日～11月10日	地方税を取り巻く課題、地方税法、国税徴収法ほかの関係法規、徴収実務(財産調査など)等、税務部門の幹部職員に求められる知識、技能を習得
8	東京税務 協会	滞納整理セミナー研修 (公売上級コース)	11月9日～10日	公売事務に関する権利関係等法的関係の知識の習得、評価手法等実務技法の 習得(公売事務経験者対象)

※ 出席者は県税事務所職員及び市町税務担当課職員

4 県税事務所共通事項

(1) 監査の結果

ア 法人二税のキャッシュレス決済の促進（意見）

(ア) 結論

業務の効率化と行政コストの抑制のため、法人二税のキャッシュレス決済を促進することが望ましい。

(イ) 内容

法人二税について、紙の納付書を利用して納税がされた場合、県税事務所発行の必要事項が入力された納付書なら問題はないが、申告ソフトから出力され、必要事項が未記入の納付書を使用されてしまうと、県税事務所側で法人名や所在地をもとに申告書と納付書の突合を行うなど、事務作業に多くの時間が割かれている。

近年では紙の納付書の使用率は減少しているものの、それでも作業量が多く、業務の効率化が阻害されている。キャッシュレス宣言などキャッシュレス決済が促進されている昨今において、企業や会計事務所向けに、ダイレクト納付などの納税手続を働きかけるべきである。

宇都宮市においては納付書とともにペイジー納付用情報が送付されてくる。納税者はこのペイジー納付用資料を用いて、インターネットバンキングよりペイジー納付ができる。栃木県においても eLTAX 上のメッセージなどを利用してペイジー納付用情報を共有するなど、キャッシュレス決済の促進に取り組むべきである。

イ 外国人納税者への対応について（意見）

(ア) 結論

増加する外国人納税者に対する対応を共有することが望ましい。

(イ) 内容

栃木県内においても外国人労働者が増え、それに伴い外国人滞納者も増加傾向である。税務課では、外国語で催告文書を作成し、外国人滞納者に対応している。また、真岡県税事務所では5か国語で作成された動画等を作成し、滞納者とならないように納税を周知している。

これらについては一定の成果が上がり、素晴らしい取り組みであると考ええるが、現場レベルでの自主努力では限界があると考ええる。

そのため、外国人に対応する業務の効率化や効果をさらに高めるため、語学などの外部の専門家と提携するなどするとともに、成果が出た先進的な取り組みを県税事務所間で共有していくべきである。

ウ 徴収ノウハウの共有（意見）

（ア）結論

税務部門の徴収に関するノウハウを他の部課においても、さらに共有すべきである。

（イ）内容

県税の徴収率は高い。それは仕事をマニュアル化し、オペレーションをしっかりと組み立てているからである。また、上席者の経験が豊富なため、それが新規の職員に引き継がれ、フォローアップ体制もしっかりしている。研修も形式的なものではなく、実効性があるように毎年考えながら実施している。県税間の徴収率を比較されるため切磋琢磨している点も徴収率に良い影響を及ぼしていると考ええる。

人事異動においても相応の配慮がなされており、徴収に関するノウハウが継承・蓄積されている。また、専門研修など自己研鑽の機会も多い。

よって、税務部門の徴収ノウハウを他の部課にも共有できれば県全体にとって良いと思われる。他の部局の債権回収などをみると改善点があるものが散見される。

税務部門の手法をそのまま使うことは難しいことは理解するが、資料の整理方法や相手との折衝など共有できるものは積極的に行うべきである。

エ 滞納金整理票の県税事務所間での共有について

（ア）結論

特に指摘すべき事項はなかった。

（イ）内容

現状では滞納金整理票（経過記事）は県税事務所間で共有されていない。滞納金整理票に記録される経過記事は滞納者とのやり取りを簡潔にまとめ、整理されているものであり、職員間の引き継ぎも容易に行える重要な資料となっている。

しかしながら現状の滞納金整理票（経過記事）は紙で管理されているため、この情報をリアルタイムで共有することが困難になっている。

滞納金整理票（経過記事）を同じ県税事務所内だけでなく、他の県税事務所においても共有できる仕組みを作れば、業務がさらに効率化されられると思われる。

現在、次期税務システムの導入準備中であり、次期税務システムには滞納整理に係る機能が実装されることから、システム導入後は、各県税事務所間で滞納金整理票（経過記事）を共有することが可能となり、一層の業務の効率化が期待される。

5 宇都宮県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	宇都宮市	上三川町	計	県全体の構成比%
面積 km ²	416.85	54.39	471.24	7.4
人口 人	513,264	30,402	543,666	28.6

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公平な課税 未登録、未申告法人、未登記家屋、外形標準課税法人・自主決定法人等の調査を計画的に実施し、的確な課税客体の把握と適正な課税に努める。	(主な事業・実績) ・法人二税 34,733 件 29,965,951 千円 (対前年比 103.4%) ・個人事業税 4,612 件 875,041 千円 (対前年比 98.6%) ・不動産取得税 5,473 件 1,720,977 千円 (対前年比 118.3%) ・外形標準課税法人調査 60 件 ・自主決定法人調査 705 件
イ 収入未済額の縮減 滞納案件の進行管理の徹底と厳正な滞納処分による徴収率の向上、収入未済額の縮減を図る。 また、個人県民税に係る積極的な徴収引受と、併任支援による徴収率の向上を図るとともに、重点7市を中心にマネジメント体制の定着と市町職員の徴収スキル向上を支援する。	(主な事業・実績) ・自動車税を除く徴収率 99.1% (対前年±0.0 ポイント) ・収入未済額 612,621 千円 (対前年▲286,886 千円) ・重点7市に併任支援 (宇都宮市 外6市) ・市町職員及び県税事務所職員の研修 12 回 ・市への公売支援 6 市
ウ 地方合同庁舎の管理 来庁者の安全と職員が安心して業務執行できる環境整備のため、的確な庁舎の維持管理と適切な予算執行に努める。	(主な事業・実績) ・地方庁舎管理費 - 庁舎清掃など 15 業務の委託

(3) 調定収入状況（自動車税を除く。）

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収 入 歩 合	県計に占 める割合	
	税額	対 前 年 比	税額	対 前 年 比					%	
									調 定 額	収 入 額
	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	%		
元	95,100,284	98.3	94,334,449	98.4	92,967	1,801	674,669	99.2	44.6	44.9
2	98,179,297	103.2	97,037,078	102.9	84,163	495	1,058,552	98.8	46.4	46.7
3	107,816,527	109.8	107,179,489	110.5	53,584	854	584,307	99.4	48.2	48.5
4	104,981,279	97.4	104,016,361	97.0	65,699	288	899,507	99.1	46.1	46.2
5	107,758,975	102.6	106,812,229	102.7	334,323	200	612,621	99.1	47.2	47.3

※1 それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

※2 令和2(2020)年度収入未済額については、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例(465,644千円)によるものが含まれる。

※3 令和4(2022)年度収入未済額については、法人大口滞納案件(法人県民税1件・17,522千円、法人事業税1件・292,810千円)が含まれる。

※4 令和5(2023)年度不納欠損額については、法人大口滞納案件の不納欠損処理した案件(法人事業税1件・288,043千円)が含まれる。

(4) 事務所の概要

宇都宮市、上三川町を所管しており、職員数は兼務職員含め64名在籍する。人口や法人数が多く、調定額が他の事務所に比べ大きい。法人事業税が堅調な伸びを示しており、中でも製造業や自動車産業が高い伸びを示している。

また、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割、県たばこ税、鉦区税など当事務所のみ取り扱っている税目や外形標準課税法人の調査などがあり、職員には専門性が求められている。

当事務所では、高い徴収率の維持と未済の縮減を図るため、滞納案件の個別ヒアリングを通じた進行管理の徹底やpipitLINQを活用した早期差押えなどの滞納整理を着実に実施していくとともに、OJT研修を計画的に実施し、徴収職員の人材育成を図っている。

特別整理担当が設置されており、県税の大口・徴収困難案件等の滞納整理、市町における個人住民税及びその他の市町村税に関する滞納整理の技術的支援に

関する事務を行っている。

(5) 監査の結果

ア 結論

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へのヒアリングを実施した結果、特に指摘する事項はなかった。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	法人県民税及び事業税	3,304,900
B	不納欠損	法人県民税及び事業税	394,627,820
C	差押	不動産取得税	2,206,700

※令和5(2023)年度は公売はなし

イ 内容

(ア)債務者Aの換価の猶予プロセス

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産目録、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(イ)債務者Bの不納欠損プロセス

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(ウ)債務者Cの差押えプロセス

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書が適正に作成され、差押えの時期についても、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

6 鹿沼県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	鹿沼市	日光市	計	県全体の構成比%
面積 km ²	490.64	1,449.83	1,940.47	30.3
人口 人	91,788	74,396	166,184	8.8

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正・公平な課税 ・未登録、未申告法人、未登記家屋の調査を実施、的確な課税客体の把握と公平、迅速な賦課処理	(主な事業・実績) ・法人二税 8,307 件 4,832,614 千円 (対前年比 96.9%) ・個人事業税 1,511 件 203,244 千円 (対前年比 102.1%) ・不動産取得税 3,193 件 502,525 千円 (対前年比 107.7%)
イ 収入未済額の縮減 ・効果的な納税催告、滞納処分の早期着手による収入歩合の向上及び収入未済額の縮減 ・管内 2 市と連携し、併任職員の活用や徴収引受による個人県民税収入歩合の向上及び収入未済額の縮減	(主な事業・実績) ・収入歩合 97.9% (対前年比▲0.1 ポイント) ・収入未済額 227,797 千円 (対前年+3,623 千円) ・個人県民税収入歩合 96.3% (対前年比+0.1 ポイント) ・個人県民税収入未済額 207,085 千円 (対前年▲6,402 千円) ・鹿沼市、日光市との協働徴収、搜索及び共同催告の実施
ウ 地方合同庁舎の管理 ・庁内公所と連携し、庁舎管理のコスト削減と地域、利用者のニーズに対応した運営 ・感染症や災害に対する危機意識を常にもち、緊急時の執行体制の構築による災害対策支部としての対応	(主な事業・実績) ・令和 5 年度電力使用量 前年比 90.8% ・災害対策支部内の関係機関 (12 機関) と連携を図るため、災害対策支部の対応マニュアルを策定し、緊急時に備えた

(3) 調定収入状況（自動車税を除く。）

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収 入 歩 合	県計に占 める割合	
	税額	対 前 年 比	税額	対 前 年 比					%	
									調 定 額	収 入 額
	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	%	額	額
元	11, 132, 158	97. 2	10, 845, 463	97. 4	20, 684	369	266, 379	97. 4	5. 3	5. 4
2	10, 554, 738	94. 8	10, 261, 789	94. 6	20, 914	－	272, 035	97. 2	5. 0	5. 0
3	12, 050, 894	114. 2	11, 801, 248	115. 0	18, 453	1, 440	232, 634	97. 9	5. 4	5. 4
4	12, 024, 977	99. 8	11, 782, 822	99. 8	18, 026	45	224, 174	98. 0	5. 3	5. 3
5	11, 975, 393	99. 6	11, 726, 584	99. 5	21, 023	11	227, 797	97. 9	5. 2	5. 2

※それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

(4) 事務所の概要

管内の事業者の業種は製造業、観光関連業が多くを占める。鹿沼市、日光市における人口減少や後継者不足等による事業廃業の流れにより、調定額は近年、減少傾向にある。

徴収率に課題がある個人県民税の徴収については、管轄内の鹿沼市、日光市と連携して年に数回、個人県民税、個人市民税の共同催告を実施している。また、鹿沼市との間では、毎月、徴収困難事例などについて情報共有を目的とした合同検討会を実施している。日光市との間でも令和6(2024)年度から合同検討会を実施し、県と市の間の連携を深めていく意向である。

(5) 監査の結果

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へのヒアリングを実施した。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	個人事業税	3,764,100
B	不納欠損	不動産取得税	284,700
C	差押	法人県民税、自動車税	119,300

※令和5(2023)年度は公売なし

ア 債務者Aの換価の猶予申請書の記載内容の確認について（意見）

（ア）結論

県は、換価の猶予申請書の記載内容の適切性について、より深度のある確認を行うべきである。

（イ）内容

国税の税務調査により、過年複数年度分の修正申告が行われ、個人事業税もそれに伴い随時賦課されている事例である。国税の納付も多額に上ることから、個人事業税も一括で納付することが困難であり、令和5（2023）年8月に換価の猶予申請を行っており、県は当該申請を許可している。その後、猶予申請に記載した納付スケジュールどおりの納付が行われなかったため、県は、令和6（2024）年1月に換価の猶予の解除通知を行っている。その後、生命保険や自動車の差押を行っており、監査時点において、現在も未納税額が存在し、滞納整理中の状況である。

この点、債務者から提出された換価の猶予申請書を閲覧したところ、申請書の様式内において、納付可能基準額などを算定する欄の記入に多数の誤りが見受けられた。例えば、県税の納税に充てるための「納付可能基準額」に記載されている金額が0円であるにもかかわらず、「分割納付年月日及び分割納付金額」の欄においては、納付可能基準額が記載されており、分割納付の計画数値が不整合となっている申請書となっていた。つまり、本来は県税の納税に充てる金額が存在しないにもかかわらず、分割納付が可能であるような申請書となっている。

滞納整理となる債務者の中には、金銭管理の感覚が乏しい者も多く、納付可能基準額や分納計画を策定する能力が不足しているものも存在するため、申請書の様式の数字や整合性に多少の不備が見られることはやむを得ないとも考えられる。

一方で、申請にあたっては、県税事務所の窓口において県職員の指導を受けることもできる。また、申請書や添付書類の記載に不備があるときは、県は申請書等の訂正や追加提出を求めることができる。また、口頭による求めに応じないとき等は、補正通知書による補正も行うことができる。この補正がなされないときには、申請は取り下げたものとみなすことができる。

本件については、猶予申請が、許可後半年も経過しないうちに解除されている。申請書の数値も不整合な点が多く、県が提出された申請書を確認する段階で、様式の明らかな不備などに気づき、適切な指導や補正を行うことが出来ていれば、猶予を許可することなく直ちに売掛金などの差押を実行し、より多くの滞納税額を回収できた可能性も考えられる。また、他の県税事務所のサンプルにおいても、実際に回収はされているが、申請書の記載内容に

不備が認められる事例も確認された。

換価の猶予申請書は、基本的には債務者の申請内容が尊重されるべきものであると考えられるが、県としてはその申請内容について、合理的かつ妥当な返済計画かどうかを確認する必要があると考えられる。そのため、県は今後、換価の猶予申請書の記載内容やその合理性について、より慎重に確認、審査を行う必要があるべきものと考えられる。そして、確認の結果、分納金額といった数値計画に合理性が見受けられない場合には、債務者に対して補正通知を行い、申請を取り下げること必要であるとする。

なお、申請書の内容の確認にあたっては、例えば滞納税額が1百万円以上の債務者については申請書内の数式の整合性がない場合には申請を却下するなど、滞納税額の大小によって確認の精度に差を設けるといった実務的な対応も考えられる。

イ 債務者Bの不納欠損処理

(ア) 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ) 内容

原野商法を営む会社であり、法人の預金、保険契約等の財産調査を行ったところ、差押可能な財産が発見されなかったことから執行停止となったサンプルである。執行停止後3年が経過し、不納欠損処理が行われた。

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

ウ 債務者Cの差押え

(ア) 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ) 内容

法人二税が未申告であった法人である。県税事務所が実施している未申告法人の実態調査によって、未申告であることが明らかになった。当該債務者には、令和4(2022)年8月に法人二税を申告するよう求める旨の催告書を県が送付している。後日、令和4(2022)年10月から代表者より連絡があり、申告、納付を行うことについて代表者の了承を得た。

しかし、その後、申告、納付が行われなかったことから、令和5(2023)年1月に法人の財産調査を行い、令和5(2023)年8月に警告書を送付している。しかし、その後も申告、納付が行われず、同時期に自動車税も滞納していた

ことから、自動車の差押えを令和6(2024)年1月に行っている。

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

7 真岡県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	真岡市	益子市	茂木町	市貝町	芳賀町	計	県全体の構成比%
面積 km ²	167.34	89.40	172.69	64.25	70.16	563.84	8.8
人口 人	77,578	21,042	11,239	10,860	14,828	135,547	7.1

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公平な課税 計画的な調査で早期に課税客体を把握するとともに、効率的な事務執行による迅速な課税標準の算定に努める。	(主な事業・実績) ・課税額 現年課税分 10,613,663 千円 (前年度比 93.8%)
イ 収入未済額の縮減 早期完納に向けた納税指導と滞納処分を積極的に取り組むとともに、収税課職員を市町併任職員とし、協働で滞納整理や合同捜索を行うなど、個人県民税対策を強化し、収入未済額の縮減を図る。	(主な事業・実績) ・収入歩合 (現滞計) 98.9% (前年度比 : 0.3 ポイント増) ・収入未済額 (現滞計) 107,076 千円 (前年度比▲31,546 千円)
ウ 地方合同庁舎の管理 庶務経理業務の迅速適正な処理と、芳賀庁舎における財産等の維持管理及び安全衛生管理を的確に行うとともに、防火・防災設備や備蓄品を適正に管理し、災害の発生に迅速かつ的確に対応するよう取り組む。	(主な事業・実績) ・芳賀庁舎における財産等の維持管理及び安全衛生管理 ・業務委託一式等

(3) 調定収入状況（自動車税を除く）

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収 入 歩 合	県計に占 める割合	
	税額	対 前 年 比	税額	対 前 年 比					調 定 額	収 入 額
千円	%	千円	%	千円	千円	千円	%	額	額	
元	10, 803, 685	97. 4	10, 583, 679	97. 6	18, 285	17	201, 738	98. 0	4. 4	4. 3
2	10, 809, 289	100. 1	10, 453, 983	98. 8	21, 702	21	333, 626	96. 7	4. 4	4. 3
3	10, 659, 034	98. 6	10, 488, 526	100. 3	11, 543	－	158, 964	98. 4	4. 1	4. 1
4	11, 472, 787	107. 6	11, 312, 316	107. 9	21, 863	14	138, 622	98. 6	4. 4	4. 4
5	10, 753, 029	93. 7	10, 637, 845	94. 0	29, 549	21, 441	107, 076	98. 9	4. 8	4. 8

※1 それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

※2 令和5(2023)年度の過誤納額には、誤った区分で納税がされた案件（法人県民税2件・739千円、法人事業税2件・20,671千円）が含まれる。

(4) 事務所の概要

真岡市、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町を所管しており、職員は兼務職員含め37名在籍する。管内に産業団地があり、大企業が多い。また外国人が多く、外国人比率は県内で一番高くなっている。

外国人であっても日本人と同様に滞納処分を実施している。また、県税のホームページでの「やさしい日本語」の説明や、外国語による催告により、納税の慫慂に努めている。

若手の職員の提案で、納税方法を、複数言語でわかりやすく解説した動画を作成し、窓口で見せるなど、滞納させないための工夫を行っている。

(5) 監査の結果

ア 結論

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へヒアリングを実施した結果、特に指摘する事項はなかった。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	自動車税	23,900
B	不納欠損	法人県民税	21,400
C	差押	自動車税	39,600
D	事務所公売	自動車税	42,000

イ 内容

(ア)債務者Aの換価の猶予プロセス

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(イ)債務者Bの不納欠損プロセス

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(ウ)債務者Cの差押えプロセス

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書、財産の引渡命令決議書が適正に作成され、差押えの時期についても、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(エ)債務者Dの公売プロセス

換価処分の適否検討表、見積価額評定調書、公売広告兼見積価額公告、公売通知書、不動産等の最高価申込者の決定等通知書、不動産等の最高価申込者の決定等の公告、入札経過調書、売却決定通知書、配当計算書が適正に作成され、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

8 矢板県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	矢板市	さくら市	那須烏山市	塩谷町	高根沢町	那珂川町	計	県全体の構成比%
面積 km ²	170.46	125.63	174.35	176.06	70.87	192.78	910.15	14.2
人口 人	30,138	44,086	23,600	9,724	28,697	14,236	150,481	7.9

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公平な課税 的確な課税客体の把握と適正な課税標準算定の実施に取り組む。	(主な事業・実績) 法人二税 5,233 件 2,797,209 千円 (対前年比 88.9%) 個人事業税 1,056 件 157,820 千円 (対前年比 99.9%) 不動産取得税 1,831 件 257,440 千円 (対前年比 115.6%)
イ 収入未済額の縮減 徴収目標を設定し、適切な進行管理及び職員への指導を徹底することで、徴収率の向上と収入未済額の縮減に取り組む。	(主な事業・実績) 収入未済額 4年度 116,884 千円 5年度 125,641 千円 (対前年比 107.5%)
ウ 地方合同庁舎の管理 各種委託業務の適切な予算執行を行うとともに、庁舎の維持管理に必要な調査、補修、改修工事を的確に実施する。	(主な事業・実績) 委託業務 13 件 総額 25,575 千円

(3) 調定収入状況（自動車税を除く。）

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収 入 歩 合	県計に占 める割合	
	税額	対 前 年 比	税額	対 前 年 比					%	
									調 定 額	収 入 額
	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	%	額	額
元	8,866,020	96.3	8,695,287	96.6	12,872	-	157,861	98.1	4.1	4.1
2	8,671,955	97.8	8,458,956	97.3	12,730	-	200,269	97.5	4.1	4.0
3	9,114,819	105.1	8,949,452	105.8	17,871	11	147,508	98.2	4.1	4.0
4	9,245,227	101.4	9,089,436	101.6	38,911	5	116,884	98.3	4.0	4.0
5	8,960,689	96.9	8,825,490	97.1	9,783	224	125,641	98.5	3.9	3.9

※1 それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

※2 令和4(2022)年不納欠損額には、那須烏山市にて不納欠損処理した案件（個人県民税 21,304 千円）が含まれる。

(4) 事務所の概要

矢板市、さくら市、那須烏山市、塩谷町、高根沢町、那珂川町を所管しており、職員は兼務職員含め 36 名在籍する。

滞納処分件数並びに徴収率について、四半期ごとの事務所目標を設定し、達成度を管理している。また滞納金整理表の記事記載要領、資料の編さん方法及び税務システムにおける自動車登録情報の見方等について、パワーポイントを活用し、視覚的な教示を実施している。

令和5(2023)年度の収入未済額が増加したのは、税務調査により2件の大口滞納案件が発生したためである。

(5) 監査の結果

ア 結論

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へヒアリングを実施した結果、特に指摘する事項はなかった。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	個人事業税	330,100
B	不納欠損	個人事業税	446,510
C	差押	個人事業税及び自動車税	100,900

※令和5(2023)年度において公売はなかった

イ 内容

(ア) 債務者Aの換価の猶予プロセス

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(イ) 債務者Bの不納欠損プロセス

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

(ウ) 債務者Cの差押えプロセス

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書が適正に作成され、差押えの時期についても、地方税徴収マニュアルに沿った手続が行われていた。

9 栃木県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	栃木市	小山市	下野市	壬生町	野木町	計	県全体の 構成比%
面積 km ²	331.50	171.75	74.59	61.06	30.27	669.17	10.4
人口 人	152,115	166,204	59,015	38,832	24,277	440,643	23.2

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公平な課税 ・事務執行計画に基づき、課税事務を適正執行 ・未申告未登録法人調査、燃料抜き取り調査等の各種調査を効率的効果的に実施し、的確に課税客体を把握 ・進行管理徹底と担当内情報共有による統一的な家屋評価事務の執行	(主な事業・実績) ・課税事務の進捗と各種調査による課税客体把握を適正実施 ・法人二税未申告 70 法人のうち処理済み 69 法人、税額 412 千円 ・法人二税未登録 67 法人のうち処理済み 67 法人、税額 1,335 千円 ・不動産取得税県評価 38 件のうち評価済み 38 件(56 棟)、税額 410,754 千円
イ 収入未済額の縮減 ・市町との協働及び併任による市町徴収支援強化（個人県民税対策） ・滞納整理への早期着手と進行管理の徹底（県税徴収対策）	(主な事業・実績) ・旧法 48 条引受案件の早期滞納整理（引受：127 軒、49,131 千円） ・共同督促及び共同催告書の発付（管内市町） ・併任による徴収支援、搜索支援（管内市町） ・滞納処分困難者に対する夜間臨宅（臨宅 178 件、徴収額 408 千円） ・登録差押自動車のタイヤロック（21 件）及び公売（4 件）の実施
ウ 地方合同庁舎の管理 ・庁舎の維持・管理・修繕	(主な事業・実績) ・庁舎の維持保全・営繕に要する修繕工事 ・庁舎の維持管理に要する委託業務
エ 軽油引取税（不正軽油の撲滅） ・不正軽油 110 番情報提供フォームによ	(主な事業・実績) ・不正軽油 110 番：6 件（是認 3 件、県外

る情報提供促進 ・高速道路S Aでの他都県との合同燃料 抜取調査による連携強化 ・調査関係職員研修や申告業務職員研修 による事務執行力向上	通報1件、調査継続2件) ・燃料抜取り調査(路上・免税事業所・事 業場・県発注工事現場・販売店等)延べ42 箇所、車両等251本採取 ・パトロール調査:延べ152日 (前年比110.9%) ・調査実績(申告指導等) 173千円 (前年比3.5%)
---	--

(3) 調定収入状況(自動車税を除く。)

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収 入 歩 合	県計に占 める割合	
	税額	対 前 年 比	税額	対 前 年 比					%	
									調 定 額	収 入 額
	千円	%	千円	%	千円	千円	千円	%		
元	53,860,451	98.5	52,903,597	98.7	127,030	131	829,955	98.2	25.6	25.5
2	51,934,000	96.4	50,969,809	96.3	105,500	1,215	859,905	98.1	24.7	24.7
3	52,975,566	102.0	52,191,952	102.4	74,060	101	709,655	98.5	23.9	23.8
4	56,880,403	107.4	56,132,720	107.6	124,224	185	623,644	98.7	25.1	25.1
5	54,562,459	95.9	53,857,261	95.9	121,469	27	583,756	98.7	24.1	24.1

※ それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

(4) 事務所の概要

管内法人の業種は、製造業が多くを占める。大規模法人を中心に、円安や人件費高騰によるコストの増加で管内法人の利益が落ち込み、近年、法人二税の調定額が減少傾向にある。

また、管内には製造業の工場等が多く立地していることもあり、外国人の滞納者数が増加傾向にある。

栃木県税事務所と安足県税事務所が、管内の市町と連携して、毎月、合同情報交換会を実施している。合同情報交換会では、各市町から挙げられた困難事例に対する対応の検討や、事例共有が行われている。

(5) 監査の結果

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へのヒアリングを実施した。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税目	債権額
A	換価の猶予申請	法人二税	674,200
B	不納欠損	個人事業税	168,708
C	差押	不動産取得税	5,000
D	公売	自動車税	55,700
E	公売	自動車税	55,700
F	公売	自動車税	63,100
G	公売	自動車税	407,600
H	公売	自動車税	112,197
I	公売	自動車税	70,300

ア 債務者Aの換価の猶予

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

複数年度分の法人県民税、地方法人特別税、法人事業税を滞納し、換価の猶予申請が行われた事例である。

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産目録、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

イ 債務者Bの不納欠損処理

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

滞納者が県税を滞納したまま、滞納者自身に相続が発生し、相続人も相続放棄を行ったことから、不納欠損処理が行われた事例である。

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

ウ 債務者Cの差押え

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

不動産取得税の滞納があり、県が債務者へ督促状を発送するも連絡がなかったことから、預金を差押えした事例である。

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

エ 債務者D～Iの公売方法の選択根拠の保存について（意見）

(ア)結論

県は、公売方法の選択根拠を文書などにおいて保存すべきと考えられる。

(イ)内容

公売には、事務所公売とインターネット公売の2種類の方法が存在する。

いずれの方法を選択するかは、公売対象の財産の種類、現況などを考慮して決定する。本件については事務所公売が選択されているが、なぜ事務所公売を選択したのかという根拠の記載が残っておらず、客観的に公売方法の選択の根拠を検証できない状態であった。

県担当者にヒアリングしたところ、公売対象財産の時価や性質に応じて、事務所公売かインターネット公売のいずれを用いるかを検討しているとのことであるが、マニュアルや資料綴りには、判断の方針や判断過程を残していない状況である。

公売の方法の選択を誤れば、落札額が低くなり、滞納税額の回収額が減少してしまうこともありうる。また、今後、県税事務所内でのノウハウの蓄積や、画一的な方針に基づき判断を行うためにも、公売方法の選択根拠を文書等で保存することが望ましいと考えられる。

10 大田原県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	大田原市	那須塩原市	那須町	計	県全体の構成比%
面積 km ²	354.36	592.74	372.34	1,319.44	20.6
人口 人	70,674	114,334	23,344	208,352	11.0

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公平な課税 ・的確な課税対象の把握と適正な課税標準の算定に努める。	(主な事業・実績) ・未登録法人など、より多くの課税対象の掘り起こし (未申告 111 法人、未登録 83 法人を処理)
イ 収入未済額の縮減 ・滞納整理の早期着手と個人県民税の管内市町への徴収支援強化に努めながら進行管理を徹底し、収入未済額の縮減に努める。	(主な事業・実績) ・滞納整理の適切な進捗管理と徴収率向上による収入未済額の縮減 ・職員の徴収スキル向上(タイヤロック・搜索・公売の実施)
ウ 安全安心かつ適正な那須庁舎の管理 ・県民が安心して来庁し、職員が快適に執務できるよう、業務委託を含む適時適切な庁舎管理に努める。	(主な事業・実績) ・庁舎内事務所や関係機関と連携を密にし適切かつ快適な庁舎管理 ・適正な財産管理と効率かつ効果的な予算執行

(3) 調定収入状況（自動車税を除く。）

年度	調定額		収入額		不納 欠損額	過誤 納額	収入 未済額	収入 歩合	県計に占める割合	
	税額	対前 年 比	税額	対前 年 比					調 定 額	収入 額
元	14,940,254	103.3	14,611,139	104.0	30,726	10	298,397	97.8	6.0	6.0
2	13,807,939	92.4	13,409,162	91.8	36,400	50	362,427	97.1	5.6	5.5
3	13,948,716	101.0	13,694,503	102.1	22,287	－	231,926	98.2	5.4	5.4
4	14,776,474	105.9	14,533,219	106.1	48,864	－	194,391	98.4	5.6	5.6
5	15,656,413	106.0	15,440,072	106.2	30,314	11	186,037	98.6	6.0	5.9

※ それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが合わないことがある。

(4) 事務所の概要

管内法人の業種は、製造業が多くを占める。

また、特徴としては、自動車税の期限内納付率が他の県税事務所よりも低い。理由としては、管内は高齢者の割合が多く、年金収入や農業収入がメインの納税者が多いことが主因である。年金や農業収入は、収入の時期に偏りがあるため、期限内納付が困難なケースがある。しかし、年度内にはほとんどが納税されるため、年度内の納付率でみると、他の県税事務所と大きな差異はない。個人県民税、個人市町村民税については、管内の市町と共同催告を実施している。

(5) 監査の結果

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へのヒアリングを実施した。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	個人事業税	2,294,200
B	不納欠損	不動産取得税	222,100
C	差押	自動車税	47,300
D	公売	不動産取得税	103,600

ア 債務者 A の換価の猶予

(ア) 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ) 内容

税務署の税務調査による修正申告の結果として事業所得が増加し、過去 5 年分の個人事業税が賦課された事例である。一括納付が困難であるため、換価の猶予申請が行われた。

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産目録、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

イ 債務者 B の不納欠損処理

(ア) 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ) 内容

原野商法を営む会社であり、法人の預金、保険契約等の財産調査を行ったところ、差押可能な財産が発見されなかったことから執行停止となった事例である。執行停止後 3 年が経過し、不納欠損処理が行われた。

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

ウ 債務者 C の差押え

(ア) 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ) 内容

自動車税を滞納していたため、県が督促状の発送等で接触を試みたところ、債務者から連絡がなく、保険契約を差押えした事例である。

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

エ 債務者 D の公売における不動産評価方法の根拠の明示について（意見）

(ア) 結論

県は、不動産評価にあたって参照した根拠条文、通達等を評価資料内において明示すべきである。

(イ) 内容

不動産取得税の滞納処分のため、栃木県那須塩原市に所在する土地を公売

した事例である。

本件公売における不動産の見積価額の算定にあたっては、県税事務所の職員が見積価額の算定を実施している。

職員においては、国税庁が公売を実施する際に拠り所としている「換価事務提要」を参照しながら、近隣の公示地価や、土地の形状、特殊性に応じた評価補正率を適用することで、見積価額の評価を実施している。

職員が作成した公売対象財産の見積価額の算出シートを確認したところ、評価対象地の現況地目が山林であるが、近隣の公示地の現況地目が宅地であるため、現況地目が山林であることの減価をしんしゃくするために、しんしゃく割合として30%の評価減を実施していた。

県担当者に30%の評価減の根拠を確認したところ、国税庁の財産評価基本通達の市街化調整区域における雑種地の評価方法を参考にして、30%のしんしゃく割合を適用したとのことであった。

しかし、当該通達を根拠にしたことは、見積価額の算出シートに記載されておらず、客観的にはどのような根拠でしんしゃく割合を適用したかが検証できない状態であった。

不動産の公売については事例が少ないことから、貴重なノウハウ、判断過程を県税事務所内で引き継いでいくためにも、不動産の評価にあたって参照した基準や通達等については、見積価額の算出シートにおいて漏れなく明示して、後任者が同水準の不動産評価が可能になるような資料作成を行うべきである。

オ 公売方法の選択根拠の保存について（意見）

（ア）結論

県は、公売方法の選択根拠を文書などにおいて保存すべきと考えられる。

（イ）内容

公売には、事務所公売とインターネット公売の2種類の方法が存在する。

いずれの方法を選択するかは、公売対象の財産の種類、現況などを考慮して決定する。本件については事務所公売が選択されているが、なぜ事務所公売を選択したのかという根拠の記載が残っておらず、客観的に公売方法の選択の根拠を検証できない状態であった。

県担当者にヒアリングしたところ、公売対象財産の時価や性質に応じて、事務所公売かインターネット公売のいずれを用いるかを検討しているとのことであるが、マニュアルや資料綴りには、判断の方針や判断過程を残していない状況である。

公売の方法の選択を誤れば、落札額が低くなり、滞納税額の回収額が減少

してしまうこともありうる。また、今後、県税事務所内でのノウハウの蓄積や、画一的な方針に基づき判断を行うためにも、公売方法の選択根拠を文書等で保存することが望ましいと考えられる。

11 安足県税事務所

(1) 所管地域の概況等

市町別	佐野市	足利市	計	県全体の構成比%
面積 km ²	356.04	177.76	533.80	8.3
人口 人	113,434	140,200	253,634	13.4

県全体 面積 6,408.09 km² 人口 1,898,507 人

(2) 事務事業の目的、執行方針、実績等

ア 適正公正な課税 ・関係機関と連携しながら、各種調査を計画的に執行し、的確な課税客体の把握と適正な課税標準の算定に努め、公平公正な課税に取り組む。	(主な事業・実績) ・法人県民税 9,366 件 603,764 千円 (対前年比 101.5%) ・法人事業税 4,513 件 5,400,341 千円 (対前年比 102.3%) ・個人事業税 2,108 件 307,112 千円 (対前年比 98.3%) ・不動産取得税 3,016 件 667,631 千円 (対前年比 96.0%) ・ゴルフ場利用税 169 件 300,562 千円 (対前年比 97.6%)
イ 収入未済額の縮減 ・共同催告や併任支援の実施により個人県民税の現年度徴収率の向上に取り組む。また、旧法第 48 条引受により大口困難案件を処理し、県民税の収入未済の縮減に取り組む。	(主な事業・実績) ・収入未済額 4 年度 244,778 千円 5 年度 241,538 千円 (対前年比 98.7%)
ウ 地方合同庁舎の管理 ・安蘇庁舎の適正な維持管理のため、庁舎関連の修繕及び補修等を行うとともに、庁舎管理に関する委託業務等について適正な執行を行う。	(主な事業・実績) ・安蘇庁舎の補修等 ・安蘇庁舎の維持管理

(3) 調定収入状況（自動車税を除く。）

年度	調定額		収入額		不納 欠損 額	過誤 納額 千円	収入 未済額 千円	収 入 歩 合 %	県計に占める割合 %	
	税額 千円	対 前 年 比 %	税額 千円	対 前 年 比 %					調 定 額	収 入 額
元	15, 527, 111	99. 1	15, 144, 933	99. 2	28, 555	105	353, 728	97. 5	6. 3	6. 2
2	16, 096, 564	103. 7	15, 697, 637	103. 6	62, 077	21	336, 872	97. 5	6. 5	6. 5
3	15, 389, 300	95. 6	15, 062, 903	96. 0	59, 051	77	267, 423	97. 9	6. 0	6. 0
4	16, 283, 844	105. 8	15, 996, 893	106. 2	42, 832	660	244, 778	98. 2	7. 2	7. 2
5	16, 451, 318	101. 0	16, 168, 634	101. 1	41, 467	321	241, 538	98. 3	7. 3	7. 2

※ それぞれの額については、千円未満を四捨五入しているため、相互の差し引きが突合しないことがある。

(4) 事務所の概要

管内の事業者の業種は製造業が多くを占める。管内は外国人が多く、自動車税の滞納が多い傾向にある。滞納税額の督促は、各国の言語で作成するなど、増加する外国人滞納者に向けた努力をしている。

徴収率に課題がある個人県民税の徴収については、管内の佐野市、足利市と連携して年に数回、個人県民税、個人市民税の共同催告を実施している。

(5) 監査の結果

以下のサンプル対象者に対して、滞納金整理票や関連する資料綴り、県税事務所担当者へのヒアリングを実施した。

(金額単位：円)

債務者	プロセス	税 目	債権額
A	換価の猶予申請	個人事業税	895,500
B	不納欠損	不動産取得税	22,700
C	差押	自動車税	55,100
D	公売	自動車税	75,800
E	公売	自動車税	41,600
F	公売	自動車税	236,900

ア 債務者Aの換価の猶予

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

税務署の税務調査による修正申告の結果として事業所得が増加し、過去5年分の個人事業税が賦課された事例である。一括納付が困難であるため、換価の猶予申請が行われた。

滞納金整理票、換価の猶予申請書、財産目録、財産収支状況書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

イ 債務者Bの不納欠損処理

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

債務者が海外に出国し、日本への再入国見込みもなく、財産調査の結果、滞納処分を行うことができる財産も存在しなかったことから、不納欠損処理を行った事例である。

滞納金整理票、財産調査書、滞納処分の停止決議書、不納欠損調査書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

ウ 債務者Cの差押え

(ア)結論

特に指摘すべき事項はなかった。

(イ)内容

自動車税について換価の猶予申請が行われていたが、申請内容に沿った返済が行われなかったことから、換価の猶予の取り消しが行われ、自動車を差押えした事例である。

滞納金整理票、督促状、差押調書、差押通知書、配当計算書等が適正に作成されており、地方税徴収マニュアルに沿った手続きが行われていた。

エ 債務者D～Fの公売方法の選択根拠の保存について（意見）

(ア)結論

県は、公売方法の選択根拠を文書などにおいて保存すべきと考えられる。

(イ)内容

公売には、事務所公売とインターネットの2種類の方法が存在する。

いずれの方法を選択するかは、公売対象の財産の種類、現況などを考慮して決定する。本件については事務所公売が選択されているが、なぜ事務所公売を選択したのかという根拠の記載が残っておらず、客観的に公売方法の選択の根拠を検証できない状態であった。

県担当者にヒアリングしたところ、公売対象財産の時価や性質に応じて、事務所公売かインターネット公売のいずれを用いるかを検討しているとのことであるが、マニュアルや資料綴りには、判断の方針や判断過程を残していない状況である。

公売の方法の選択を誤れば、落札額が低くなり、滞納税額の回収額が減少してしまうこともありうる。また、今後、県税事務所内でのノウハウの蓄積や、画一的な方針に基づき判断を行うためにも、公売方法の選択根拠を文書等で保存することが望ましいと考えられる。

第2章 生活文化スポーツ部

第1節 くらし安全安心課

1 栃木県交通災害共済見舞金返還金に係る債権

(1) 債権の概要

1	所管課名	生活文化スポーツ部くらし安全安心課
2	債権の名称	栃木県交通災害共済見舞金返還金に係る債権
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	交通災害共済見舞金給付決定取消による返還金 【発生原因】 平成13年に発生した交通死亡事故に関して、同年に栃木県交通災害共済条例に基づき見舞金を給付したが、当該事故が見舞金等の騙取を目的とした殺人事件であることが判明。最高裁への上告が平成18年11月20日付けで棄却されたことにより刑が確定したため、同条例第9条第2項に基づく給付の制限に該当することが明らかになり、平成19年3月27日付けで、給付決定を取り消したため、返還金が発生。
5	根拠法令等	栃木県交通災害共済条例第9条第2項 同条例を廃止する条例附則第2項
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	令和2年10月4日債務者死亡 令和5年1月11日相続人全員相続放棄完了
9	延滞に係る違約金	条例に延滞金の徴収について記載がないため、徴収なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分				
	過年度分	1,068			1,068
	小 計	1,068			1,068
令和4年度	現年度分				
	過年度分	1,068		1,068	
	小 計	1,068		1,068	
令和5年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	1,200,000	平成19年3月27日	全額不納欠損処理済

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成25年度以前	1,068,000	1	全額不能欠損処理済

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			

令和 4 年度	1, 068, 000	1	令和 2 年 10 月 4 日債務者が死亡し、令和 5 年 1 月 11 日に相続人全員の相続放棄完了を確認したことから、議会で債権放棄の承認後、令和 5 年 3 月に不納欠損処理を行った。
令和 5 年度			
合 計	1, 068, 000	1	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

平成 13(2001)年に発生した交通死亡事故に関して、同年に栃木県交通災害共済条例に基づき見舞金を給付したが、当該事故が見舞金等の騙取を目的とした殺人事件であることが判明。最高裁への上告が平成 18(2006)年 11 月 20 日付けで棄却されたことにより刑が確定したため、同条例第 9 条第 2 項に基づく給付の制限に該当することが明らかになり、平成 19(2007)年 3 月 27 日付けで、給付決定を取り消したため、返還金が発生したものである。

債務者は令和 2(2020)年 10 月 4 日に死亡し、令和 5(2023)年 1 月 11 日に相続人全員の相続放棄が完了したことにより令和 5(2023)年 3 月に不納欠損処理が行われた。

債権の発生が極めて特殊な事案であり、不納欠損処理についても適切に行われていた。

第3章 保健福祉部

第1節 保健福祉課

1 生活保護費返還金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部保健福祉課（各福祉事務所）
2	債権の名称	生活保護費返還金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	生活保護法における被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたことが判明した場合の返還金又は不実の申請その他不正な手段により保護を受けたことが判明した場合の徴収金
5	根拠法令等	生活保護法第 63 条又は第 78 条
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	本人からの収入申告や訪問時の通帳確認、生活保護法第 29 条に基づく銀行等からの資料提供、課税調査により収入を把握し、返還又は徴収の決定をしたときに発生。納付期限までに納付がない場合には、督促状を 20 日以内に送付し、未納がある場合には年 2 回催告書を送付。 ケースワーカーが訪問した際に、未納の被保護者に納付指導をしている
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	48,898	17,594		31,304
	過年度分	167,387	9,372	18,152	139,863
	小 計	216,285	26,967	18,152	171,167
令和 4 年度	現年度分	47,934	14,022		33,912
	過年度分	171,167	7,826	18,271	145,070
	小 計	219,101	21,848	18,271	178,982
令和 5 年度	現年度分	40,561	6,605		33,956
	過年度分	178,982	7,529	16,975	154,478
	小 計	219,543	14,134	16,975	188,434

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

生活保護法第 63 条に基づく返還金及び生活保護法第 78 条に基づく徴収金の健康福祉センター別未収金額の概況

(金額単位：円)

	令和 5 年度末債権金額	発生時の債権総額	債務者数
県東健康福祉センター	67,026,186	76,555,298	125
県南健康福祉センター	75,120,440	81,205,703	192
県北健康福祉センター	46,202,345	53,886,259	81
安足健康福祉センター	85,517	2,337,517	2
県全体の債権金額合計	188,434,488	213,984,777	400

各健康福祉センター(安足健康福祉センターを除く。)の未収債権額上位3件の明細

ア 県東健康福祉センター

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	県東A	4,633,329	令和4年3月	4,433,329
2	県東B	4,494,442	令和3年3月	874,442
3	県東C	3,360,000	令和4年3月	1,615,000
	他122件			60,103,415
合計		12,487,771		67,026,186

イ 県南健康福祉センター

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	県南A	4,909,183	平成31年	4,859,183
2	県南B	4,563,576	平成29年	4,548,576
3	県南C	3,933,230	令和3年	3,933,230
	他189件			61,779,451
計		13,405,989		75,120,440

ウ 県北健康福祉センター

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	県北A	17,145,488	令和5年3月30日	17,145,488
2	県北B	4,408,811	令和5年11月6日	4,408,811
3	県北C	2,010,365	平成29年12月20日	1,951,365
	他78件			22,696,681
合計		23,564,664		46,202,345

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	9,967,197	24	
平成 26 年度	4,193,401	9	
平成 27 年度	2,183,328	7	
平成 28 年度	7,726,076	15	
平成 29 年度	10,899,703	26	
平成 30 年度	13,877,690	51	
令和 元年度	26,855,339	70	
令和 2 年度	21,133,686	70	
令和 3 年度	27,132,272	76	
令和 4 年度	30,508,850	60	
令和 5 年度	33,956,946	87	
合 計	188,434,488	495	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	10,148,425	97	消滅時効完成
令和2年度	13,287,979	131	消滅時効完成
令和3年度	18,152,771	486	消滅時効完成
令和4年度	18,271,685	351	消滅時効完成
令和5年度	16,975,580	300	消滅時効完成
合 計	76,836,440	1,365	

不納欠損は、各健康福祉センターの債権管理表(手票)に基づき時効管理を実施している。

(6) 監査の結果

ア 現年度分の収入金額と収入率について(意見)

(ア) 結論

現年度の大口債務を発生させない施策と、大口債務への早期対応をする必要がある。

(イ) 内容

過去3年間の現年度分の収入金額と収入率は、以下のとおりである。

現年度分の調定・収入額・期末残高の推移(3健康福祉センター合計)

(単位：千円)

	現年度分 調定済額 (a)	収入額 (b)	不納欠損 額 (c)	当年度末残 高 (d)	回 収 率 (b) / (a)	未回収率 (d) / (a)
令和3年度	48,898	17,594		31,304	36.0%	64.0%
令和4年度	47,934	14,022		33,912	29.3%	70.7%
令和5年度	40,561	6,605		33,956	16.3%	83.7%

現年度に発生した債権の収入率が、過去3年間年々低下している〔上表(b)/(a)〕。主な低下の原因は、大口債務の発生とその未回収である。コロナ禍明けの令和5(2023)年度からは臨戸訪問を通常どおり実施しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響は少ない。回収率を向上させるには、現年度の大口債務を発生させない施策と大口債務への早期対応をする必要がある。

イ 延滞の発生への対応について(指摘)

(ア) 結論

返済延滞が発生してから、電話催告が速やかになされず、債務者の現状把握もされていない。延滞発生の9ヶ月後の年度末に督促状を発送しただけで、債権回収の実効性が上がっていない。債務者は、保護対象者から外れており、職員の定期訪問も受けておらず、延滞発生時点の状況把握も遅れている。返済延滞が発生した時点で、電話催告や状況把握を速やかに行うべきである。

(イ) 内容(県東健康福祉センターの事例)

債務者Aは、当初約2,392千円の債務があり、毎月3,000円の返済履行を約束していたが、令和5(2023)年5月を最後に返済が滞っていた。その後、娘からの援助を受け、遅延していた14回分(3,000円×14回=42,000円)を返済し、当初の返済計画に戻っている。債務者は、生活保護対象者から外れ、職員の定期訪問を受けていない。

ウ 不正受給を繰り返す者への対応について(意見)

(ア) 結論

生活保護の趣旨に反して収入を隠して生活保護費の不正受給を繰り返す者には、より強度のある対応をすべきである。

(イ) 内容(県東健康福祉センターの事例)

債務者Bは、本生活保護不正受給による債務約2,062千円以外に、4件の不正受給債務があり、本債務を含めた債務合計額が約4,830千円ある。現在は、毎月1万円を返済している。生活保護受給中に、複数年度に渡りゴルフ場での就労、運転手の仕事など毎月約20万円程度の収入があるが、収入申告を偽り不正受給していた。本人の収入申告と県の行う課税調査に差異が生じ不正受給が判明した。

エ 債務者への接触と状況把握(指摘)

(ア) 結論

毎年度末に、督促状の郵送がなされ、返送もないことから債務者本人に郵送されていると思われるが、債務者概況は不明のままである。職員の定期訪

問も受けておらず、債権の回収のためだけに臨戸訪問することは、生活福祉課の職務負担も大きい。しかし、債権額も約 1,768 千円と少額とは言えず、約 3 年近く返済を受けられていない。催告書を郵送するだけではなく電話催告、臨戸訪問などを積極的に行い、債務者との確な接触と状況把握を行い、納付指導を行うべきである。

(イ) 内容(県南健康福祉センターの事例)

債務者 C は、2 件の不正受給債務があり、債務の合計が約 1,768 千円になる。令和 2 (2020) 年 11 月に生活保護廃止を行い、令和 3 (2021) 年 3 月納付を最後に以降の返済がない。C は生活保護対象者から外れ、職員の定期訪問を受けていない。生活福祉課は、督促状を毎年度末に郵送しているが、電話催告や臨戸訪問など接触がなく、債務者の状況把握に至っていない。

オ 就労の支援と債権回収のバランス(意見)

(ア) 結論

生活保護費を受給中の場合、就労の支援と債権回収のバランスが求められる。正確な収入を把握することが必要であり、本人から手取り収入（日払いの手伝いや補助等）について誠実に回答が得られるよう、適切な指導が望まれる。

(イ) 内容(県南健康福祉センターの事例)

債務者 D は、生活保護不正受給により債務が 3 件、合計で約 4,285 千円あり、他にも 2 件の債務がある。病気（脳梗塞）の後遺症により就労は、月に 8 日間程度で、毎月 3 万円程度の収入がある。この収入の他に課税照会をしても把握できない手取り収入（日払いの手伝いや補助等）もあり、全所得の把握ができていない。現在も生活保護費を受給中のため、保護費から毎月 1 万円を天引き回収している。債務承認書を令和 6 (2024) 年 4 月に入手している。

カ 債権回収について(指摘)

(ア) 結論

生活保護廃止に伴い、職員等の定期的接触がなく、債務者の概況把握が出来ず延滞が発生している。催告書や納付書を送付するだけでなく、電話や訪問等による督促、債務者の状況把握が必要である。

(イ) 内容(県北健康福祉センターの事例)

債務者 E は、生活保護不正受給の債務が約 2,010 千円ある。生活保護が廃止となり、職員等の定期接触がない。平成 30 (2018) 年度から令和 5 (2023)

年度まで毎年催告し、年金受給日に合わせて納付書送付を行っていたが、個別接触をしておらず、債務者概況は不明であった。令和4(2022)年に本人からの連絡があり、令和5(2023)年2月より、分割返済の意思を確認した。

キ 返済計画の作成について(意見)

(ア) 結論

長期滞納者については、債務者の生活状況等を把握し、早期に返済計画を立てるべきである。

(イ) 内容(県北健康福祉センターの事例)

債務者Fは、生活保護不正受給の債務が約1,371千円ある。令和元(2019)年8月に5千円の返済があったが、以降の返済はない。督促状を半年に一度程度郵送している。現在も生活保護受給中で、ケースワーカーが定期的に接触している。

ク 債権回収委託の検討(意見)

(ア) 結論

サービサー等の債権回収業者へ回収委託することも検討すべきである。

(イ) 内容

保健福祉部の業務が、新型コロナ発生以降多忙が重なり、債務者との接触も制限され、債権回収まで十分な手続きが行えなかった面がある。職員は、通常業務と並行して債権回収業務にあたっている。加えて、職員の債権回収知識も十分ではない面もあり、保健福祉課内に生活保護費不正受給回収のための専従班も存在しない。生活保護費の不正受給に、サービサー等債権回収業者を活用して回収実績を上げている市の事例もある。悪質な滞納者や高額不正受給者の債権回収に、サービサー等の債権回収業者へ回収委託することも検討すべきである。

ケ 金融機関等への預貯金等の財産調査について(意見)

(ア) 結論

金融機関等への預貯金等の調査方法について、電子データによる財産調査の導入を検討すべき。

(イ) 内容

生活保護新規申請ケースに対する生活保護法第29条調査に基づく金融機関等への預貯金等の調査について、県では書面記載に基づき実施している。他県事例では、電子データに基づき実施している事例もあり県でも導入を検討すべきである。

コ 返還金・課徴金の管理について(意見)

(ア) 結論

未収債権管理システム導入の検討を行うべきである。

(イ) 内容

生活保護法第 63 条又は第 78 条に基づく返還金・課徴金の管理について、他県では、債権管理システムを活用して管理を行い効率化が図られている事例もある。県では、健康福祉センターごとに表計算ソフトにより管理を行っており、未収債権管理システム導入がされていない。導入コストの経済性の面もあるが、未収債権管理システム導入の検討を行うべきである。

サ 債務者の返還金・徴収金の納付方法(意見)

(ア) 結論

コンビニ払いやインターネットバンキング決済を活用した支払も検討すべきである。

(イ) 内容

県では、健康福祉センターから納付書を送付し、指定金融機関の窓口払いにより回収を行っている。窓口払以外にはペイジーが一部対応しているが、コンビニ払いやインターネットバンキング決済には対応していない。他県では、コンビニ払いやインターネットバンキング決済を活用した支払も可能としている事例もあり、今後、県でも検討すべきである。

第2節 医療政策課

1 栃木県医師修学資金貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部医療政策課
2	債権の名称	栃木県医師修学資金貸付金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	栃木県医師修学資金返還未済 →国家試験2回不合格により返還猶予の条件を満たせず、平成29年4月から修学資金返還開始
5	根拠法令等	栃木県医師修学資金等貸与条例
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	月25万円ずつ返済しているが、約定は一括納付のため、延滞が生じている状態。継続的な返還催促。
9	延滞に係る違約金	修学資金元金返還完了時に確定(返還完了まで返還未済額に対し年利14.6%)

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	6,680	2,250		4,430
	小 計	6,680	2,250		4,430
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分	4,430	1,000		3,430
	小 計	4,430	1,000		3,430
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	3,430	1,000		2,430
	小 計	3,430	1,000		2,430

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	12,600,000	平成 29 年 4 月 20 日	2,430,000

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度	2,430,000	1	
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度			
令和 5 年度			
合 計	2,430,000	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

医師国家試験に2回不合格となり返還猶予の条件を満たせず、平成29(2017)年4月に修学資金の返還が決定となった。同年5月の分納計画に基づき定期的に返還が行われている。

2 栃木県看護職員修学資金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部医療政策課
2	債権の名称	栃木県看護職員修学資金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	県内の所定の医療機関において、看護職員の業務に従事しようとする学生に修学資金を貸与
5	根拠法令等	栃木県看護職員修学資金貸与条例 栃木県看護職員修学資金貸与条例施行規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	養成施設卒業後、所定の施設に就業した場合、一定期間猶予を認めている。 一定期間所定の施設に就業すれば免除となる。
9	延滞に係る違約金	年 10.95%

(2) 債権の推移

ア 元金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	19,937	19,836		101
	過年度分	4,992	1,527		3,465
	小 計	24,929	21,363		3,566
令和 4 年度	現年度分	15,347	14,792		555
	過年度分	3,566	398		3,168
	小 計	18,914	15,190		3,723
令和 5 年度	現年度分	25,255	24,555		700
	過年度分	3,723	613		3,110
	小 計	28,978	25,168		3,810

※千円未満は切り捨て。

イ 違約金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	1, 771	68		1, 702
	過年度分	2, 055	525		1, 530
	小 計	3, 826	593		3, 232
令和 4 年度	現年度分	806	18		842
	過年度分	3, 232	77		3, 155
	小 計	4, 093	95		3, 997
令和 5 年度	現年度分	962	18		943
	過年度分	3, 997	0		3, 996
	小 計	4, 959	19		4, 940

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

ア 元金

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	144, 000	不明	111, 000
2	L	378, 000	平成 4 年 12 月	378, 000
3	N	384, 000	平成 5 年 8 月	320, 000
4	O	252, 000	平成 5 年	126, 000
5	Q	252, 000	平成 8 年	150, 000
6	R	432, 000	平成 7 年	216, 000
7	T	504, 000	平成 13 年 10 月	378, 000
8	V	768, 000	平成 21 年	256, 000
9	X	360, 000	平成 31 年	216, 000
10	A A	768, 000	令和 4 年	160, 000
11	A B	1, 512, 000	令和 3 年 5 月	666, 000
	その他 17 件			833, 700
合計				3, 810, 700

イ 違約金

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	B L	2, 063, 954	平成 31 年 4 月	2, 000, 588
2	B N	331, 029	令和 3 年 12 月	331, 029
3	B P	557, 194	令和 3 年 4 月	557, 194
4	B Q	1, 578, 188	令和 4 年 10 月	1, 578, 188
5	B R	252, 107	令和 2 年 9 月	252, 107
	その他 19 件			221, 698
合計				4, 940, 804

(4) 発生年度別収入未済額

ア 元金

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	2, 595, 700	20	
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度	162, 000	1	
令和 3 年度	54, 000	1	
令和 4 年度	299, 000	2	
令和 5 年度	700, 000	6	
合 計	3, 810, 700	28	

イ 違約金

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	94, 515	13	
平成 26 年度			
平成 27 年度			

平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度	252,893	5	
令和 元 年度	347,381	5	
令和 2 年度	759,398	7	
令和 3 年度	1,700,915	5	
令和 4 年度	841,826	4	
令和 5 年度	943,876	4	
合 計	4,940,804	24	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

督促及び債務者の状況調査が長期間実施されていない債権が複数存在する。
(指摘)

イ 内容

債権残高が10万円以上で元金の納入が5年以上行われていない債権の明細
(単位:円)

債務者	既納入額	最終納入日	最終交渉(催告)日
A	33,000	昭和62年6月1日	平成9年8月29日
L			平成9年8月29日
N	64,000	平成5年10月1日	平成9年8月29日
O	126,000	平成5年7月27日	平成9年1月29日
Q	102,000	平成8年6月27日	平成9年6月23日
R	216,000	平成9年9月11日	
T	126,000	平成8年3月14日	令和2年7月30日

(ア) 債務者 A

昭和62(1987)年6月以降返済金の納入がなく、交渉も平成9(1997)年8月に催告書を送付して以来、途絶えている。

(イ) 債務者 L

返済金の納入が全くなく、交渉も平成9(1997)年8月に催告書を送付して

以来、途絶えている。

(ウ)債務者N

平成5(1993)年10月以降返済金の納入がなく、交渉も平成9(1997)年8月に催告書を送付して以来、途絶えている。

(エ)債務者O

平成5(1993)年7月以降返済金の納入がなく、交渉も平成9(1997)年1月に連帯保証人に督促して以来、途絶えている。

(オ)債務者Q

平成8(1996)年6月以降返済金の納入がなく、交渉も平成9(1997)年6月に債務者に督促して以来、途絶えている。

(カ)債務者R

平成9(1997)年9月以降返済金の納入が途絶えている。債務者及び連帯保証人に督促等を実施した事績がない。

(キ)債務者T

平成18(2006)年3月以降に返済金の納入が途絶えている。令和2(2020)年7月に本人及び連帯保証人に催告書を送付したところ本人から生活苦で返還が困難な旨申出あり。時効の援用について説明し必要な書面を交付するも、その後手続きや連絡が途絶えている。

第3節 高齢対策課

1 介護職員処遇改善交付金返還金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部高齢対策課
2	債権の名称	介護職員処遇改善交付金返還金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	賃金改善未実施の確定に伴う交付金の返還
5	根拠法令等	介護職員処遇改善交付金事業実施要領
6	債務者区分	☐ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	分割による納入とし、毎月法人へ納入書を送付している。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分				
	過年度分	6,422	1,100		5,322
	小 計	6,422	1,100		5,322
令和4年度	現年度分				
	過年度分	5,322	1,200		4,122
	小 計	5,322	1,200		4,122
令和5年度	現年度分				
	過年度分	4,122	2,200		1,922
	小 計	4,122	2,200		1,922

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	7,372,630	平成24年3月	1,922,630

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成25年度以前	1,922,630	2	
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度			
令和5年度			
合 計	1,922,630	2	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

法人は解散しているものの元代表が令和元(2019)年8月の納入計画(令和5(2023)年8月の計画見直し)に基づいて返済を継続している。

2 介護福祉士等修学資金貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部高齢対策課
2	債権の名称	介護福祉士等修学資金貸付金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	介護福祉士を養成する施設に在学する者で、将来介護福祉士としての業務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与する。
5	根拠法令等	栃木県社会福祉士及び介護福祉士等修学資金貸与条例、施行規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10年 ☒ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	H21～は栃木県社会福祉協議会が実施主体となっている 債権の発生は H20 年度まで
9	延滞に係る違約金	年 10.95%の割合で計算

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	168			168
	過年度分	3,715	180		3,535
	小 計	3,883	180		3,703
令和 4 年度	現年度分	73			73
	過年度分	3,703	36		3,667
	小 計	3,776	36		3,740
令和 5 年度	現年度分	95	43		52
	過年度分	3,740	228		3,511
	小 計	3,835	271		3,563

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額(元金)	同左(違約金)
A	432,000	平成9年2月	432,000	
B	432,000	平成16年4月	72,000	
C	864,000	平成8年4月	336,000	74,239
D	493,715	平成23年12月	390,849	33,805
E	864,000	平成11年4月	360,000	355,053
F	864,000	平成16年4月	576,000	151,111
G	308,572	平成29年2月	231,300	10,881
H	864,000	平成31年1月	648,000	44,549
その他			517,605	
合 計			3,563,754	676,046

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成25年度以前	2,034,519	14	
平成26年度	231,174	2	
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度	89,950	1	
平成30年度	197,196	4	
令和元年度	347,761	3	
令和2年度	369,744	3	
令和3年度	168,013	2	
令和4年度	73,083	1	
令和5年度	52,314	3	
合 計	3,563,754	33	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

督促及び債務者の状況調査が長期間実施されていない債権が複数存在する。
(指摘)

イ 内容

債権の納入及び交渉の状況(10 年以上納入が行われていない債権)

(単位：円)

債務者	未収債権額	既納入額	最終納入月	最終交渉(催告)月
A	432,000			平成 30 年 6 月
B	72,000	360,000	平成 18 年 2 月	平成 30 年 12 月
C	336,000	528,000	平成 22 年 12 月	平成 30 年 12 月
D	390,849	102,866	平成 30 年 9 月	平成 30 年 6 月

(ア) 債務者 A

平成 10(1998)年に本人及び父母が死亡している。平成 30(2018)年に残された家族の兄に時効の援用の意向を確認したものの、その後処理が中断している。

(イ) 債務者 B

平成 24(2012)年 9 月に父である保証人に連絡を取ったのを最後に、本人と保証人いずれも連絡がつかなくなっている。

(ウ) 債務者 C

平成 17(2005)年 2 月に返還計画書が提出され、平成 22(2010)年 12 月まで 528,000 円の返還があったがその後返還が途絶えている。平成 30(2018)年 12 月に保証人に催告書を送付した際、保証人から連絡あったのを最後に督促が中断している。

(エ) 債務者 D

平成 30(2018)年 9 月に 20,571 円の入金があった以降返還が途絶えている。平成 30(2018)年 6 月に債務者の母から電話連絡があったのを最後に交渉が中断している。

第4節 感染症対策課

1 栃木県新型コロナウイルス PCR 等検査無料化事業に係る交付金の返還金等

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部感染症対策課
2	債権の名称	栃木県新型コロナウイルス PCR 等検査無料化事業に係る交付金の返還金等
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	当該事業者において、交付金の交付対象である「栃木県新型コロナウイルス PCR 等検査無料化事業」が適正に行われていないことを理由として、令和6(2024)年3月28日に交付金の返還請求を行ったが、その後返還が行われていないため。
5	根拠法令等	栃木県補助金等交付規則
6	債務者区分	☐ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	当該事業者に返還の意思がない状況であり、返還金等の支払等を求める訴訟を提起している。(R6年9月議会で「訴えの提起」の議決、R7年1月29日に訴状提出済み。)
9	延滞に係る違約金	返還金並びにこれに対する受領の日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による加算金及び納付期限の翌日から支払済みまで年1割9厘5毛の割合による延滞金

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残 a-b-c
令和3年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和4年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和5年度	現年度分	83,845			83,845
	過年度分				
	小 計	83,845			83,845

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	事業者A	47,296,500	令和6年3月28日	47,296,500
2	事業者B	36,548,700	令和6年3月28日	36,548,700
合計		83,845,200		83,845,200

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度			
令和 5 年度	83,845,200	2	
合 計	83,845,200	2	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

令和6(2024)年3月28日に交付金の返還請求によって債権が発生したが、事業者には返還の意思がないため、返還金等の支払等を求める訴訟が提起されている。

第5節 障害福祉課

1 知的障害児費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部障害福祉課（各児童相談所）
2	債権の名称	知的障害児費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権（強制徴収） ☐ 公債権（非強制徴収） ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	施設に措置された措置児の保護者が負担すべき負担金である。
5	根拠法令等	児童福祉法第56条
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権（民法改正前）10年 ☐ 私債権（民法改正後）5年
8	債権の発生・管理の特徴	措置児の保護者は、育児放棄、虐待等により保護者としての自覚がない者が多く、また生活困窮、自身にも障害を持つなど、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	2,931	2,189		742
	過年度分	5,484	138	885	4,460
	小 計	8,415	2,327	885	5,202
令和 4 年度	現年度分	3,012	2,332		679
	過年度分	5,202	218	1,199	3,784
	小 計	8,214	2,550	1,199	4,464
令和 5 年度	現年度分	4,344	3,481		863
	過年度分	4,464	69	983	3,412
	小 計	8,808	3,550	983	4,275

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

ア 児童相談所別未収金額の概況

(金額単位：円)

	令和 5 年度末債権金額	発生時の債権総額	債権者数
中央児童相談所	1,469,100	5,518,020	11
県南児童相談所	2,257,040	4,604,960	18
県北児童相談所	549,500	2,781,970	8
県全体の債権金額合計	4,275,640	12,904,950	37

イ 各児童相談所の未収金額の状況

(ア) 中央児童相談所

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	A	861,300	令和2年4月外	521,100
2	B	226,820	平成31年5月外	225,500
3	C	1,341,000	平成31年5月外	158,400
4	D	178,400	令和2年9月外	158,400
	他7件			405,700
合計		2,607,520		1,469,100

(イ) 県南児童相談所

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	A	1,066,120	平成31年5月外	469,100
2	B	432,000	令和3年9月外	418,500
3	C	639,600	平成31年5月外	373,400
	他15件			996,040
合計		2,137,720		2,257,040

(ウ) 県北児童相談所

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	A	690,730	平成31年5月外	246,720
2	B	213,100	平成31年9月外	211,600
3	C	79,200	平成31年5月外	33,000
	他5件			58,180
合計		983,030		549,500

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度	3, 500	1	
平成 30 年度	150, 160	19	
令和 元 年度	1, 017, 220	20	
令和 2 年度	955, 540	17	
令和 3 年度	621, 270	19	
令和 4 年度	664, 200	17	
令和 5 年度	863, 750	22	
合 計	4, 275, 640	115	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納付欠損額	件 数	不納付欠損処理の概要
令和 元 年度	807,560	103	消滅時効完成
令和 2 年度	761,870	106	消滅時効完成
令和 3 年度	885,480	135	消滅時効完成
令和 4 年度	1,199,120	186	消滅時効完成
令和 5 年度	983,220	205	消滅時効完成
合 計	4,637,250	735	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び関連する資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

児童が児童福祉施設に入所する場合、扶養義務者の負担額が発生し、原則として毎月負担金を支払わなければならない。負担額は、扶養義務者の市町村民税の課税額に応じて、毎年7月に決定する。扶養義務者の納付方法は、原則として毎月郵送される納付書により納付する。家庭に、虐待やネグレクトなどの問題が発生した場合等で、措置入所(強制的な入所)が行われる場合もあるが、その場合でも、扶養義務者に負担金が発生する。

2 肢体不自由児費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部障害福祉課
2	債権の名称	肢体不自由児費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	栃木県立リハビリテーションセンターに入所する措置児の保護者が負担すべき負担金である。
5	根拠法令等	児童福祉法第 56 条
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	措置児の保護者は、育児放棄、虐待、生活困窮、自身にも障害を持つ等、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	428	2		426
	過年度分	3,011	54	931	2,026
	小 計	3,439	56	931	2,452
令和 4 年度	現年度分	539	18		520
	過年度分	2,452	66	180	2,204
	小 計	2,991	85	180	2,725
令和 5 年度	現年度分	952	126	0	825
	過年度分	2,725	56	344	2,324
	小 計	3,677	182	344	3,149

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

ア 児童相談所別未収金額の概況

(金額単位：円)

	令和5年度末債権金額	発生時の債権総額	債権者数
中央児童相談所	2,221,700	2,861,800	6
県南児童相談所	928,060	983,380	5
県北児童相談所			
県全体の債権金額合計	3,149,760	3,845,180	11

イ 各児童相談所の未収金額の状況

(ア) 中央児童相談所

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	A	1,642,400	平成31年2月外	1,468,400
2	B	234,900	平成31年2月外	192,200
3	C	381,600	令和5年6月外	182,400
	他3件			378,700
合計		2,258,900		2,221,700

(イ) 県南児童相談所

(単位：円)

	債務者	当初債権額	債権発生時期	未収債権額
1	A	473,600	令和元年8月外	473,600
2	B	369,000	平成31年2月外	315,000
3	C	108,000	令和5年8月外	108,000
	他2件			31,460
合計		950,600		928,060

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度	107,840	6	
令和 元 年度	769,640	7	
令和 2 年度	556,540	6	
令和 3 年度	426,040	5	
令和 4 年度	464,240	5	
令和 5 年度	825,460	9	
合 計	3,149,760	38	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納付欠損額	件 数	不納付欠損処理の概要
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度	931,120	87	消滅時効完成（地方自治法第 236 条第 1 項）
令和 4 年度	180,940	29	消滅時効完成（地方自治法第 236 条第 1 項）
令和 5 年度	344,720	44	消滅時効完成（地方自治法第 236 条第 1 項）
合 計	1,456,780	160	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び関連する資料を閲覧した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

栃木県立リハビリテーションセンターに入所する措置児の保護者が負担すべき負担金である。措置児の保護者は、育児放棄、虐待、生活困窮、自身にも障害を持つ等、債権回収に困難なケースが多い。

3 共済掛金収入

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部障害福祉課
2	債権の名称	共済掛金収入
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	心身障害者扶養共済制度の掛金
5	根拠法令等	栃木県心身障害者扶養共済条例 栃木県心身障害者扶養共済条例施行規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	条例及び規則により、2 月以上、掛金を滞納した場合、加入者の地位を失うという定めあり。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	24,350	24,336		13
	過年度分	1,039			1,039
	小 計	25,390	24,336		1,053
令和4年度	現年度分	24,828	24,819		9
	過年度分	1,053	13		1,039
	小 計	25,882	24,833		1,049
令和5年度	現年度分	26,447	26,346		101
	過年度分	1,049			1,049
	小 計	27,496	26,346		1,150

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
A	7,400	平成12年4月1日	281,200
B	8,900	平成11年4月1日	8,900
C	3,300	平成6年4月1日	617,800
D	12,000	平成9年4月1日	132,000
E	9,300	令和4年11月1日	93,000
F	17,300	令和5年4月1日	17,300
合計	58,200		1,150,200

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	1, 039, 900	4	債務者 4 名全員脱退(内 3 名死亡)
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度	9, 300	1	
令和 5 年度	101, 000	2	
合 計	1, 150, 200	7	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和 5 (2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 債権管理について (指摘)

(ア) 結論

過年度の共済金納付が約 10 年間まったく行われていないものがあり、債務者との接触もほとんど無く、債務者の概況把握が不十分である。分割等での返済交渉や滞納整理など適切な債権管理を行うべきである。

(イ) 内容

月額の子供障害者扶養共済掛金額は、年齢や免除制度、減免の適用などにより負担額が異なるが、月額最高額で 23, 300 円であり、毎月納付することが

原則である。しかし、支払延滞が起こると毎月納付に合わせて過去の延滞額支払も必要になり、返済がより困難になるケースが多い。A、Cともに延滞が始まってから毎月の納付が困難になり、債務が増加していつている。

Aの年度別債権発生と回収状況は、以下のとおりである。

(単位：円)

	過年度分	現年度分	回収額	未収残高	備考
平成 12 年度		44,400		44,400	7,400 円×6 ヶ月未払 ※6 ヶ月の支払あり
平成 13 年度	44,400	88,800		133,200	7,400 円×12 ヶ月未払
平成 14 年度	133,200	88,800		222,000	7,400 円×12 ヶ月未払
平成 15 年度	222,000	59,200		281,200	7,400 円×8 ヶ月未払 ※2 ヶ月の支払あり ※平成 16 年 1 月 31 日脱退
・ ・					
令和 5 年度	281,200			281,200	債務者の相続人調査を実施

Aは、平成 7 (1995) 年度及び平成 9 (1997) 年度においても掛金滞納があったが、それぞれ完納している。平成 12 (2000) 年度以降についても、掛金の支払月があり、加入継続意思を確認していたため強制脱退手続は行わなかった。

しかし、滞納月が累積したことを受け、平成 15 (2003) 年度に強制脱退とした。当時の担当者メモによれば、平成 15 (2003) 年度の強制脱退時 A 氏は服役しており、積極的な債権回収の取組みが困難だったと思料される。その後、A 氏は平成 23 (2011) 年に死亡しているが、死亡事実も死亡後 5 年以上経過してから知り、その後に相続人調査を行っている。

Cの年度別債権発生と回収状況は、以下のとおりである。

(単位：円)

	過年度分	現年度分	回収額	未収残高	備考
平成6年度		36,300		36,300	3,300円×11ヶ月未払 ※1ヶ月の支払あり
平成7年度	36,300	29,700		66,000	3,300円×9ヶ月未払 ※3ヶ月の支払あり
平成8年度	66,000	9,800		75,800	4,900円×2ヶ月未払 ※10ヶ月の支払あり
平成9年度	75,800	78,000		153,800	6,500円×12ヶ月未払
平成10年度	153,800	96,000		249,800	8,000円×12ヶ月未払
平成11年度	249,800	96,000		345,800	8,000円×12ヶ月未払
平成12年度	345,800	32,000		377,800	8,000円×4ヶ月未払 ※8ヶ月の支払あり
平成13年度	377,800	64,000		441,800	8,000円×8ヶ月未払 ※4ヶ月の支払あり
平成14年度	441,800	96,000		537,800	8,000円×12ヶ月未払
平成15年度	537,800	80,000		617,800	8,000円×10ヶ月未払 ※平成16年1月31日脱退
・ ・ ・					
令和5年度	617,800			617,800	※債務者の相続人調査を実施

Cは、平成6(1994)年度から延滞が始まり、脱退する平成15(2003)年度まで

多くの月で納付がなく、債権金額が増加している。平成 15(2003)年度以降も自宅訪問するなど回収取組を行ってきたが、脱退した時点(平成 16(2004)年 1 月)の債務金額(617,800 円)の回収は進まず、約 20 年間債権金額が変わっていない。脱退以降、平成 26(2014)年に債務者本人の死亡により、相続人調査が令和 5(2023)年に始まっている。

第6節 こども政策課

1 児童扶養手当返納金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（各広域健康福祉センター）
2	債権の名称	児童扶養手当返納金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☒ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童扶養手当の支給後に支給停止事由が判明したため、過支給分の返還に係る債権。 主な発生理由は次の3つである。 ① 公的年金が遡及して認定されて支給となったため、返還が生じた。 ② 事実婚であることが認められたため、受給要件を満たさなくなった。 ③ 婚姻したため、受給要件を満たさなくなった。
5	根拠法令等	児童扶養手当法施行令 児童扶養手当法施行規則 児童扶養手当過誤払返納金債権管理要綱
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	・ 公的年金の併給受給に伴い返還が生じたもの ・ 所得制限額を上回り返還が生じたもの ・ 事実婚が認められ返還が生じたもの ・ 婚姻に伴い返還が生じたもの ・ 児童の生年月日誤りにより返還が生じたもの
9	延滞に係る違約金	年 8.7%

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	1,856	715		1,140
	過年度分	7,147	273	1,895	4,978
	小 計	9,004	989	1,895	6,119
令和4年度	現年度分	1,859	1,859		
	過年度分	6,119	177	1,186	4,756
	小 計	7,978	2,036	1,186	4,756
令和5年度	現年度分	1,496	255		1,241
	過年度分	4,756	374	425	3,957
	小 計	6,253	629	425	5,198

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	NM	1,265,660	平成12年6月27日	695,660
2	S K	1,101,620	平成14年11月13日	365,000
3	WM	1,092,750	平成19年5月31日	385,750
4	S S	373,770	平成27年11月20日	93,730
5	I K	161,480	平成28年3月31日	146,480
6	O K	138,000	平成28年6月1日	18,000
7	NM	393,050	平成30年12月19日	388,050

8	U K 2 件	341, 640	令和元年 12 月 5 日	50, 640
9	S T	106, 100	令和元年 12 月 20 日	106, 100
10	N K	57, 500	令和 2 年 6 月 1 日	57, 500
11	N K	110, 820	令和 3 年 1 月 20 日	110, 820
12	K A 10 件	1, 045, 350	令和 3 年 1 月 20 日	1, 045, 350
13	N K 5 件	494, 010	令和 3 年 6 月 1 日	494, 010
14	M T 2 件	62, 890	令和 5 年 12 月 8 日	11, 760
15	T K	1, 349, 770	令和 6 年 1 月 9 日	1, 229, 770
合 計		8, 094, 410		5, 198, 620

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	収入未済件数	参考事項
平成 25 年度以前	1, 446, 410	3	
平成 27 年度	240, 210	2	
平成 28 年度	18, 000	1	
平成 30 年度	388, 050	1	
平成 31 年度	156, 740	2	
令和 2 年度	1, 213, 670	3	
令和 3 年度	494, 010	1	
令和 5 年度	1, 241, 530	2	
合 計	5, 198, 620	15	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和2年度	567,480	49	消滅時効完成により令和2年5月及び6月に不能欠損処理を行った。
令和3年度	1,895,690	7	消滅時効完成により令和4年3月に不能欠損処理を行った。
令和4年度	1,186,120	56	消滅時効完成により令和4年10月及び令和5年3月に不能欠損処理を行った。
令和5年度	425,220	32	消滅時効完成により令和5年10月及び令和6年3月に不納欠損処理を行った。
合 計	4,074,510	144	

(6) 監査の結果

ア 債務承認書の取扱いについて（意見）

(ア) 結論

債務承認書の提出要請につき、健康福祉センターにより取り扱いが異なることから県として方針を統一することが望ましい。

(イ) 内容

当債権は児童扶養手当の支給後に支給停止事由が判明したため、過支給分の返還に係る債権である。令和5(2023)年度末時点において、計15名、5,198,620円が未済となっている。当債権の発生要因は、人為的なミスにより過支給してしまったものから、障害年金を遡及して受給することになり過受給分を返還することとなったもの等債務者の責めによらない要因により発生するものもある。悪質なケースとして婚姻したが婚姻の事実を隠し受給継続した結果返還となったものもある。

また、毎年児童扶養手当現況届により受給要件を満たしているか確認を行っているが、市町の担当者が内容誤りに気が付かず支給してしまったものもある。

一部の健康福祉センターでは催告書に債務承認書を同封し、提出を要請した結果、債務承認書が提出されたことから時効の中断となった債権もある。債務承認書を同封しない健康福祉センターもあり、取扱いが異なっていることから今後対応方針を検討するとのことであった。時効の中断により債権の回収可能

性が高くなる場合もあることから県として債務承認書の取扱い方針を統一することが望まれる。

イ 債務承認書を受領した債務者との折衝について（意見）

（ア）結論

債務承認書を受領した債務者から連絡がない場合には、健康福祉センターの担当者から折衝を試みることを望ましい。

（イ）内容

一部の健康福祉センターでは催告書に債務承認書を同封し、債務承認書提出を要請している。

サンプルで確認した催告書（児童扶養手当返納金の納入について）では「なお、一括納入が難しい場合は、納付方法について相談することができますので、同封の債務承認書を令和6（2024）年3月8日（金）までに当センター総務企画課へ提出するとともに、電話にてご連絡ください。」と記載があった。

令和6（2024）年4月に債務承認書を受領したケースがあることから、当債務者と納付方法について相談を実施したのか確認したが、債務者から連絡はなく、また健康福祉センターの担当者からも連絡はとっていないとのことであった。債務承認書を提出した債務者は、連絡がまったくない債務者と比較し、債務返済の意思が少なからずあると推測される。このような債務承認書を提出した債務者から連絡がない場合には、健康福祉センターの担当者から折衝し、納付方法を相談することにより回収につなげられるよう努めることが望ましい。

ウ 債務者との折衝について（指摘）

（ア）結論

催告書の送付のみならず、電話、臨宅も含めた債権回収の強化が望ましい。

（イ）内容

各健康福祉センターの担当者が督促等を含む債権回収業務を行っている。一部の債務者との折衝記録を確認したが、基本的に年1回催告書を送付するのみでセンターから督促の電話、臨宅は実施していなかった。健康福祉センターの業務は多岐にわたり多忙であることが予想されるが、催告書の送付のみでは債務者への回収姿勢が弱いと感じられる。当債権は公債権であり5年で消滅時効が完成してしまうため、より強固な対応により早期に債権回収することが望まれる。

2 児童自立支援施設費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（那須学園）
2	債権の名称	児童自立支援施設費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童福祉法に基づき児童自立支援施設に入所させたことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用
5	根拠法令等	児童福祉法 児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則（栃木県規則第 63 号）
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	6 月・12 月の年 2 回、催告書を送付。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	12,756	12,527		229
	過年度分	1,430	6	308	1,114
	小 計	14,186	12,534	308	1,343
令和4年度	現年度分	2,205	1,932		272
	過年度分	1,343		191	1,152
	小 計	3,548	1,932	191	1,424
令和5年度	現年度分	6,745	6,117		627
	過年度分	1,424	183	27	1,214
	小 計	8,170	6,300	27	1,842

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	少額かつ多数にわたるため省略			
				1,842,252

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度	58,660	3	
令和 元 年度	399,940	9	
令和 2 年度	437,020	9	
令和 3 年度	229,260	7	
令和 4 年度	89,500	3	
令和 5 年度	627,872	6	
合 計	1,842,252	37	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	427,000	24	令和元年8月・令和2年2月に不納欠損処理を行った。
令和2年度	174,360	16	令和2年8月・令和3年2月に不納欠損処理を行った。
令和3年度	308,840	44	令和3年8月・令和4年2月に不納欠損処理を行った。
令和4年度	191,780	28	令和4年8月に不納欠損処理を行った。
令和5年度	27,220	4	令和5年8月・令和6年2月に不納欠損処理を行った。
合 計	1,129,200	116	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は児童福祉法に基づき児童自立支援施設（那須学園）に入所させたことに対して児童福祉法第56条第2項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用に関する債権である。

那須学園は児童福祉法に基づいて県が設置した児童自立支援施設である。家庭や学校、地域で問題行動を起こした児童（不良行為をなし又はなすおそのある児童）のほか、家庭環境などの環境上の理由により生活指導が必要な児童を入所させ、社会生活に適応できるよう指導を行って、自立を支援することを目的としている。入園している児童はほとんどが学齢期にあり、施設内に設置された矢板市立矢板中学校沢分校および矢板東小学校沢分教室に通学している。

当負担金を含め、児童福祉法第56条第2項の規定に基づき徴収する各負担金は、債務者の家庭環境が複雑であることが多く、ケースワーカーが関与している点で共通している。

扶養義務者との関係性を重視し、債権回収をケースワーカーに依頼している。子ども及び扶養義務者の支援等が優先であること、また、関係性を壊さぬよう債権回収の話は積極的にできない状況であることから、積極的な債権回収は実施できないとのことであった。

3 児童心理治療施設費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（各児童相談所）
2	債権の名称	児童心理治療施設費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童福祉法に基づき児童心理治療施設に入所させたことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用
5	根拠法令等	児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則（栃木県規則第 63 号）
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	債務者の収入・課税状況に応じて負担額が決定され、児童が施設入所している期間は毎月調定される。 未納者に対しては、督促状、催告書の発付を行うほか、訪問による催告を行っている。 督促状の納付期限翌日から債権が発生し、督促状の納付期限後 5 年経過すると時効が成立する。 生活困窮者が多く、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	714	486		228
	過年度分	1,955	10	141	1,803
	小 計	2,669	496	141	2,031
令和 4 年度	現年度分	570	418		152
	過年度分	2,031	51	544	1,435
	小 計	2,602	470	544	1,588
令和 5 年度	現年度分	1,182	485		696
	過年度分	1,588	18	588	980
	小 計	2,770	503	588	1,677

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	中央児童相談所 1 名			59,100
	県南児童相談所 12 名			975,980
	県北児童相談所 7 名			642,630
合計				1,677,710

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度	1, 000	1	
平成 29 年度			
平成 30 年度	87, 700	5	
令和 元 年度	322, 450	9	
令和 2 年度	244, 440	7	
令和 3 年度	186, 390	5	
令和 4 年度	138, 930	7	
令和 5 年度	696, 800	11	
合 計	1, 677, 710	45	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	274,180	29	消滅時効完成
令和2年度	205,700	24	消滅時効完成
令和3年度	141,950	20	消滅時効完成
令和4年度	544,060	53	消滅時効完成
令和5年度	588,820	55	消滅時効完成
合 計	1,755,710	181	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は児童福祉法に基づき児童心理治療施設（那須こどもの家）に入所させたことに対して法第56条第2項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用に関する債権である。

那須こどもの家は、児童福祉法に基づき平成22年(2010)年に開設された厚生労働省所管の児童福祉施設であり、国際医療福祉大学構内に設置されている。

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者のもとから通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

4 児童養護費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（各児童相談所）
2	債権の名称	児童養護費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童福祉法に基づき児童養護施設に入所させたことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用
5	根拠法令等	児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則（栃木県規則第 63 号）
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	債務者の収入・課税状況に応じて負担額が決定され、児童が施設入所している期間は毎月調定される。 未納者に対しては、督促状、催告書の発付を行うほか、訪問による催告を行っている。 督促状の納付期限翌日から債権が発生し、督促状の納付期限後 5 年経過すると時効が成立する。 生活困窮者が多く、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	22,089	10,138		11,950
	過年度分	60,243	1,258	11,025	47,958
	小 計	82,333	11,397	11,025	59,909
令和4年度	現年度分	23,322	10,470		12,851
	過年度分	59,907	1,129	11,177	47,600
	小 計	83,229	11,600	11,177	60,451
令和5年度	現年度分	24,502	10,721		13,780
	過年度分	60,451	1,072	11,102	48,276
	小 計	84,953	11,794	11,102	62,057

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	中央児童相談所 82 名			23,647,190
	県南児童相談所 106 名			27,130,290
	県北児童相談所 50 名			11,279,910
合計				62,057,390

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度	31,000	2	
平成 27 年度	19,880	1	
平成 28 年度	18,570	2	
平成 29 年度	7,500	1	
平成 30 年度	1,733,910	80	
令和 元 年度	10,744,590	117	
令和 2 年度	11,864,610	118	
令和 3 年度	11,566,280	111	
令和 4 年度	12,250,510	113	
令和 5 年度	13,780,540	137	
合 計	62,057,390	682	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	9,962,380	780	消滅時効完成
令和2年度	11,050,980	956	消滅時効完成
令和3年度	11,025,960	959	消滅時効完成
令和4年度	11,177,150	965	消滅時効完成
令和5年度	11,102,430	1,032	消滅時効完成
合 計	54,318,900	4,692	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は児童福祉法に基づき児童養護施設に入所させたことに対して法第56条第2項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用に関する債権である。

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。対象児童は乳児を除く児童（入所時に18歳未満であり、高校卒業まで所在可能）である。

児童養護施設の費用は扶養義務者の所得に応じ決定する。

5 乳児院費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（各児童相談所）
2	債権の名称	乳児院費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童福祉法に基づき乳児院に入所させたことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用
5	根拠法令等	児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則（栃木県規則第 63 号）
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	債務者の収入・課税状況に応じて負担額が決定され、児童が施設入所している期間は毎月調定される。 未納者に対しては、督促状、催告書の発付を行うほか、訪問による催告を行っている。 督促状の納付期限翌日から債権が発生し、督促状の納付期限後 5 年経過すると時効が成立する。 生活困窮者が多く、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	3,622	2,478		1,143
	過年度分	5,278	208	732	4,337
	小 計	8,801	2,687	732	5,481
令和4年度	現年度分	4,055	2,533		1,521
	過年度分	5,481	185	726	4,569
	小 計	9,536	2,719	726	6,091
令和5年度	現年度分	2,734	1,712		1,021
	過年度分	6,091	197	658	5,234
	小 計	8,825	1,910	658	6,256

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	中央児童相談所 24 名			2,004,470
	県南児童相談所 35 名			2,176,190
	県北児童相談所 20 名			2,075,570
合計				6,256,230

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度	17,400	1	
平成 27 年度			
平成 28 年度	6,000	1	
平成 29 年度	200	1	
平成 30 年度	158,090	20	
令和 元 年度	1,287,920	32	
令和 2 年度	1,301,380	24	
令和 3 年度	1,076,680	27	
令和 4 年度	1,387,250	37	
令和 5 年度	1,021,310	33	
合 計	6,256,230	176	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納付欠損額	件 数	不納付欠損処理の概要
令和元年度	1, 107, 350	134	消滅時効完成
令和2年度	690, 900	118	消滅時効完成
令和3年度	732, 570	126	消滅時効完成
令和4年度	726, 450	218	消滅時効完成
令和5年度	658, 590	162	消滅時効完成
合 計	3, 915, 860	758	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は児童福祉法に基づき乳児院に入所させたことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用に関する債権である。

乳児院は、家庭の事情により、家族と一緒に生活できなくなった乳児（保健上安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設である。

児童養護施設の費用は扶養義務者の所得に応じ決定する。

6 里親委託費負担金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課（各児童相談所）
2	債権の名称	里親委託費負担金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	児童福祉法に基づき里親委託を行ったことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用
5	根拠法令等	児童福祉法 児童福祉法第 56 条の規定による費用徴収規則（栃木県規則第 63 号）
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	債務者の収入・課税状況に応じて負担額が決定され、児童が施設入所している期間は毎月調定される。 未納者に対しては、督促状、催告書の発付を行うほか、訪問による催告を行っている。 督促状の納付期限翌日から債権が発生し、督促状の納付期限後 5 年経過すると時効が成立する。 生活困窮者が多く、債権回収に困難なケースが多い。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	3,708	1,959		1,748
	過年度分	9,765	4	1,656	8,105
	小 計	13,473	1,963	1,656	9,854
令和 4 年度	現年度分	5,950	2,668		3,282
	過年度分	9,854	58	1,286	8,509
	小 計	15,804	2,726	1,286	11,792
令和 5 年度	現年度分	9,897	4,030		5,867
	過年度分	11,792	196	1,485	10,110
	小 計	21,689	4,226	1,485	15,977

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	中央児童相談所 31 名			4,178,580
	県南児童相談所 33 名			7,042,790
	県北児童相談所 22 名			4,756,162
合計				15,977,532

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度	12,500		
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度	398,962	19	
令和 元 年度	2,533,620	33	
令和 2 年度	2,257,570	34	
令和 3 年度	1,746,530	31	
令和 4 年度	3,161,170	41	
令和 5 年度	5,867,180	50	
合 計	15,977,532	208	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	欠損処理の概要
令和元年度	1, 269, 300	171	消滅時効完成
令和 2 年度	2, 177, 490	201	消滅時効完成
令和 3 年度	1, 656, 380	209	消滅時効完成
令和 4 年度	1, 286, 180	184	消滅時効完成
令和 5 年度	1, 485, 530	178	消滅時効完成
合 計	7, 874, 880	943	

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は児童福祉法に基づき里親委託を行ったことに対して法第 56 条第 2 項の規定に基づき扶養義務者等から徴収する費用に関する債権である。

里親制度は、家庭での養育が困難な子どもに、温かい愛情と正しい理解を持った家庭（里親）を提供し、子どもの健全な育成を図る制度である。対象児童は 18 歳未満である。

里親制度の費用は扶養義務者の所得に応じ決定する。

7 母子寡婦福祉資金貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	保健福祉部こども政策課
2	債権の名称	母子福祉資金貸付金・元金、同違約金、同利子 寡婦福祉資金貸付金・元金、同違約金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	母子福祉資金貸付金：現に児童を扶養する配偶者のない女子に対する、その経済的自立の助成と、扶養する児童の福祉を増進するための貸付 母子福祉資金貸付金違約金：母子福祉資金貸付金・元利金の償還が遅延した際に、年3%の割合で、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算し、徴収する。 母子福祉資金貸付金利子：母子福祉資金貸付金の元金に伴い年1.0%で発生 寡婦福祉資金貸付金：寡婦又は寡婦が扶養している二十歳以上である子に対する、その経済的自立の助成と寡婦の被扶養者の福祉を増進するための貸付 寡婦福祉資金貸付金違約金：寡婦福祉資金貸付金・元利金の償還が遅延した際に、年3%の割合で、支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算し、徴収する
5	根拠法令等	母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条、第32条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第8条第5項
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10年 ☒ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	1年以上償還のない債権については、委託基準を基にサービスに委託し、債権管理を行う。

		利子：元金に伴い発生する債権のため、管理は元金と一律で行う。
9	延滞に係る違約金	年 3 % (平成 27 年 3 月 31 日以前の期間に対応するものについては年 10.75%、平成 27 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの期間に対応するものについては年 5 %)

(2) 債権の推移

ア 母子福祉貸付金・元金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	240,202	215,548	75	24,579
	過年度分	232,769	29,284	3	203,481
	小 計	472,971	244,832	78	228,060
令和 4 年度	現年度分	224,914	202,548	188	22,177
	過年度分	228,060	27,150	971	199,938
	小 計	452,974	229,698	1,159	222,116
令和 5 年度	現年度分	207,965	188,561	270	19,134
	過年度分	222,116	27,320	877	193,918
	小 計	430,081	215,881	1,147	213,052

※千円未満は切り捨て。

イ 母子福祉資金貸付金・違約金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	18,920	4,142		14,778
	過年度分	186,895	17,641	1	169,253
	小 計	205,816	21,783	1	184,031
令和4年度	現年度分	14,204	951		13,252
	過年度分	181,748	13,311	304	168,131
	小 計	195,952	14,263	304	181,384
令和5年度	現年度分	12,422	693		11,729
	過年度分	174,057	12,482	1	161,574
	小 計	186,480	13,175	1	173,303

※千円未満は切り捨て。

ウ 母子福祉資金貸付金・利子

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	203	189		13
	過年度分	1,301	93		1,207
	小 計	1,504	283		1,220
令和4年度	現年度分	189	167		22
	過年度分	1,220	67	1	1,151
	小 計	1,409	234	1	1,173

令和 5 年度	現年度分	176	139		37
	過年度分	1,173	20	10	1,142
	小 計	1,349	159	10	1,179

※千円未満は切り捨て。

エ 寡婦福祉資金貸付金・元金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	3,102	2,497		605
	過年度分	10,508	581	740	9,186
	小 計	13,610	3,078	740	9,791
令和 4 年度	現年度分	5,895	5,314		580
	過年度分	9,791	2,473		7,318
	小 計	15,686	7,788		7,898
令和 5 年度	現年度分	4,379	3,705		674
	過年度分	7,898	166		7,731
	小 計	12,277	3,872		8,405

※千円未満は切り捨て。

オ 寡婦福祉資金貸付金・違約金

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	594	9		584
	過年度分	5,707	185		5,522
	小 計	6,302	194		6,107
令和 4 年度	現年度分	2,016	99		1,916
	過年度分	6,107	752	945	4,409
	小 計	8,123	852	945	6,326
令和 5 年度	現年度分	141			141
	過年度分	6,326	294		6,031
	小 計	6,467	294		6,172

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

債務者数が多数で債務者毎の記載をすることは困難であるため、債権の明細は記載省略とする。

(4) 発生年度別収入未済額

ア 母子福祉資金貸付金・元金

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	65,808,558	866	
平成 26 年度	6,263,473	70	
平成 27 年度	8,481,256	85	
平成 28 年度	11,535,479	108	

平成 29 年度	13, 842, 639	131	
平成 30 年度	15, 878, 836	153	
令和 元 年度	16, 640, 907	178	
令和 2 年度	17, 396, 124	183	
令和 3 年度	18, 904, 200	190	
令和 4 年度	19, 167, 270	212	
令和 5 年度	19, 134, 165	227	
合 計	213, 052, 907	2, 403	

イ 母子福祉資金貸付金・違約金

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	36, 861, 439	715	
平成 26 年度	10, 948, 586	160	
平成 27 年度	12, 611, 942	183	
平成 28 年度	16, 451, 279	193	
平成 29 年度	14, 012, 399	205	
平成 30 年度	15, 593, 902	227	
令和 元 年度	14, 529, 457	219	
令和 2 年度	15, 857, 872	219	
令和 3 年度	13, 229, 079	219	
令和 4 年度	11, 478, 368	227	
令和 5 年度	11, 729, 017	228	
合 計	173, 303, 340	2, 795	

ウ 母子福祉資金貸付金・利子

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	927,677	146	
平成 26 年度	37,710	10	
平成 27 年度	40,643	10	
平成 28 年度	31,217	10	
平成 29 年度	25,455	12	
平成 30 年度	21,051	15	
令和 元 年度	17,392	16	
令和 2 年度	11,026	11	
令和 3 年度	10,357	13	
令和 4 年度	19,480	16	
令和 5 年度	37,536	16	
合 計	1,179,544	275	

エ 寡婦福祉資金貸付金・元金

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	5,755,310	37	
平成 26 年度	60,000	1	
平成 27 年度	60,000	1	
平成 28 年度	54,000	1	
平成 29 年度	72,000	1	

平成 30 年度	62, 200	2	
令和 元 年度	253, 874	3	
令和 2 年度	400, 269	4	
令和 3 年度	439, 674	4	
令和 4 年度	574, 298	5	
令和 5 年度	674, 095	4	
合 計	8, 405, 720	63	

才 寡婦福祉資金貸付金・違約金

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	849, 604	24	
平成 26 年度	897, 805	8	
平成 27 年度	450, 795	7	
平成 28 年度	458, 471	6	
平成 29 年度	252, 927	4	
平成 30 年度	301, 110	5	
令和 元 年度	252, 802	5	
令和 2 年度	239, 689	6	
令和 3 年度	411, 844	4	
令和 4 年度	1, 916, 241	5	
令和 5 年度	141, 087	3	
合 計	6, 172, 375	77	

(5) 年度別不納欠損処理額

ア 母子福祉資金貸付金・元金

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	164,028	9	時効援用による申立
令和2年度	240,243	21	破産による免責
令和3年度	78,392	5	破産による免責
令和4年度	1,159,479	171	破産による免責
令和5年度	1,147,570	148	時効援用による申立 破産による免責
合 計	2,789,712	354	

イ 母子福祉資金貸付金・違約金

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	8,199	2	時効援用による申立
令和2年度	9,442	14	破産による免責
令和3年度	1,188	1	破産による免責
令和4年度	304,855	20	破産による免責 時効援用による申立
令和5年度	1,079	1	破産による免責
合 計	324,763	38	

ウ 母子福祉資金貸付金・利子

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	3,668	9	時効援用による申立
令和2年度	27,727	21	破産による免責
令和3年度	448	5	破産による免責
令和4年度	1,859	20	破産による免責
令和5年度	10,548	40	時効援用による申立
合 計	44,250	95	

エ 寡婦福祉資金貸付金・元金

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度			
令和2年度			
令和3年度	740,250	47	時効援用による申立
令和4年度			
令和5年度			
合 計	740,250	47	

オ 寡婦福祉資金貸付金・違約金

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	45,000	2	時効援用による申立
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	945,062	3	時効援用による申立
令和5年度			
合 計	990,062	5	

(6) 監査の結果

ア 債権回収委託および納入方法について（意見）

(ア) 結論

債権回収委託先の見直し、納入方法の利便性向上等を検討することが望まれる。

(イ) 内容

母子父子寡婦福祉貸付金制度は、母子、父子、寡婦の方に対し、経済的自立や子どもの福祉の向上を図るため、各種資金を低利または無利子で貸し付ける制度である。

対象者は以下のとおりである。

a 母子父子福祉資金

- ・ 配偶者のいない女子及び男子で、現に児童を扶養している者
配偶者と死別・離別・生死不明・遺棄されている・外国居住や拘禁中・障害で扶養困難な場合
- ・ その扶養している児童
- ・ 政令で定める事業を行う母子福祉団体及び父子福祉団体

b 寡婦福祉資金

- ・ 配偶者のいない女子であって、かつて配偶者のいない女子として児童を扶養していたことのある者(ただし、子(20歳以上)を扶養していない場合は前

年度の所得が 203 万 6 千円未満のもの)

- ・40 歳以上の配偶者のいない女子 (ただし、前年度の所得が 203 万 6 千円未満のもの)

また、主な貸付金の種類と限度額等は以下のとおりである。なお、貸付金の種類は全 12 種類である。

(a) 修学資金

資金の内容	就学の際に必要な授業料、書籍代、通学等の資金
限度額	高校(私立)自宅 月額 27,000 円 大学(私立)自宅外 月額 146,000 円
据置期間	卒業後 6 か月以内
償還期間	20 年以内運用 10 年以内
利子	無利子

(b) 就学支度資金

資金の内容	入学準備のための資金
限度額	高校(私立)自宅 410,000 円 大学(私立)自宅外 590,000 円
据置期間	卒業後 6 か月以内
償還期間	20 年以内運用 5 年以内
利子	無利子

(c) 修業資金

資金の内容	児童が知識技能を習得するために必要な資金
限度額	月額 68,000 円 自動車運転免許取得の場合の特別貸付 460,000 円
据置期間	知識技能習得後 1 年以内
償還期間	20 年以内
利子	無利子

(d) 生活資金

資金の内容	知識習得中や医療介護を受けている間等の生活維持のための資金
限度額	月額 141,000 円または 108,000 円
据置期間	技能習得後または治療・介護後 6 か月以内
償還期間	20 年以内または 5 年以内
利子	連帯保証人を立てる場合……無利子 連帯保証人を立てない場合…年 1.0%

令和 5 (2023) 年度末の滞納額等は以下のとおりである。

(単位：円)

	母子福祉資金 貸付金	寡婦福祉資金 貸付金	父子福祉資金 貸付金	合 計
元 金	213, 052, 907	8, 405, 720	488, 679	221, 947, 306
利 子	1, 179, 544	64, 023	1, 695	1, 245, 262
違約金	173, 303, 340	6, 172, 375	4, 839	179, 480, 554
滞納合計	387, 535, 791	14, 642, 118	495, 213	402, 673, 122
貸付金額	1, 309, 338, 728	50, 306, 815	28, 694, 906	1, 388, 340, 449

生活困窮者が多く滞納金は多額である。県は滞納額の圧縮を図るため平成 22 (2010) 年度より債権回収会社へ債権回収を委託している。債権回収会社へ回収委託した債権（元金、違約金、利子合計）の過去 5 年間の回収状況等は以下のとおりである。

(金額単位：円)

委託年度	委託債権金額	回収金額	回収率
令和元年度	100, 096, 050	7, 851, 116	7. 8
令和 2 年度	106, 110, 009	9, 367, 257	8. 8
令和 3 年度	106, 821, 157	13, 422, 280	12. 6
令和 4 年度	115, 209, 592	13, 778, 111	12. 0
令和 5 年度	116, 611, 756	13, 338, 880	11. 4

令和 4 (2022) 年度末の元金、利子、違約金合計は 419 百万円であるが、令和 5 (2023) 年度の委託債権額は 116 百万円と委託率は 27. 8%である。

委託率が低い要因は委託基準を設けていること及び予算の制限である。本貸付金は債権回収会社への委託基準を設けており、新規で委託する債権は 1 年以上入金のないもの等としていること、また、本貸付金の事務費は母子及

び父子並びに寡婦福祉法で上限が決まっていることから、この事務費の範囲で委託するとのことであった。なお、令和 5 (2023) 年度において管理システム上 1 年以上滞納している債権（元金、違約金）は計 297 件であるが、委託決定した債権は 45 件である。

令和 3 (2021) 年度より毎年の回収金額は約 13 百万円と以前より増加しているが、令和 5 (2023) 年度末の滞納金額からすると回収が好調とは言い難い。回収金額を増加させ、滞納額を可能な限り減少させるため回収方法等の検討を含めた債権回収委託先の見直しをすることが望まれる。

また、県が発行する納入書は金融機関でのみ利用可能であるが、債権回収会社が発行する納入書は金融機関及びコンビニエンスストアでも利用可能である。また、県の税金は金融機関、県税事務所の窓口での納付のみならず、ペイアプリ、クレジットカード納付、ペイジー納付、コンビニ納付と様々な支払方法が選択可能である。滞納額を少しでも減らすためにも支払方法の選択肢拡大も検討することが望ましい。

イ 長期滞納債権の処理について（意見）

（ア）結論

債務者の実態に即した債権の回収可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

（イ）内容

令和 5 (2023) 年度末の貸付金残高 1,388 百万円のうち、滞納額が 402 百万円と貸付金残高の 29% を占めるとともに、違約金の額も 179 百万円と滞納額の 44% に達している。長期にわたって滞納している貸付金については、債権の消滅時効が成立して事実上回収が困難であるものや、元金は完済しているものの違約金の返済が困難になっているものも少なくない。債務者の実態に即した債権回収の可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

第4章 環境森林部

第1節 資源循環推進課

1 原状回復事業費弁償金（1）

（1）債権の概要

1	所管課名	環境森林部資源循環推進課
2	債権の名称	原状回復事業費弁償金（1）
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	不法投棄された産業廃棄物につき、撤去の措置命令に従わない投棄者に代わり県が実施した撤去（行政代執行）費用の求償債権
5	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8、行政代執行法5条
6	債務者区分	☒ 個人（2名） ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	担当部課職員が債務者に対して定期的な分納を指導している。なお、債務者の資力は乏しく超長期にわたる回収見込となっている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	92,324	230		92,094
	小 計	92,324	230		92,094
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分	92,094	240		91,854
	小 計	92,094	240		91,854
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	91,854	240		91,614
	小 計	91,854	240		91,614

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	95,902,200	平成 11 年 3 月 26 日	91,614,200
2	B	95,902,200	平成 11 年 3 月 26 日	91,614,200
合計		※95,902,200		91,614,200

※ 不真正連帯債務であるため、両債務者の債権額の単純合計とはならない。

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	91,614,200	2	継続的に分納あり
令和 4 年度			
令和 5 年度			
合 計	91,614,200	2	H25 以降の分納分 を反映

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和 5 (2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、管理方針及びその運用状況に不備はなく、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

(ア) 債権概況

原状回復事業費弁償金(1)は、県内で行われた不法投棄のうち投棄場所が学校の隣地であり、投棄物が飛散流出するおそれがある等の理由によって環境保全の要請が強いものにつき、投棄物撤去の措置命令に従わない債務者に代わって行政が投棄物の撤去を行った費用に関する債権（強制徴収可能な公債権）である。

本件、平成 11(1999)年 3 月発生の約 9,500 万円の債権はその全てが不真正連帯債務であり債務者が複数存在する。

(イ) 債権管理状況

担当課においては財務会計マニュアルを参考に、債務者に対して支払を求めるとともに、管理用の手票及びスプレッドシートを作成して時効管理を行っている。ただし、回収が長期にわたることが見込まれる債権については県全体としての管理コスト削減の方策（債権回収機能の集約や、積極的な執行停止・不納欠損処理の活用）を検討すべきである。

2 原状回復事業費弁償金（2）

（1）債権の概要

1	所管課名	環境森林部資源循環推進課
2	債権の名称	原状回復事業費弁償金（2）
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権（強制徴収） ☐ 公債権（非強制徴収） ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	不法投棄された産業廃棄物につき、撤去の措置命令に従わない投棄者に代わり県が実施した撤去（行政代執行）費用の求償債権（令和3年度梱包業務実施分）
5	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第19条の8、行政代執行法5条
6	債務者区分	☒ 個人（2名） ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権（民法改正前）10年 ☐ 私債権（民法改正後）5年
8	債権の発生・管理の特徴	担当部課職員が債務者に対して定期的な分納を指導しており、分納誓約書を徴取するなどしている。なお、債務者の資力は乏しく超長期にわたる回収見込となっている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残 a-b-c
令和3年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和4年度	現年度分	24,154			24,154
	過年度分				
	小 計	24,154			24,154
令和5年度	現年度分				
	過年度分	24,154			24,154
	小 計	24,154			24,154

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	C	24,154,129	令和4年11月24日	24,154,129
2	D	601,016	令和4年11月24日	601,016
合計		※24,154,129		24,154,129

※ 不真正連帯債務であるため、両債務者の債権額の単純合計とはならない。

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
令和 4 年度	24,154,129	2	
令和 5 年度			
合 計	24,154,129	2	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし

(6) 監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、管理方針及

びその運用状況に不備はなく、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

(ア) 債権概況

原状回復事業費弁償金(2)は、県内で行われた不法投棄のうち投棄物に有害な化学物質が含まれる等の理由によって環境保全の要請が強いものにつき、投棄物撤去の措置命令に従わない債務者に代わって行政が投棄物の梱包を行った費用に関する債権(強制徴収可能な公債権)である。本件、令和4(2022)年発生の約2,500万円の債権はその一部が不真正連帯債務であり債務者が複数存在する。

(イ) 債権管理状況

担当課においては財務会計マニュアルを参考に、債務者に対して支払を求めるとともに、管理用の手票及びスプレッドシートを作成して時効管理を行っている。

不法投棄は刑事罰が存在することから受刑中となっている債務者に対して、入所中に財産調査等を行い、出所後には納付誓約書の徴取を行うなど積極的な債権管理を行っていることも確認された。ただし、回収が長期にわたることが見込まれる債権については県全体としての管理コスト削減の方策(債権回収機能の集約や、積極的な執行停止・不納欠損処理の活用)を検討すべきである。

第2節 林業木材産業課

1 林業・木材産業改善資金

(1) 債権の概要

1	所管課名	環境森林部林業木材産業課
2	債権の名称	林業・木材産業改善資金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	林業・木材産業改善資金助成法所定の目的による、林業・木材産業部門の経営開始、林産物の新たな生産・販売方式の導入、林業労働に係る安全衛生施設や林業労働に従事する者の福利厚生施設導入資金に関する貸付金債権
5	根拠法令等	林業・木材産業改善資金助成法 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	所定の審査を経て貸付を実施し、債権管理としては一部事務委託先である栃木県森林組合連合会、栃木県木材業協同組合連合会、森林組合、融資機関及び所管する環境森林(矢板森林管理)事務所と連携して実施している。
9	延滞に係る違約金	年 12.25%

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	230, 339	230, 339		
	過年度分	15, 757	212		15, 545
	小 計	246, 096	230, 551		15, 545
令和 4 年度	現年度分	233, 952	233, 952		
	過年度分	15, 545	250		15, 295
	小 計	249, 497	234, 202		15, 295
令和 5 年度	現年度分	233, 145	233, 145		
	過年度分	15, 295	268		15, 027
	小 計	248, 440	233, 413		15, 027

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	6, 000, 000	平成 5 年度	1, 032, 000
2	B	6, 000, 000	平成 8 年度	1, 946, 000
3	F	3, 227, 042	平成 3 年度	746, 042
4	G	6, 701, 309	平成 30 年度	6, 679, 309
5	H	4, 933, 735	令和 2 年度	4, 623, 735
合計		26, 862, 086		15, 027, 086

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	3, 724, 042	3	
平成 30 年度	6, 679, 309	1	
令和 2 年度	4, 623, 735	1	
合 計	15, 027, 086	5	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和 5 (2023) 年度において、不納欠損処理なし

(6) 監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、林業・木材産業改善資金貸付金債権管理マニュアルに沿って、債務者ごとの管理手票が作成され、収入資産状況の調査や債務確認の手続も取られていることが確認されており、管理方針及びその運用状況に不備はなく、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

(ア) 債権概況

林業・木材産業改善資金は、林業木材分野における創業、設備導入等の資金貸付を行うものであり、原則として10年以内の返済（3年間は据置）が求められる私債権である。その貸付実績は、従前は年間1から2件あったが最近では申し込み自体がない状況が続いており、現在、元金返済中の債権は5件（総額約850万円。うち2件が返済遅延。）、延滞違約金（年12.25%）支払中の債権が4件（総額約1,550万円）となっている。

(イ) 債権管理状況

林業・木材産業改善資金貸付金債権管理マニュアルによって、債権管理処理（納入通知、督促、連帯保証人への催告、時効管理）の手続や債務者区分ごとの対応方針が定義されており、管理手続の整備状況に問題はない。

ただし、回収が長期にわたることが見込まれる債権については県全体としての管理コスト削減の方策（債権回収機能の集約や、積極的な執行停止・不納欠損処理の活用）を検討すべきである。

第5章 産業労働観光部

第1節 経営支援課

1 栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金

(1) 債権の概要

1	所管課名	産業労働観光部経営支援課
2	債権の名称	栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金（以下、「コロナ時短協力金」と示す。）
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権（強制徴収） ☐ 公債権（非強制徴収） ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金の取り消しによる返還金
5	根拠法令等	栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金支給要綱
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☐ 私債権（民法改正前）10年 ☒ 私債権（民法改正後）5年
8	債権の発生・管理の特徴	協力金支給後において要件を満たさない事由が発見されたため、支給の取り消し返還を求めたもの。個別対応による債権管理により全額収納済み。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損 c	当年度末残 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和 4 年度	現年度分	2, 000			2, 000
	過年度分				
	小 計	2, 000			2, 000
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	2, 000	2, 000		
	小 計	2, 000	2, 000		

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	2, 000, 000	令和 4 年 7 月 27 日	

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
令和 4 年度	2, 000, 000	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし

(6) 監査の結果

ア 債権発生から返済までの期間と他の債務者からの返済（意見）

個人事業主Aは、高齢者で住民税非課税世帯者である。返済財源になる資産も乏しく、返済が困難な状況にあった。県は、債権発生から弁護士相談や、電話催告、所得や資産の調査、親族調査などを行っているが、債権発生から返済まで約1年半を要している。

一方で、本件と同様のケースで、コロナ時短協力金の取り消しにより返還を求めたケースが、本件以外で17件発生した。コロナ時短協力金の支給面では、審査よりも給付が優先された面もある。取消しを受けた17件については、本人

への事実確認と返済依頼を実施し、令和4(2022)年度中に完済を受けており、この点については評価できる。また、本件事例について関連資料を閲覧したが、電話連絡などの債務者との交渉記録、復命書などの書類の作成保存は適切に行われていた。

イ 内容

個人事業主Aについて、コロナ時短協力金の不正受給がロコミにより発覚した。その後、返還要請をしたが、完済までに時間を要した事案である。Aは高齢で入退院を繰り返しており、新型コロナウイルス拡大前から事業を行っていなかった。Aに確認したところ、本人もコロナ禍に事業実態がないこと、及びコロナ時短協力金の不正受給を認めた。

経営支援課は、月に数回電話催告を行い、訪問、不動産登記調査、所得調査、戸籍謄本や住民票調査等により親族関係の調査を行った。調査概要は以下のとおりである。

調査目的	調査実施日	調査結果
不動産登記事項証明書を取得して所有者の調査	令和5.6.14	・土地：借地 ・建物：店舗兼住宅は自己所有（抵当権なし）
所得状況、課税される固定資産の調査	令和5.6.19	・営業所得：約△523千円、年金収入約134千円 ・住民税非課税世帯 ・土地保有なく、借地上に建物保有（S60年築）
戸籍謄本・住民票交付申請に親族状況の調査	令和5.6.19	・住民票により同居親族なし ・戸籍謄本により親族と戸籍が異なる

また経営支援課は、Aからの聞き取りに基づき収入・資産状況を調査している。聞き取り調査概要は、以下のとおりである。

収入：年金が毎月約1万円と個人事業の収入が月約1万円の合計月2万円程度

資産：自宅建物は建築後40年以上経過し、資産価値なし。自家用普通自動車保有

令和5(2023)年2月14日に返済方法として、Aから「毎月2,000円ずつ返済する」との申し出があった。しかし、分割返済額は県との協議により決定する性格のものであること、規約上、事業者の状況により5年以内又は10年以内の分割となるため、5年であれば毎月33,000円程度、10年であれば毎月16,000

円程度となることを説明した。

Aは上記のとおり所得が低く、毎年の収入での返済能力も低かった。しかし、資産調査の結果、親族がA名義で預金していた定期預金があることが判明し、令和6(2024)年1月に一括返済を受けている。

2 栃木県地域企業応援一時金及び栃木県地域企業事業継続支援金

(1) 債権の概要

1	所管課名	産業労働観光部経営支援課
2	債権の名称	栃木県地域企業応援一時金、 栃木県地域企業事業継続支援金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	コロナ緊急事態宣言等の影響を受け、経営が厳しい状況にある事業者に対する一時金・支援金の取り消しによる返還金
5	根拠法令等	栃木県地域企業応援一時金支給要綱、 栃木県地域企業事業継続支援金支給要綱
6	債務者区分	☒ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	支援金支給後において、不受給要件に該当する事業者、又は要件を満たしていないことが判明した事業者に対し、支給の取り消し返還を求めたもの
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和4年度	現年度分	971			971
	過年度分				
	小 計	971			971
令和5年度	現年度分				
	過年度分	971			971
	小 計	971			971

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	580,000	令和4年3月31日	580,000
2	B	91,000	令和4年3月31日	91,000
3	C	100,000	令和4年3月31日	100,000
4	D	100,000	令和4年3月31日	100,000
5	E	100,000	令和4年3月31日	100,000
合計		971,000		971,000

(4) 発生年度別収入未済額

(単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
令和3年度	971,000	5	
令和4年度			
令和5年度			
合 計	971,000	5	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし

(6) 地域企業応援一時金等支給と債権発生理由

新型コロナ緊急事態宣言発令時等に、国の支援金支援対象とならない事業者に対し、県は、一定要件のもとに地域企業応援一時金及び地域企業事業継続支援金の給付を行った。これら支援金は、国の支援金支援対象とならない事業者が対象であり、国と県の双方からの受給することはできない。これに違反し、国と県の双方からも給付金を受けた事業者が 87 事業者判明した。不正受給した事業者に返済を求めたが、返済を受けられなかった者が 6 事業者発生した。1 事業者からの返済を受けたものの、未返済 5 事業者（債権総額 971 千円）については、令和 6 (2024) 年 7 月現在でも、回収に至っていない。

(7) 監査の結果

ア 架電督促の間隔短縮(意見)

(ア) 結論

督促間隔を短くし、より効果的な督促を行うことを検討すべきである。

(イ) 内容

債務者 A に対しては、令和 4 (2022) 年 5 月に督促状（納付期限：令和 4 (2022) 年 5 月 30 日）を送付して以降、次に債務者 A との接触は令和 4 (2022) 年 11 月で、約 6 ヶ月間接触がなかった。この時期、国が物価高騰対策の支援を検討した時期でもあり、担当課は多忙で、債権管理よりも物価高騰対策支援を優先した面は否めない。

その後、架電督促を入れても不在で折り返し連絡がないことが多く、架電督促の間隔も 1 ヶ月以上開くこともあり、効果的督促になっていなかった。

令和 6 (2024) 年 2 月に、債務者 A は事業停止し、弁護士へ相談し破産準備中である。

イ 返済方法について早期合意形成(意見)

(ア) 結論

債務者 B へは、令和 4 (2022) 年 5 月督促状(納付期限：令和 4 (2022) 年 5 月 30 日)を送付して以来、架電督促を行っているが、令和 6 (2024) 年 7 月現在、納付には至っていない。最初に督促状を送付して以降、架電連絡の間隔も数ヶ月開くこともあり、効果的な督促になっていない。臨戸訪問などの債権回収方法を検討し、返済方法について早期に合意をすべきである。

(イ) 内容

債務者 B は、経済状況を確認する資料提示の依頼に応じず、架電にも応答せず、不正受給を受けている自覚がなく、誠実性が感じられない。一方で、

経営支援課の対応も約3ヶ月に一度程度の架電督促だけにとどまりっており、経営支援課の対応が甘く見られている。債権自体は91千円で少額であるが、臨戸訪問などの債権回収方法を検討が必要である。

ウ 債権回収事業者の活用（意見）

（ア）結論

効果的に事務委託事業者活用が行われ、回収事業者の活用が有効であった。

（イ）内容

返済が滞った件数は、87事業者(100件)中6事業者(8件)であり、他の81事業者(92件)については完済を受けている。

3 中小企業高度化資金貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	産業労働観光部経営支援課
2	債権の名称	中小企業高度化資金貸付金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	(債権の内容) 中小企業者が組合等を設立し、共同で取組む事業として工業団地、卸団地、商業施設等を建設する際に、県が(独)中小企業基盤整備機構(以下「機構」)から借入を受けて、融資を実施する 貸付金の財源は、機構からの借入金と県の一般会計繰入金 (発生原因) 公正証書による金銭消費貸借契約を締結し、貸付金を交付する
5	根拠法令等	・独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成 14 年法律第 147 号) ・高度化事業に係る都道府県に対する資金の貸付けに関する準則(平成 16 年規程 16 第 30 号) ・栃木県中小企業高度化等資金貸付規則(平成 12 年栃木県規則第 17 号)
6	債務者区分	☐ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 5 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	(債権の発生) 「4 発生原因」のとおり (管理の特徴) ・貸付期間中、債務者ヒアリングを実施 ・機構へ管理状況の定時報告を実施 ・条件変更等に対応する場合、機構へ変更申請や協議を行う必要がある ・栃木県中小企業高度化等資金貸付規則にて定めている期限前償還請求事由に該当する場合、貸付

		残高の一括償還を求める期限前償還請求を実施 ・ 期限までに一括償還がされない場合は当該貸付先を延滞先として管理する。(正常償還先とは区別管理する)
9	延滞に係る違約金	貸付金の償還期日又は当該請求に係る支払期日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その延滞した額につき年 10.75%

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	7,766	7,766		
	過年度分	825,088	12,969		812,118
	小 計	832,854	20,736		812,118
令和 4 年度	現年度分	3,840	3,840		
	過年度分	812,118	12,068	552,784	247,266
	小 計	815,958	15,908	552,784	247,266
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	247,266	12,000		235,266
	小 計	247,266	12,000		235,266

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	協同組合 A	480,020,000	平成 10 年度	235,266,000
2-1	協同組合 B (土地分)	256,000,000	昭和 63 年度	※1
2-2	協同組合 B (建物分)	578,760,000	平成元年度	※2

※1 令和 4 (2022) 年度債権放棄 150,310,067 円

※2 令和 4 (2022) 年度債権放棄 402,474,066 円

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	235,266,000	1	平成 16 年度発生 発生当初額 465,566,000
合 計	235,266,000	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

(単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度	552,784,133	2	・主たる債務者である協同組合は事業を休止して以降、法人としての実態がない。 ・連帯保証人については、訴え提起前の和解が完了した 13 名からの和解金の納入が令和 4 年 6 月末で完了。和解に至らなかった 4 名は高齢かつ無資力者相当と判断。 ・令和 4 年度 9 月議会に債権放棄議案を諮り、同年 10 月 19 日可決された。 ・議決日付で不能欠損処理を行った。
令和 5 年度			
合 計	552,784,133	2	

(6) 監査の結果

ア 経営支援のアドバイス(意見)

(ア) 結論

現在、協同組合 A の債務の返済財源は、大企業スーパーマーケット（以下スーパーと示す。）の賃料（月額約 100 万円）が充当されている。令和 5 (2023) 年度末の債務残高が約 235 百万円あり、今後もこの額の返済が継続すると借入金元金の完済に約 20 年かかる計算になる。

また、協同組合 A 加入事業者で現在テナント入居しているのは 2 事業者となっていることや、この地区の人口減少が顕著となり、建設当初と経営環境が大きく変化していることを踏まえると、今後、専門家に事業計画の策定を依頼し的確なアドバイスを得るなどの対応が求められる。

(イ) 内容

協同組合 A に対する債権が令和 4 (2022) 年度末時点で 247,266 千円ある。栃木県は、平成 11 (1999) 年に協同組合 A に総額 480,020 千円の融資を行い、協同組合 A はこの貸付金を元に県内にショッピングセンター（商業施設）を建設した。建物完成当初は、連帯保証人が経営する中核テナントのスーパーを含む 7 事業者がテナント入居し店舗営業をしていた。その後、業績不振から建設当初のスーパーが破産し、現在は別の大企業スーパーが入居している。

大企業スーパーが入居することになり、高度化事業対象の要件を満たさなくなることから協同組合 A は高度化事業を中止し、県は協同組合 A に対し繰上償還を請求。償還期限の翌日から延滞先となっている。

イ 贈与不動産の詳細調査(意見)

(ア) 結論

県は、機構の調査・アドバイザリー業務を利用し、平成 20 (2008) 年 1 月に協同組合 B の連帯保証人の資産状況を把握している。そのうち X は、平成 12 (2000) 年に、保有する自宅不動産を配偶者に贈与している。当時は、商業施設の経営状況が悪化し組合員の脱退が続くなど、保証人への債務求償が現実味を帯びてきた頃であるとも言える。

平成 22 (2010) 年に商業施設が経営破綻状態となった後、X は、県のヒアリングや面談等には応じず、回収には困難が伴った。最終的には X は県に和解金の申し出を行い、和解金を納入したが、当時の X には連帯保証人として誠実性が感じられない。一方で、平成 12 (2000) 年の X の配偶者へ自宅不動産贈与の経緯について詳細が不明であり、その時点においては、県は、贈与経緯をより詳細に調査すべきであったと考えられる。

(イ)内容

a 債務者協同組合 B の概況、貸付及び不納欠損の経緯

平成元(1989)年に協同組合 B に土地分 256,000 千円及び建物分 578,760 千円の総額 834,760 千円融資を行い、協同組合 B はこの貸付金を元に栃木県内にショッピングセンター(商業施設)を建設したが、バブル経済崩壊や経済状況変化もあり、ショッピングセンターは業績不振が続いた。協同組合 B は、中小企業診断士のアドバイスを受け、ショッピングセンターのレイアウト変更等を行い、併せて借入金の返済緩和や条件変更等を行ってきたが、抜本的な経営改善にはつながらなかった。ショッピングセンターは、平成 22(2010)年事業休止している。

令和 4(2022)年度栃木県議会第 389 回通常会議に上程した協同組合 B に係る債権放棄の議案が令和 4(2022)年 10 月 19 日に可決されたことから、県は、同日付けで 552,784,133 円の不納欠損処理を実施した。

中小企業高度化等資金貸付事業の財源は機構からの借入金と、県の一般会計繰入金である。議会の議決に基づく債権放棄による不納欠損処理により、機構への償還 373,187 千円は免除され県の負担は 179,598 千円であった。

協同組合 B への貸付、事業開始から債務返済の延滞、不納欠損に至る時系列経緯は、以下のとおりである。

平成 元年 7 月	商業施設オープン(栃木県内)
平成 6 年 10 月	経営が不安定となり条件変更 ＜以降計 9 回の条件変更実施＞
平成 21 年 4 月	最終償還期限が到来、延滞発生
平成 21 年 6 月	契約期間満了によりキーテナントの店舗撤退
平成 22 年 7 月	組合の資金不足により商業施設の閉店 ＜経営再開に軸足を置いた支援の実施＞
平成 22 年 11 月	連帯保証人らに保証債務履行を依頼
平成 27 年 6 月	債権回収会社に債権回収業務委託 ＜以降、平成 31 年 3 月まで実施＞
平成 29 年 5 月	担保不動産売却(配当金: 43,850 千円)
平成 30 年 12 月	任意整理の和解から裁判上の和解と同等の効力がある 訴え提起前の和解へ方針転換
令和元年 10 月	議会による和解承認の議決(9 月議会)
同年 11 月	宇都宮簡易裁判所へ和解の申立て
同年 12 月	裁判所の期日呼出し 先行 7 人の連帯保証人との和解成立(12/4)
令和 2 年 2 月	議会による和解承認の議決(2 月議会)

同年 4 月	宇都宮簡易裁判所へ和解の申立て
同年 6 月	裁判所の期日呼出し 6 人の連帯保証人との和解成立(6/30)
令和 4 年 10 月	議会による債権放棄案可決（9 月議会）

b 主債務者について

平成 22(2010)年 7 月から事業休止し、事業再開の見込みはなく、事実上の破綻状態であった。

c 連帯保証人について

死亡（相続人相続放棄）4 名、破産・免責 2 名、無資力者相当 4 名、令和元(2019)年度 9 月議会及び 2 月議会において、訴え提起前の和解に係る議決を受け、裁判所での和解が完了した者 13 名。令和 4 (2022)年 6 月、和解金 10,288,000 円の納入が完了した。

d 県が令和 4 (2022)年度に権利放棄した金額（不納欠損額）

貸付金元金 552,784,133 円及びその違約金に相当する額
（当初貸付額 834,760,000 円）

e 債権放棄に対する県の所見（償還免除に至った理由）

組合は事業を休止して以降、再開の見込みはなく、担保不動産の競売を実施した。連帯保証人については、訴え提起前の和解が完了した 13 名からの和解金の納入が令和 4 (2022)年 6 月で完了。和解に至らなかった 4 名は高齢かつ無資力者相当と判定されていることから、これ以上の回収は見込めない状況であると判断した。

なお、県は令和 5 (2023)年度に、栃木県中小企業高度化等資金貸付規則を改正している。改正前は、中小企業高度化等資金を利用する場合は、個人の連帯保証人を立てる必要があったが、改正により、金融機関保証等を受けることとし、連帯保証人を原則不要とした。このため、今後新規貸付する場合、もし、貸付先の協同組合が経営破綻しても、金融機関保証等に基づき債権回収を図ることができる。

第6章 農政部

第1節 経済流通課

1 農業改良資金貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	農政部経済流通課
2	債権の名称	農業改良資金貸付金（元金及び違約金）
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権（強制徴収） ☐ 公債権（非強制徴収） ☐ その他（ ）
4	債権の内容・発生原因	新しい農業技術等を導入する農業者を対象に県が貸し付けていた農業改良資金貸付金の元金及び元金の償還延滞により発生した違約金。
5	根拠法令等	改正前の農業改良資金助成法（昭和 31 年法律第 102 号） ※農業改良資金助成法は、平成 22 年に農業改良資金融通法に改正された
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権（民法改正前）10 年 ☒ 私債権（民法改正後）5 年
8	債権の発生・管理の特徴	・ 県は、債権の保全及び取立てに関する事務を農業協同組合に委託し、債務者の居住地を所管する農業振興事務所と受託者である農業協同組合が連携して債権管理を行っている。 ・ 貸付金の元金については、令和 6 年 3 月に全額償還されたため、現在は違約金の債権管理のみを行っている。
9	延滞に係る違約金	借受者が支払期日までに償還金を支払わなかった場合、延滞金額につき年 12.25%の割合をもって支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金が発生する。

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年度	項目		調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	[元 金] 【違約金】				
	過年度分	[元 金] 【違約金】	[536] 【5,785】	[370] 【1,060】		[166] 【4,725】
	小計	[元 金] 【違約金】	[536] 【5,785】	[370] 【1,060】		[166] 【4,725】
令和4年度	現年度分	[元 金] 【違約金】				
	過年度分	[元 金] 【違約金】	[536] 【4,725】	[370] 【1,060】		[166] 【3,665】
	小計	[元 金] 【違約金】	[536] 【4,725】	[370] 【1,060】		[166] 【3,665】
令和5年度	現年度分	[元 金] 【違約金】				
	過年度分	[元 金] 【違約金】	[166] 【3,665】	[166] 【787】		
	小計	[元 金] 【違約金】	[166] 【6,675】	[166] 【897】		

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	3,010,407	令和6年3月	2,900,000
2	B	2,576,996	平成28年6月	1,326,996
3	C	2,811,885	平成26年7月	1,551,885
合計		8,399,288		5,778,881

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度	1, 551, 885	1	違約金 1 名
平成 27 年度			
平成 28 年度	1, 326, 996	1	違約金 1 名
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度			
令和 5 年度	2, 900, 000	1	違約金 1 名
合 計	5, 778, 881	3	違約金 3 名

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

元金の返済は終了して未収債権額は違約金のみとなっている。債務者と継続的に接触して返済も定期的に行われている。

第7章 県土整備部

第1節 河川課

1 土地占用料、流水占用料

(1) 債権の概要

1	所管課名	県土整備部河川課
2	債権の名称	土地占用料、流水占用料
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	河川区域内の土地や河川の流水について、河川管理者である県の許可のもとに占用する者から徴収する使用料としての債権
5	根拠法令等	河川法第32条第1項 栃木県流水占用料等徴収条例
6	債務者区分	☒ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	年度ごとに徴収する使用料について、県内をいくつかの管轄に分けて各土木管理事務所で債権管理をしている。収入未済の発生割合は1%以下である。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	766,548	766,315		232
	過年度分	2,899	140	106	2,652
	小 計	769,447	766,456	106	2,884
令和4年度	現年度分	763,859	763,482		377
	過年度分	2,884	7	344	2,532
	小 計	766,744	763,489	344	2,910

令和 5 年度	現年度分	752,834	752,601		233
	過年度分	2,910	149	641	2,118
	小 計	755,744	752,751	641	2,352

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	1,047,402	平成 20 年	970,788
2	B	649,000	平成 19 年	472,570
3	C	805,000	平成 25 年	784,000
4	D	4,480	令和 2 年	4,480
5	E	82,500	平成 27 年	49,500
6	F	69,970	令和 元年	69,970
7	G	790	令和 5 年	790
合計		2,659,142		2,352,098

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	456,820	3	
平成 26 年度			
平成 27 年度	12,375	1	
平成 28 年度	257,401	3	
平成 29 年度	224,000	2	
平成 30 年度	81,250	1	
令和 元 年度	227,220	2	
令和 2 年度	394,748	4	
令和 3 年度	232,498	3	
令和 4 年度	232,498	3	
令和 5 年度	233,288	4	
合 計	2,352,098	26	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	162,200	4	消滅時効完成
令和2年度	232,428	3	消滅時効完成
令和3年度	106,378	1	消滅時効完成
令和4年度	344,848	5	消滅時効完成
令和5年度	641,344	9	消滅時効完成
合 計	1,487,198	22	

(6) 監査の結果

ア 時効管理について(指摘)

(ア) 結論

一部の土木事務所において、時効を意識した管理が徹底しておらず、債務者から一部入金があるにも関わらず、時効完成が起こって不納欠損処理に至っている債権が散見された。今後は債務確認書を得るなどして時効管理を簡潔にし、入金や交渉ができていないにも関わらず時効完成というような状況を防止すべきである。

なお、上記の状況を踏まえて、河川課が未収債権の存在する各土木事務所における債権管理状況を聴取し、管理手法に改善の余地のある債権については、以後、時効完成がなされないように手法を検討している。

(イ) 内容

a 債権概況

土地・河川占用料は、河川敷の敷地利用等に伴う使用料であって、毎年数千件が発生しているが、公益性のある事業を行う者等支払の安定した大口利用者が多く債権管理上の問題はあまり生じない傾向にある。例外的に約 235 万円の未収債権が存在する。なお、近年は毎年数十万円程度の不納欠損が生じている状況にある。

b 債権管理状況

未収債権の存在する各土木事務所において、財務会計マニュアルを参考に債務者ごとの管理手票や独自の管理シートを作成して債権管理を行っている状況が確認された。ただし、長期の回収予定が見込まれる債権の取り扱いについては、県全体の管理体制として改善すべき点が存在する。

第2節 住宅課

1 県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料

(1) 債権の概要

1	所管課名	県土整備部住宅課
2	債権の名称	県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	栃木県県営住宅条例に基づき、住宅に困窮する低額所得者等に対して提供する県営住宅及びこれに付設される駐車場の使用料としての債権
5	根拠法令等	栃木県県営住宅条例、施行規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10年 ☒ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	住宅及び駐車場使用料は月次で発生し、一次的には住宅供給公社及び指定管理者が請求や入金確認などの債権管理を行っている。高額滞納者など法的措置が必要な居住中の滞納者については、住宅課において対応を行っている。すでに退去した滞納者については、外部の弁護士法人に委託しての債権回収を行っている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	1, 417, 392	1, 402, 130	188	15, 072
	過年度分	137, 129	13, 977	1, 714	121, 437
	小 計	1, 554, 521	1, 416, 107	1, 903	136, 510
令和 4 年度	現年度分	1, 344, 237	1, 330, 111		14, 125
	過年度分	136, 510	22, 929	5, 792	107, 788
	小 計	1, 480, 747	1, 353, 041	5, 792	121, 913
令和 5 年度	現年度分	1, 308, 731	1, 299, 405		9, 326
	過年度分	121, 913	17, 407	2, 866	101, 639
	小 計	1, 430, 645	1, 316, 812	2, 866	110, 966

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	少額かつ多数にわたるため省略			
合計				110, 966, 182

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	72, 217, 917	609	
平成 26 年度	1, 764, 087	22	
平成 27 年度	1, 846, 333	25	
平成 28 年度	2, 041, 348	21	
平成 29 年度	1, 272, 626	20	
平成 30 年度	3, 271, 568	33	
令和 元 年度	2, 464, 567	31	
令和 2 年度	4, 340, 839	48	
令和 3 年度	5, 732, 304	65	
令和 4 年度	6, 688, 087	78	

令和 5 年度	9,326,506	147	
合 計	110,966,182	1,099	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度	80,910	1	自己破産
令和 2 年度	1,929,580	3	時効援用 3 人
令和 3 年度	1,903,305	4	行方不明 1 人 自己破産 3 人
令和 4 年度	5,792,001	4	時効援用 4 人
令和 5 年度	2,866,720	2	行方不明 1 人 自己破産 1 人
合 計	12,572,516	14	

(6) 監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、管理方針及びその運用状況に不備はなく、指摘すべき事項は特になかった。

イ 内容

(ア) 債権概況

県営住宅使用料及び同駐車場使用料は、住宅に困窮する低額所得者等に対する住宅及び駐車場の使用料に関する私債権である。住宅は県内に 61 団地 7,148 戸が存在し、収入未済は直近年度で約 900 万円（約 150 件、ただし住宅と駐車場は別カウントのため債務者数はその約半分）であり、不納欠損は毎年数名（原因は自己破産、時効援用等）である。

(イ) 債権管理状況

債権管理は、一次的には住宅供給公社及び指定管理者が窓口となって未納者に対する督促・催告を行っている。長期高額（3ヶ月以上かつ15万円以上）かつ滞納指導に従わない居住者については「滞納対策に係る判定会議」を経て「法的措置対応者」として認定され住宅課による対応に移行する。

法的措置対応者に関しては、住宅課が「家賃滞納者に対する県営住宅明渡請求要領」に基づいて、面接指導、契約解除（予告）通知、弁護士介入による訴訟・和解、さらには住宅明渡・金銭差押といった強制執行を行っている。

なお、退去者向けの回収困難債権については、令和元(2019)年度から従来のサービサーから変更して弁護士法人に債権回収を委託しているところであっ

て、その回収状況は以下のとおりである。

(金額単位：千円)

委託年度	委託債権額	収納額	回収率
令和元年度	58,295	15,593	26.7%
令和2年度	13,141	4,008	30.5%
令和3年度	9,542	2,652	27.8%
令和4年度	57,771	9,079	15.7%
令和5年度	59,067	2,223	3.8%

回収率は下がってきているが、この5年間で回収が進み、年度末収入未済の合計が大きく減少（約1.6億円→約1.1億円）し、内容も回収が見込みにくい長期未回収債権等が増加してきていることの結果によるものである。

直近の判定会議の資料から法的措置対象者（年間で3～4名程度）を確認し、対応経過を個別記録によって確認したところ、和解、訴訟、強制執行などの速やかな対応がされており、対象者が滞留する状況にはないことも確認された。

法的措置対象者との和解後は、公社に再び債権回収を委託することによって、住宅課は法的措置対象者に注力して速やかな対応が取れており、適切な役割分担のもとに効果的かつ効率的な債権管理ができている。退去者向け債権の取り扱いも弁護士法人の活用によって一定の成果を上げるなど、効果的な対応ができている。結果として、不納欠損処理も自己破産、時効援用、行方不明などを原因とする不可避のものに限定されており、成果の面でも積極的に評価できる。

第8章 教育委員会事務局

第1節 教育政策課

1 栃木県高等学校等修学資金返還金

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局教育政策課
2	債権の名称	栃木県高等学校等修学資金返還金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	勉学の意欲があるのにもかかわらず、経済的理由により修学が困難者に対して、修学資金を貸与するもの。
5	根拠法令等	栃木県高等学校等修学資金貸与条例、施行規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	概ね6ヶ月以上滞納となっている債権の回収業務を、令和元(2019)年度から民間債権回収会社へ委託している。
9	延滞に係る違約金	延滞した期間が6月を超える毎に平成28年6月30日まで5%、平成28年7月1日から令和2年10月31日まで2.5%、令和2年11月1日から1.5%の延滞金が発生。

(2) 債権の推移

<元金・延滞金>

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	39,136	31,205		7,930
	過年度分	57,368	9,868		47,499
	小 計	96,504	41,073		55,430
令和 4 年度	現年度分	38,101	30,133		7,968
	過年度分	55,430	7,496		47,934
	小 計	93,532	37,630		55,902
令和 5 年度	現年度分	34,092	26,520		7,572
	過年度分	55,902	7,644		48,257
	小 計	89,995	34,165		55,829

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

債務者数が多数（元金 203 名、延滞金 119 名）であるため、記載省略とする。滞納額が 108 万円の債務者が数名いるが、多くは 30 万円以下である。

(4) 発生年度別収入未済額

<元金>

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	収入未済件数	参考事項
平成 25 年度以前	5,370,260	95	
平成 26 年度	1,525,060	28	
平成 27 年度	2,033,680	37	
平成 28 年度	2,507,900	48	
平成 29 年度	3,229,875	55	
平成 30 年度	4,973,720	61	
令和 元 年度	3,435,156	62	
令和 2 年度	3,589,546	68	
令和 3 年度	3,748,166	74	
令和 4 年度	5,132,326	84	
令和 5 年度	6,026,866	107	
合 計	41,572,555	719	

<延滞金>

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	収入未済件数	参考事項
平成 25 年度以前	491,400	54	
平成 26 年度	297,600	36	
平成 27 年度	551,200	42	
平成 28 年度	657,100	35	
平成 29 年度	627,900	33	
平成 30 年度	915,100	56	
令和 元 年度	3,152,900	69	
令和 2 年度	1,857,600	62	
令和 3 年度	2,269,600	53	
令和 4 年度	1,891,100	51	
令和 5 年度	1,545,200	55	
合 計	14,256,700	546	

(5)年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6)監査の結果

ア 収入未済の回収方法見直しについて (意見)

(ア)結論

収入未済額の高止まりの状況を変えるために、債権回収委託先の見直し、専門部署の設置等を検討することが望まれる。

(イ)内容

a 債権の内容について

栃木県高等学校等修学資金は、高等学校等に在学する者で、勉学の意欲があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して修学資金を貸与し、教育機会を確保することを目的とする無利息貸付である。

貸付金額は、国立、県立、私立の区分及び自宅通学、自宅外通学の区分により異なる。貸与月額は以下のとおりである。

区分		月額
国立の高等学校	自宅通学のとき	18,000 円
公立の高等学校	自宅外通学のとき	23,000 円
私立の高等学校	自宅通学のとき	30,000 円
	自宅外通学のとき	35,000 円

私立高等学校の生徒(自宅通学)に3年間貸与した場合の貸与総額は108万円となる。

返還は原則高等学校等卒業後6カ月を経過したときに開始となり、返還期間は貸与金額により6年から20年である。なお、大学等に進学した場合、在学期間中は猶予となる。

b 債権回収の委託について

令和元(2019)年度に選定型プロポーザル方式により債権回収会社を選定し、滞納債権回収を委託した。その後は随意契約により、毎年、同じ債権回収会社へ委託している。

委託する債権は主に概ね6カ月以上滞納となった債権である。
債権回収会社へ回収委託した債権の過去5年間の回収状況等は以下のとおりである。

●債権回収会社への委託債権回収状況

(金額単位：円)

委託年度	委託債権金額	回収金額	回収率
令和元年度	25,088,841	6,363,920	25.4
令和2年度	25,546,273	3,585,100	14.0
令和3年度	28,652,543	4,118,956	14.4
令和4年度	35,747,775	5,231,700	14.6
令和5年度	40,976,731	6,543,296	16.0

債権回収会社へ委託した初年度である令和元(2019)年度の回収率は25.4%であったが、その後は14.0%から16.0%となっている。債権回収会社へ委託したことにより一定の効果はあるものの、滞納額の多くは未回収である。

生活困窮世帯に対する貸与であること、勉学のための貸与であること、1件あたりの金額がさほど多額ではないことから、回収姿勢は強くない印象を受ける。令和6(2024)年度から債権回収会社との契約において居住調査、相続人調査のオプションを追加し、回収強化を進めていくとのことであるが、最近の回収率を考えると元本及び延滞金の収入未済額は依然高止まりすることが推測される。回収方法の検討も含めた債権回収の委託先の見直しをすることが望まれる。

また、返還の手引きに法的手続をとる可能性があることを示唆しているが、法的手続を実施したことがなく形骸化している。法的手続をとるには、

債権の回収可能性、回収にかかる手間等様々なことを考慮する必要がある、踏み切れない状況も理解できる。そのため専門部署又は特化する部署を設けて法的手続を検討することが望ましい。

なお、長期滞納債権については、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくことも必要であるが、債権回収の可能性の判断は知識と経験が重要であり、専門部署はこのような場面でも活用が期待できる。

2 栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局教育政策課人権教育室
2	債権の名称	栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	進学に困窮する同和関係者の師弟に対する奨学金
5	根拠法令等	栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費貸与要綱
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前)10年 ☒ 私債権(民法改正後)5年
8	債権の発生・管理の特徴	(債権の発生) 滞納により発生している。 (管理の特徴) 督促状等により管理している。
9	延滞に係る違約金	栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費貸与要綱(第17条第3項) 遅延金の額は、当該返還すべき翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年10.95%の割合で計算した額に相当する金額とする。 ただし、本奨励費の趣旨を踏まえ、延滞金に相当する額は全て返還金に充てることにしており、今日まで延滞金を徴収した実績はない。

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	3, 558	1, 952		1, 606
	過年度分	18, 336	199		18, 137
	小 計	21, 895	2, 152		19, 743
令和 4 年度	現年度分	3, 392	1, 588		1, 804
	過年度分	19, 743	252		19, 491
	小 計	23, 135	1, 840		21, 295
令和 5 年度	現年度分	2, 867	1, 417		1, 450
	過年度分	21, 295	1, 129		20, 166
	小 計	24, 162	2, 546		21, 616

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	少数かつ多数にわたるため省略			
合計	57			21, 616, 457

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	収入未済件数	参考事項
平成 25 年度以前	12, 834, 203	287	
平成 26 年度	701, 913	13	
平成 27 年度	678, 718	13	
平成 28 年度	577, 241	12	
平成 29 年度	498, 889	10	
平成 30 年度	342, 255	9	
令和 元 年度	252, 249	8	
令和 2 年度	1, 089, 718	20	
令和 3 年度	1, 566, 410	19	
令和 4 年度	1, 623, 952	20	

令和 5 年度	1,450,909	16	
合 計	21,616,457	387	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 貸与原簿について（意見）

(ア) 結論

通知発送、架電、臨宅等の折衝記録が貸与原簿へ記載されていなかった。

(イ) 内容

栃木県地域改善対策高等学校等進学奨励費は、同和関係者の子弟で、大学、短期大学又は高等学校等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により修学が困難である者に対し貸与する奨学金である。債務者は学生本人又は親権者であり、連帯保証人はとっていない。

なお、地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律の廃止(平成13(2001)年度)により、平成16(2004)年度をもって貸与は終了し、平成17(2005)年度以降は償還のみとなっている。

貸与原簿の折衝記録をサンプルで4名分確認したところ、通知書・督促状等の発送、架電、自宅訪問等の実施事項及び結果が記載されていなかった。貸与原簿に債務者との折衝を記録することは、事実関係の明確化、今後の折衝の判断材料、県担当者の円滑な引継ぎ等のために必要不可欠な作業である。折衝記録の記載漏れがないよう留意すべきである。

イ 長期滞納債権の処理について（意見）

(ア) 結論

債務者の実態に即した債権の回収可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

(イ) 内容

長期にわたって滞納している貸付金については、債権の消滅時効が成立して事実上回収が困難であるものや、元金は完済しているものの違約金の返済が困難になっているものも少なくない。債務者の実態に即した債権回収の可能性を検討して、権利の放棄による不納欠損処理や違約金の免除規定の適用を進めてゆくべきである。

ウ 延滞金の徴収について（意見）

（ア）結論

延滞金を免除とする理由を明確にすることが望ましい。

（イ）内容

貸与要綱第 17 条第 2 項但し書きにおいて、「ただし、特別の事情があると認められるときは、その延滞金の全部又は一部を免除することができる。」と記載されており、本奨励費の趣旨を踏まえ、延滞金に相当する額は全て返還金に充てることにしており、今日まで延滞金を徴収した実績はないとのことである。

しかし、栃木県高等学校等修学資金では延滞金を課している。勉学のための貸与、経済的理由による修学困難者に対する貸与という同様の趣旨であるにも関わらず延滞金の取扱いが異なっている。

対応が異なる場合には、その理由を明確にすることが必要である。現時点で延滞金の対応を変えることは実務的に困難であるため、今後新たな貸与制度が始まる際には、他の貸与制度と比較検討し、延滞金を免除とする場合には理由を明確にすることが望まれる。

3 退職手当の返納

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局教育政策課
2	債権の名称	退職手当の返納
3	債権の種類	☐ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☒ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	既に退職手当が支給された職員に対し、当該退職手当の全部の返納を命ずる処分が行われたことによるもの。
5	根拠法令等	職員の退職手当に関する条例
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	返納命令処分は人事担当課(高校教育課人事担当)が行い、債権管理は教育政策課企画調整担当(給与)で行っている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和 4 年度	現年度分	17,381	13,621		3,760
	過年度分				
	小 計	17,381	13,621		3,760
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	3,760	400		3,360
	小 計	3,760	400		3,360

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	17,381,855	令和4年7月6日	3,360,000

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
令和3年度			
令和4年度	3,360,000	1	
令和5年度			
合 計	3,360,000	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和5(2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 結論

債権に関する質問及び資料の閲覧をした結果、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は職員の退職手当に関する条例第17条第1項第1号に該当し、支給済みの退職手当の返納を命じたものである。当条文は退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁固以上の刑に処せられたときに退職手当の返納を命ずる処分を行うことができるものである。

当職員は退職時点では起訴はされていなかったことから、退職手当が支給された。しかし、退職後起訴され、禁固刑に処せられたため返納命令をくだした。

退職手当返納額は17,381千円であるが、退職手当支給から返納命令まで約4年経過しており、この間に生活費、裁判費用等で一部使用したことから一括返納は困難な状況となり、分割返納となった。分割納付誓約書において、第1回7,381千円、第2回5,000千円、第3回5,000千円の分割返納とし、第1回及び第2回は問題なく回収できたが、第3回の5,000千円の返納が困難となった。そのため、再度分割返納計画を見直し、変更後の第1回は1,000千円、第2回目以降は毎月40千円(計100回)の分割返済となった。

手続実施時点では毎月40千円の入金を確認できており、現時点では債権回収の問題は生じていない。

第2節 学校安全課

1 恩給過払い金

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局学校安全課
2	債権の名称	恩給過払い金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☒ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	恩給(扶助料)受給者死亡に伴う過払い金 恩給受給者が死亡した際の親族からの通知(報告)がなかったことによる過払い。
5	根拠法令等	恩給給与規則 地方自治法、財務会計規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	返納の意思はあり、毎月送付する納入書により、毎月の納付期限までに欠かさず納付が続いている。金額は多くはないが、本人の収入の状況から、納付の継続を尊重している。 毎年一度は債務者宅を訪問し、残額のお知らせを手交、収入状況、生活状況の聞き取り、返済継続の意思確認を行っている。
9	延滞に係る違約金	5%

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	2, 213	120		2, 093
	小 計	2, 213	120		2, 093
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分	2, 093	120		1, 973
	小 計	2, 093	120		1, 973
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	1, 973	120		1, 853
	小 計	1, 973	120		1, 853

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	4, 724, 050	平成 4 年	1, 853, 550

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	1, 853, 550	1	
合 計	1, 853, 550	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

令和元(2019)年度から令和 5 (2023)年度において、不納欠損処理なし。

(6) 監査の結果

ア 債権回収専門部署の必要性について (意見)

(ア) 結論

債権回収についての専門部署又は特化した部署を設けることが望ましい。

(イ) 内容

恩給とは、昭和 37 年 12 月 1 日 (地方公務員等共済組合法施行) 前に 17 年以上勤務した教育職員が退職した際に支給するもので、恩給法に基づく恩給及び扶助料と栃木県吏員職員教育職員恩給条例に基づく退職年金からなる。

今回の未収債権は扶助料の過払いである。扶助料とは、恩給受給者の死亡時に、恩給受給者によって生計を維持していたか、生計を共にしていた遺族へ支給するものである。

扶助料受給者が死亡した場合には、恩給法 9 条ノ 3 (当時) 及び恩給給与規則 32 条に基づき遺族は失権の届け出をする必要あるが、今回のケースでは失権の届け出がなかった。さらに、同法 9 条ノ 2 及び同規則 34 条ノ 3 に基づく受給権存否の調査を年 1 回実施していたが、提出された申立書(作成者は不明)に偽りがあった。

扶助料受給者は平成 4 (1992) 年度に死亡しており、過払い金発覚時点 (平成 9 ((1997) 年度) で、5 年 3 ヶ月分過払いとなっていた。なお、3 ヶ月分は時効到来していることから、当 3 ヶ月分は不納欠損処理を実施し、残り 5 年分 4,509 千円の返還を求めた。

扶助料受給者の相続人である債務者(現在、返済している者)の所得状況からして全額を一括返済することは困難であること、また、返済の意思があることから履行期限延長とし、月額 5 万円の返済となった。平成 10 (1998) 年 3 月より返済が始まり平成 11 (1999) 年 12 月まで 105 万円を回収できたが、翌月から未納となった。そのため、債務者と再度協議し、残額 3,459,550 円を完納することの確認書の提出を求めた。当確認書 (平成 13 (2001) 年 1 月) では、元金完納後に延納利息を年利 5 % で確定すること、毎月福利課 (当時の名称) へ電話連絡し当月返済できる額を報告すること、福利課が発行する納付書により自ら納付すること、毎月の最低納入額を 3 万円とするよう努力すること、これらの事項を行わないときは強制履行に服することが記載されている。

しかし、債務者の状況が変わり、月 3 千円から 1 万円程度の返済が続き、平成 31 年 1 月以降は月 1 万円の返納である。

最初の返済から約 26 年経過したが、令和 6 (2024) 年 3 月末時点での回収額は 2,656 千円であり、1 カ月の平均回収額は約 8 千円と低額である。

このペースの場合元金完納まであと 15 年かかることになる。さらに完納後 5 % の延滞金を請求するため、延滞金の完納も含めると数十年先までかかることになる。

過払い金が発覚し調査を実施した平成 9 (1997) 年度では債務者の所得を所得証明書等にて確認を行ったが、その後確定申告書、所得証明等により所得確認は実施されていない。また、財産調査も実施されておらず、毎月の返済額は債務者との話し合いにより決定しており、債務者の言いなりではないかとの印象を受ける。

本来であれば、債務者の責めによる過払い金が発生した場合には、強硬な態度で臨むべきと考える。

しかし、このような特殊案件を債権が発生した部署が対応することは限界があると思われる。仮に債権回収のノウハウをもつ専門又は特化した部署が対応していれば、初期対応、現在までの債権回収の状況がよりよい成果があったのではないかと推測する。専門部署又は特化する部署を設けて対応し、債権回収を強化することが望ましい。

第3節 高校教育課

1 国家賠償法に基づく求償権

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局高校教育課
2	債権の名称	国家賠償法に基づく求償権
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	平成 21 年(ワ)第 531 号損害賠償請求事件において、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき被告である栃木県が原告等に支払った賠償金等について、国家賠償法第 1 条第 3 項に基づき当該者に求償を求めたもの。
5	根拠法令等	国家賠償法第 1 条第 2 項
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	債権発生後、5 年間は刑務所に服役しており、刑務所あてに催告、面会を行っていたが、6 年目に出所後は県内の自宅にて催告を実施。
9	延滞に係る違約金	民法第 404 条「法定利率」に基づく遅延利息

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	18,075			18,075
	小 計	18,075			18,075
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分	18,075		18,075	
	小 計	18,075		18,075	
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	18,075,144	平成 22 年 9 月 22 日	

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	18,075,144	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度	18,075,144	1	債権の消滅時効が完成し、債務者から消滅時効援用申立書 が提出されたため
令和 5 年度			
合 計	18,075,144	1	

(6) 監査の結果

ア 債権回収専門部署の必要性について（意見）

(ア) 結論

債権回収についての専門部署又は特化した部署を設けることが望ましい。

(イ) 内容

当債権は、平成 21 年(ワ)第 531 号損害賠償請求事件において、国家賠償法第 1 条第 1 項に基づき被告である栃木県が原告等に支払った賠償金等について、国家賠償法第 1 条第 2 項に基づき当該者（以下、A とする）に求償を求めたものである。

A が服役中刑務所にて面談を実施し、分割で返納する意思があることを確認したが、服役中債務承認書、誓約書等の書面に署名を得ていない。服役後 6 年目に県が刑務所に通知をだしたところ、A は刑務所にいない旨の連絡を受け出所したことを知る。その後、住民票の住所地である実家に訪問したが、実家に住む親族にしか会えず、A と接触できなかった。

その後も、時効をむかえるまで A の居所を把握するために実家訪問し、親族へ居住地に関する質問を実施、さらに元同僚へ現在の居所確認を実施したが、A と接触することはできなかった。

県は弁護士へ相談したが、公示送達により裁判を行い A が出廷せずに判決を得ても回収困難な案件ではなかろうかといった助言があり、最終的に法的措置は実施しない方針となった。

求償権の時効は 10 年であり令和 2 (2020) に時効が到来し、令和 4 (2022) 年度に親族を通じ消滅時効援用申立書が提出されたことから、不納欠損処理に至ることとなった。

なお、今回のケースでは職権により財産調査は不可であることから、預金情報等は取得できなかった。そのため、登記簿により実家の不動産所有者の確認を実施したが、A は所有者ではなかった。また、退職手当は不支給のため、県が相殺できる債権は有しておらず、求償債権は 1 円も回収できない結果となった。

今回の債権回収は稀なケースであり特殊性があることから専門的な知識、経験が必要となる。この問題を債権回収に特化していない部署が担当することは非常に困難であり、通常業務にも著しい支障をきたしていたと推測される。専門部署又は特化する部署を設けて対応し、ノウハウを蓄積することにより債権回収を強化することが望まれる。

2 高等学校授業料

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局高校教育課
2	債権の名称	高等学校授業料
3	債権の種類	☐ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☒ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	県立高等学校に在学する生徒から徴収する使用料
5	根拠法令等	栃木県立学校の授業料等に関する条例及び規則
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10 年 ☐ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	月初日に在籍する生徒について債権発生。各学校において債権管理を行っている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分	4, 041, 726	4, 041, 726		
	過年度分	340	79		261
	小 計	4, 042, 066	4, 041, 805		261
令和 4 年度	現年度分	3, 926, 059	3, 925, 875		184
	過年度分	261		105	156
	小 計	3, 926, 320	3, 925, 875	105	340
令和 5 年度	現年度分	3, 854, 547	3, 854, 254		293
	過年度分	340	101	83	156
	小 計	3, 854, 887	3, 854, 355	83	449

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者名	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	29,700	令和5年度	29,700
2	B	7,840	令和元年度	7,840
3	C	39,060	令和5年度	39,060
4	D	89,100	令和5年度	89,100
5	E	227,700	令和4年度	202,800
6	F	15,960	令和5年度	15,960
7	G	69,300	令和元年度	64,582
合計		478,660		449,042

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成25年度以前			
平成26年度			
平成27年度			
平成28年度			
平成29年度			
平成30年度			
令和元年度	72,422	2	
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	84,000	1	
令和5年度	292,620	5	
合 計	449,042	8	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和元年度	19,800	2	消滅時効完成
令和2年度			
令和3年度			
令和4年度	105,360	26	消滅時効完成

令和 5 年度	83,720	25	消滅時効完成
合 計	208,880	53	

(6) 監査の結果

ア 未納者を発生させない取り組みについて（意見）

(ア) 結論

高等学校等就学支援金制度の申請方法、申請書の記載内容の簡略化など債権を発生させないようにすることが望ましい。

(イ) 内容

当債権は、県立高等学校に在学する生徒から徴収する授業料等である。栃木県立学校の授業料等に関する条例において全日制課程の授業料は、月額 9,900 円と定められている。

現在、高等学校等就学支援金制度により、全国で約 8 割の生徒が授業料は実質無償となっている（県立学校の場合、年額 118,800 円が無償となる）。なお、当制度には所得制限が設けられており、毎年申請が必要である。申請時に親権者のマイナンバーの提出を要請し、県が市町から所得情報を取得し、所得判定を実施している。

令和 5（2023）年度末において未納者は 7 名であるが、未納となっている要因は以下のとおりである。

a 所得基準を満たしているはずであるが未申請のため徴収対象となった。（4 名）

b 親権者が確定申告を行っておらず、所得金額等を確認できないため徴収対象となった。（2 名）

c 所得要件を満たし高等学校等修学支援金制度の所得要件を満たしているが、県側の誤りによって徴収対象となった。（1 名）

申請主義のため、所得基準を満たしていたとしても申請がなければ高等学校等就学支援金制度の対象にならず、生徒から授業料を徴収しなければならないことになる。令和 5（2023）年度末の未納者は、親権者へ申請を要請したが申請されず、徴収対象となったケースが大半である。

また、確定申告未実施の親権者に対して、確定申告を実施するよう促したが、申告されないままである。なお、親権者とのやり取りで、2 名とも確定申告を実施すれば所得要件を満たしていると推測されたとのことである。

上記記載のとおり、未申請により授業料の徴収対象となってしまった債務者が大半である。授業料の徴収対象になれば、親権者へ授業料納付のお願い、さらに未納付となった場合は債権管理等の労力がかかることになる。

よって、高等学校等就学支援金制度の申請方法、申請書の記載内容の簡略化などの工夫により、債権を発生させないことが必要である。

イ 債務者との折衝について（意見）

（ア）結論

効果的な債権回収について県全体で取り組むことが望ましい。

（イ）内容

今回2名の授業料督促記録簿を確認した。1名は督促状と本人への電話のみであり実施頻度も多くない。もう1名は、来校時に説明、自宅や職場への訪問、保証人へ電話にて催告を実施している。回収を含む債権管理は各学校の担当者が実施しているが、担当者により対応の差が生じている。

今回授業料督促記録簿を確認した2名は退学者、現役といった違いがあるが、各自のノウハウを共有し効果的な債権回収を県全体で取り組む必要がある。

3 定通修学奨励費貸付金

(1) 債権の概要

1	所管課名	教育委員会事務局高校教育課
2	債権の名称	定通修学奨励費貸付金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	高等学校の定時制課程及び通信制課程に在籍している生徒で、貸与条件を満たし、貸与を希望する者に対して奨励費を貸与する。
5	根拠法令等	栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 10 年 ☒ 私債権(民法改正後) 5 年
8	債権の発生・管理の特徴	高等学校在学中は返還を猶予し、卒業したとき等は返還を免除する。 退学したときは退学日で貸与を打ち切り、打ち切った日から起算して半年が経過した日から返還が始まる。 各学校が債権管理を行っている。
9	延滞に係る違約金	「栃木県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励費貸与条例（第 10 条）」 - 借受者が修学奨励費を返還期日までに返還しなかったときは、知事は、延滞金を徴収するものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、その延滞金の全部又は一部を目所することができる。 - 前項に規定する延滞金の額は、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額について年 10.95%の割合で計算した金額に相当する金額とする。

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	225		225	
	小 計	225		225	
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分				
	小 計				
令和 5 年度	現年度分	120	30		90
	過年度分				
	小 計	120	30		90

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	120,000		90,000

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
令和 5 年度	90,000	1	
合 計	90,000	1	

(5) 年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度	225,000	15	債権の消滅時効が完成し、 債務者から消滅時効援用申 立書が提出されたため
令和 4 年度			

令和 5 年度			
合 計	225, 000	15	

(6) 監査の結果

ア 結論

特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

当債権は、高等学校の定時制課程及び通信制課程に在籍している生徒で、貸与条件を満たした者に貸与する奨励費である。

なお、高等学校の定時制、通信制課程を卒業した等の一定要件を満たした場合には返還が免除される。よって、当債権は退学した場合に徴収するものである。

(ア) 未納額 9 万円（通信制）について

当初貸与額 18 万であり一部回収したが、令和 6 (2024) 年 4 月が最後の連絡であり、その後連絡がとれていない。債務者本人とも会い、連帯保証人にも連絡し回収を図っている。

修学奨励費返還通知（督促）記録簿を確認すると、債務者本人と電話がつかなくなかった際は、親族に本人の番号を確認する等の回収努力がみられる。

(イ) 令和 3 (2021) 年度不納欠損処理について

最終貸付が平成 23 (2011) 年 9 月の債権である。毎年電話連絡を実施し、連帯保証人に対しても催告書を送付し、臨宅も実施していた。県に連絡することなく引っ越していたが、市役所から住民票除票を請求、現住所を特定し、債権回収を図っていた。

令和 2 (2020) 年 12 月に援用申立書の提出願いを送付し、債務者から消滅時効援用申立書が提出されたため不納欠損に至った。

第9章 警察本部

第1節 会計課

1 警察弁償金

(1) 債権の概要

1	所管課名	警察本部会計課
2	債権の名称	警察弁償金
3	債権の種類	☒ 私債権 ☐ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	警察車両に対する不法行為(交通事故)によって発生した損害賠償金債権 ① 平成22年9月5日、停止した警ら用無線自動車が普通自動二輪車に衝突され、助手席ドア及び左前フェンダーが凹損したことによる車両の修理代(小山警察署) ② 平成27年3月28日、停止した捜査用無線自動車が不審車両に追突され、後部バンパー等が破損したことによる車両の修理代(機動捜査隊)
5	根拠法令等	民法第709条
6	債務者区分	☒ 個人 ☐ 法人
7	消滅時効	☐ 公債権 ☒ 私債権(民法改正前) 3年 ☒ 私債権(民法改正後) 3年 民法第724条第1号
8	債権の発生・管理の特徴	交通事故により破損した警察車両の修理代であるところ、当該車両を管理する所属の担当課長、次長が滞納整理に従事し、電話や訪問による催告、交渉が行われている。
9	延滞に係る違約金	なし

(2) 債権の推移

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和 3 年度	現年度分				
	過年度分	199	199		199
	小 計	199	199		199
令和 4 年度	現年度分				
	過年度分	199	199		199
	小 計	199	199		199
令和 5 年度	現年度分				
	過年度分	199	199	199	
	小 計	199	199	199	

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
1	A	153, 195	平成 23 年 4 月 11 日 平成 23 年 5 月 11 日	78, 695
2	B	120, 960	平成 27 年 10 月 27 日	120, 960
合計		274, 155		199, 655

(4) 発生年度別収入未済額

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前	78, 695	1	
平成 26 年度			
平成 27 年度	120, 960	1	
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度			

令和 5 年度			
合 計	199,655	2	

(5)年度別不納欠損処理額

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度			
令和 2 年度			
令和 3 年度			
令和 4 年度			
令和 5 年度	199,655	2	債務者の所在不明により令和6年3月に不納欠損処理。
合 計	199,655	2	

(6)監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、債権管理状況に不備はなく、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

(ア)債権概況

警察車両を相手とした交通事故の損害賠償金などの私債権であり、その性質上速やかに支払われることが多いが、生活困窮等を理由として例外的に債権管理の対象となったもの（2件、20万円程度）が存在し、令和5（2023）年度において不納欠損の処理がなされている。

(イ)債権管理状況

財務会計マニュアルに基づいた債権管理が実施されており、手票を作成して徹底した管理（分割納付交渉や収入財産確認等）が行われている様子が確認された。

不納欠損となり回収ができなかったものも行方不明者や国外退去者に対するものであり、やむを得ない性質のものであることから管理状況に問題はないと判断した。

第2節 交通指導課

1 放置違反金及び放置違反金延滞金

(1) 債権の概要

1	所管課名	警察本部交通指導課
2	債権の名称	放置違反金及び放置違反金延滞金
3	債権の種類	☐ 私債権 ☒ 公債権(強制徴収) ☐ 公債権(非強制徴収) ☐ その他 ()
4	債権の内容・発生原因	放置駐車違反(無人状態の駐車違反)が認知され、車両運転者の責任を追及できないときに、車両使用者(車検証の使用者欄記載者)に対して弁明の機会を経て行われる納付命令により発生する債権
5	根拠法令等	道路交通法第51条の4、栃木県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分及び延滞金に関する規則(県公安委員会規則)、地方税法及び国税徴収法
6	債務者区分	☒ 個人 ☒ 法人
7	消滅時効	☒ 公債権 ☐ 私債権(民法改正前) 10年 ☐ 私債権(民法改正後) 5年
8	債権の発生・管理の特徴	違反場所を管轄する都道府県公安委員会は、放置違反金納付命令後に、督促、催促及び滞納処分を行う。交通指導課駐車対策係員が、債権管理(滞納整理)を含む放置違反金制度の運用事務を行っている。
9	延滞に係る違約金	年14.5%の延滞金 (督促を受け指定期限までに納付しないとき)

(2) 債権の推移

(放置違反金)

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	34,691	33,401		1,290
	過年度分	5,890	2,422	639	2,829
	小 計	40,581	35,823	639	4,119
令和4年度	現年度分	45,665	44,254		1,411
	過年度分	4,119	1,059	529	2,531
	小 計	49,784	45,313	529	3,942
令和5年度	現年度分	52,873	51,026		1,847
	過年度分	3,927	1,134	555	2,238
	小 計	56,800	52,160	555	4,085

※千円未満は切り捨て。

(延滞金)

(単位：千円)

年 度	項 目	調定済額 a	収入額 b	不納欠損額 c	当年度末残高 a-b-c
令和3年度	現年度分	472	313		159
	過年度分	766	50	102	614
	小 計	1,238	363	102	773
令和4年度	現年度分	217	149		68
	過年度分	773	21	166	586
	小 計	990	170	166	654
令和5年度	現年度分	220	161		59
	過年度分	654	41	127	486
	小 計	874	202	127	545

※千円未満は切り捨て。

(3) 債権の明細

(放置違反金)

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	少額かつ多数にわた るため省略			
合計	263	4,085,000	納付命令発出日	4,085,000

(延滞金)

(単位：円)

	債務者	当初債権額	当初債権発生時期	未収債権額
	少額かつ多数にわた るため省略			
合計	124	545,000	放置違反金(元金)の 納付日	545,000

(4) 発生年度別収入未済額

(放置違反金)

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度	30,000	2	
令和 元 年度	545,000	35	
令和 2 年度	537,000	35	
令和 3 年度	423,000	27	
令和 4 年度	703,000	45	
令和 5 年度	1,847,000	119	
合 計	4,085,000	263	

(延滞金)

(金額単位：円)

発生年度	収入未済額	債務者数	参考事項
平成 25 年度以前			
平成 26 年度			
平成 27 年度			
平成 28 年度			
平成 29 年度			
平成 30 年度			
令和 元 年度	201,000	35	
令和 2 年度	111,000	18	
令和 3 年度	123,000	28	
令和 4 年度	51,000	16	
令和 5 年度	59,000	27	
合 計	545,000	124	

(5) 年度別不納欠損処理額

(放置違反金)

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度	762,000	49	消滅時効（5 年）の完成
令和 2 年度	456,000	30	同上
令和 3 年度	639,000	41	同上
令和 4 年度	529,000	33	同上
令和 5 年度	555,000	35	同上
合 計	2,941,000	188	

(延滞金)

(金額単位：円)

処理年度	不納欠損額	件 数	不納欠損処理の概要
令和 元 年度	198,000	45	消滅時効（5 年）の完成
令和 2 年度	178,000	39	同上
令和 3 年度	102,000	26	同上
令和 4 年度	166,000	40	同上
令和 5 年度	127,000	32	同上
合 計	771,000	182	

(6) 監査の結果

ア 結論

担当者より管理状況を聴取し、管理資料の閲覧を行ったところ、債権管理状況に不備はなく、特に指摘すべき事項はなかった。

イ 内容

(ア) 債権概況

放置による駐車違反が認知され、車両運転者の責任追及ができない場合に、車検証上の使用者欄に記載されている車両使用者に対して行政手続として行う放置違反金の請求債権（強制徴収可能な公債権）である。令和 5（2023）年度ベースで約 3,500 件、およそ 5,300 万円が発生している。

(イ) 債権管理状況

道路交通法及び栃木県公安委員会規則に基づいて、弁明の機会の付与、納付命令、督促、滞納整理、滞納処分といった確立された一連の手続によって

債権回収を図っている。放置駐車違反管理システムという専用の情報システムも活用しており、組織的な管理が行われている様子も確認された。

現年度分の収納率は 97%と高く、5 年間の回収を経て不納欠損となる金額は全体の 1 %程度と低水準である。担当係の警察官を活用した債務者訪問など積極的な回収活動が行われていることから、不納欠損となる案件も行方不明や自己破産した者、国外に移転した外国籍者が中心である。放置車両に関わる違反金ということから債権の性質上回収が難しいと思われるものの、高い収納率を実現しており積極的かつ効果的な債権回収活動が行われていると評価できる。